

資料6-01 報道機関一覧表

No.	社名	電話番号	FAX番号	所在地
1	中日新聞社 磐田通信局	0538-32-6405	0538-39-0022	磐田市今之浦2-7-13
2	静岡新聞社 磐田支局	0538-32-2098	0538-35-7682	磐田市国府台8-4 国府台ITOビル3階
3	読売新聞東京本社 浜松支局	053-452-1166	053-452-1213	浜松市中区板屋町110-5 浜松第一生命日通ビル8階
4	朝日新聞社 浜松支局	053-452-3105	053-452-3106	浜松市中区常盤町145-1 大樹生命浜松ビル4階
5	毎日新聞社 浜松支局	053-453-2181	053-459-0333	浜松市中区栄町302-17
6	産経新聞社 静岡支局	054-255-5026	054-205-0038	静岡市葵区伝馬町9-1 河村ビル7階
7	日本経済新聞社 浜松支局	053-452-8593	053-456-1857	浜松市中区伝馬町311-14 浜松てんまビル503号室
8	時事通信社 浜松支局	053-453-4335	053-452-7474	浜松市中区鍛冶町124 マルHビル6階
9	共同通信社 静岡支局	054-286-1251	054-284-3959	静岡市駿河区登呂3-1-1
10	NHK静岡放送局 浜松報道室	053-451-5000	053-451-5020	浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー1階103区
11	テレビ静岡 浜松支社	053-453-1584	053-455-1611	浜松市中区常盤町145-1 大樹生命浜松ビル9階
12	静岡朝日テレビ 浜松支局	053-456-3310	053-456-2801	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ 浜松オフィス棟4階
13	静岡第一テレビ 浜松支局	053-456-7577	053-452-1780	浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー18階
14	SBS静岡放送 掛川支局	0537-22-8677	0537-22-8676	掛川市成滝600-1
15	静岡エフエム放送 浜松本社	053-457-1153	053-457-1174	浜松市中区常盤町133-24
16	浜松エフエム放送	053-458-8600	—	浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ中央館4階

資料6-02 隣接市町一覧表

静岡県災害情報等連絡先一覧（令和4年度）

浜 松 市	郵便番号	430-8652
	所在地	浜松市中区元城町103-2
	防災行政無線電話	263-9000
	防災行政無線FAX	263-8001
	N T T 電話	053-457-2537
	N T T FAX	053-457-2530
	時間外	053-457-2066
	災害時衛星携帯電話	090-8420-5226
	Eメールアドレス	bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
	担当課	危機管理課
袋 井 市	郵便番号	437-0012
	所在地	袋井市国本2907 袋井市防災センター3階
	防災行政無線電話	261-9000
	防災行政無線FAX	261-8001
	N T T 電話	0538-86-3701
	N T T FAX	0538-86-5522
	時間外	0538-43-2111
	災害時衛星携帯電話	080-2632-8234
	Eメールアドレス	bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp
	担当課	危機管理課
森 町	郵便番号	437-0293
	所在地	周智郡森町森2101-1
	防災行政無線電話	260-9000
	防災行政無線FAX	260-8001
	N T T 電話	0538-85-6302
	N T T FAX	0538-85-5259
	時間外	0538-85-2111
	災害時衛星携帯電話	080-8263-0066
	Eメールアドレス	bousai@town.shizuoka-mori.lg.jp
	担当課	防災課

資料7-01 主要河川の状況

No.	河川名	種別	水系	流域	備考
1	天竜川	1級河川	天竜川	上野部～海に至る	
2	一雲済川	1級河川	天竜川	下野部～天竜川合流点	
3	上野部川	1級河川	天竜川	上野部～一雲済川合流点	
4	太田川	2級河川	太田川	向笠新屋～海に至る	
5	仿僧川	2級河川	太田川	宮之一色～太田川合流点	
6	今ノ浦川	2級河川	太田川	見付(元宮町)～仿僧川合流点	
7	古川	2級河川	太田川	東新屋～今ノ浦川合流点	
8	倉西川	2級河川	太田川	鎌田～古川合流点	
9	磐田久保川	2級河川	太田川	中泉(久保町)～今ノ浦川合流点	
10	半ノ池川	2級河川	太田川	中泉(西新町)～磐田久保川合流点	
11	安久路川	2級河川	太田川	岩井～今ノ浦川合流点	
12	旧仿僧川	2級河川	太田川	草崎～仿僧川合流点	
13	祝川	2級河川	太田川	豊田(気賀東)～仿僧川合流点	
14	磐田田中川	2級河川	太田川	下万能～仿僧川合流点	
15	敷地川	2級河川	太田川	虫生～太田川合流点	
16	小藪川	2級河川	太田川	笠梅～敷地川合流点	
17	中沢川	2級河川	太田川	笠梅～敷地川合流点	
18	蟹田川	2級河川	太田川	玉越～稗原	
19	前川	2級河川	前川	豊浜(雁代)～海に至る	
20	桶ヶ谷川	準用河川	太田川	三ヶ野～太田川合流点	
21	城之崎川	準用河川	太田川	富士見台～安久路川合流点	
22	石代川	準用河川	太田川	前野～仿僧川合流点	
23	古川	準用河川	太田川	新出～古川合流点	
24	向陽川	準用河川	太田川	向笠新屋～見付(元宮町)	
25	加茂川	準用河川	太田川	見付(河原町)～今ノ浦川合流点	
26	下万能川	準用河川	太田川	下万能～磐田田中川合流点	
27	雨垂川	準用河川	天竜川	上野部(栗下)～上野部川合流点	
28	田川沢	準用河川	天竜川	上野部(田川)～一雲済川合流点	

資料7-02 過去に中遠地域に被害を及ぼした地震

日本被害地震総覧 (宇佐美龍夫) に加筆/静岡県地域防災計画 (地震対策編)

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害
3*	684. 11. 29 天武13. 10. 14	134. 0 32. 5 南海・西海道	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。
5	715. 7. 4 和銅8. 5. 25	137. 9 35. 1 遠江	6. 4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智、長下、石田の3郡民家170余区を没す。
6	715. 7. 5 和銅8. 5. 26	137. 4 34. 8 三河	6. 7	[I] IV～V	県西境に多少の被害があったと推定される。
26*	887. 8. 26 仁和3. 7. 30	135. 3 33. 0 五畿七道	8. 6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。
39	1099. 2. 22 康和1. 1. 24	135. 5 33. 0 南海道	8. 4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。
56*	1361. 8. 3 正平16. 6. 24	135. 0 33. 0 畿内・土佐・阿波	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？
68*	1498. 9. 20 明応7. 8. 25	138. 2 34. 1 東海道	8. 6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。
79	1589. 3. 21 天正17. 2. 5	138. 2 34. 8 遠江・駿河	6. 7	[I] IV～V	遠江の民家多く破れ倒る。
84*	1605. 2. 3 慶長 9. 12. 16	134. 9 33. 0 東海・南海・西海	7. 9	[IV] 3 VI	浜名湖近くの橋本に津波。100軒のうち20軒が残る。死者多し。白州丁津波。
141	1686. 10. 3 貞享3. 8. 16	137. 4 34. 5 遠江・三河	7. 0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。
153*	1707. 10. 28 宝永4. 10. 4	135. 9 33. 2 五畿七道	8. 4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地で液状化現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。
163	1718. 8. 22 享保3. 7. 26	伊那	6. 4	[I] IV～V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死者50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。
257*	1854. 12. 23 嘉永7. 11. 4 安政1. 11. 4	137. 8 34. 0 東海・東山・南海	8. 4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。特に掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。
300	1891. 10. 28 明治24. 10. 28	136. 6 35. 6 愛知・岐阜	7. 9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護岸堤、見附浜松間に諸所破損。
414	1917. 5. 18 大正6. 5. 18	138. 4 34. 95 静岡付近	5. 8		浜松地方で地裂・煙突の倒壊、壁落あり。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 経 北 緯 震央地名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害
430*	1923. 9. 1 大正12. 9. 1	139. 3 35. 2 関東南部	7. 9	V	県全体で死者375、傷者1, 243、行方不明68、家屋全壊2, 298、半壊10, 219、損失5、流出661。
506*	1944. 12. 7 昭和19. 12. 7	136. 2 33. 7 東海沖	7. 9 0~ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1~2m。太田川流域の住家被害率が高く、南御厨村で101%、今井村で97%。
509*	1946. 12. 21 昭和21. 12. 21	135. 6 33. 0 南海沖	8. 0 30km		津波の高さ舞阪0. 8m、御前崎2m。
546*	1960. 5. 23 昭和35. 5. 23	73. 5(西経) 38. 0(南緯) チリ地震津波	8. 5	0	舞阪で津高1. 1m。
*	2009. 8. 11 平成21. 8. 11	138. 5 34. 5 駿河湾	6. 5 23km	VI弱	県全体で死者1、傷者311、家屋半壊6、一部損壊 8, 666、火災3。掛川市及び牧之原市を中心に断水約 7 万戸、停電約9, 500戸。
	2011. 8. 1 平成23. 8. 1	駿河湾	6. 2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件

注1 番号欄の*印は津波を伴った地震

注2 被害等級は、次のとおりである。

- 1：壁や地面に亀裂が生じる程度の微小被害
- 2：家屋の損傷、道路の破損などを生じる程度の小被害
- 3：複数の死者または複数の全壊家屋が生じる程度
- 4：死者20人以上または家屋全壊1千戸以上
- 5：死者200人以上または家屋全壊1万戸以上
- 6：死者2千人以上または家屋全壊10万戸以上
- 7：死者2万人以上または家屋全壊100万戸以上

注3 津波規模の数字は、次の通りである。

- 1：50cm以下（無被害）
- 0：1m前後
- 1：2m前後
- 2：4~6m程度
- 3：10~20m程度
- 4：最大30m以上

資料7-03 磐田市の気象に関する資料

[気象庁ホームページから]

1 主な要素の平年値 (年・月ごとの値)

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30年	30年	30年	30年	30年	30年
1月	52.0	6.2	10.8	2.2	3.1	197.4
2月	74.7	6.9	11.7	2.5	3.1	187.6
3月	133.9	10.0	14.7	5.3	3.0	195.5
4月	158.7	14.5	19.0	10.0	2.8	200.3
5月	170.3	18.6	22.7	14.7	2.5	203.4
6月	222.0	21.8	25.3	18.8	2.3	147.8
7月	195.9	25.4	28.8	22.7	2.2	182.3
8月	124.6	26.8	30.6	23.8	2.2	238.0
9月	217.6	24.1	28.2	20.7	2.2	168.8
10月	195.0	19.1	23.6	15.2	2.2	162.2
11月	106.0	13.7	18.5	9.5	2.3	170.6
12月	59.0	8.5	13.2	4.4	2.9	188.9
年	1748.0	16.3	20.6	12.5	2.6	2242.9

2 主な要素の観測史上5位までの値 (年間を通じての値)

(統計期間：1978/1～2023/2)

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量 (mm)	252.0 (1998/9/23)	238.5 (2019/10/12)	227.0 (1983/8/17)	213.5 (2022/9/23)	202.0 (1982/9/12)
日最大10分間降水量 (mm)	25.0 (2022/9/23)	24.0 (2013/9/8)	23.0 (2015/8/30)	22.0 (2015/9/3)	20.0 (2011/9/21)
日最大1時間降水量 (mm)	95.5 (2022/9/2)	73.0 (2005/9/5)	70.0 (1998/9/23)	63.5 (2022/9/23)	63.0 (1998/7/2)
日最高気温の高い方から (℃)	39.2 (1994/8/3)	38.5 (2020/8/16)	38.4 (1994/8/4)	38.0 (2020/8/17)	38.0 (2004/7/21)
日最低気温の低い方から (℃)	-4.8 (1981/2/27)	-4.3 (2012/2/3)	-4.2 (1985/1/27)	-4.2 (1981/2/26)	-4.1 (2021/1/9)
日最大風速・風向 (m/s)	23.7 南南西 (2018/9/30)	23.4 南南東 (2011/9/21)	22.9 南南西 (2012/6/19)	21.0 南西 (2018/10/1)	20.0 南南西 (2012/9/30)
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	38.8 南南西 (2018/9/30)	36.8 南 (2011/9/21)	35.2 南南西 (2012/6/19)	32.8 南南東 (2014/10/6)	32.5 南 (2012/9/30)

資料8-01 重要水防箇所一覧表

(静岡県水防計画書)

1 総括表

重要水防箇所 管理区分等		河川			海岸			計	
		河川数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	海岸数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	延長 (m)
天竜川	重要度A	1	6	1,470				6	1,470
	重要度B	1	30	33,705				30	33,705
	要注意	1	3	2,480				3	2,480
天竜川 (工作物)	重要度A								
	重要度B								
県管理河川	重要度A	5	6	4,236				6	4,236
	重要度B	7	7	13,957	1	1	4,578	8	18,535

2 天竜川重要水防箇所

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
1	天竜川	天竜川	掛塚水位観測所付近 掛塚	220	3.4K ～ 3.6K+27m	A	H22.7.15 高水 未対策区間	
2	天竜川	天竜川	JR東海道線橋より400m下流 赤池	200	7.0K+100m ～ 7.2K+100m	A	S57.8.2 漏水	月の輪工
3	天竜川	天竜川	東名高速道路上下流 東名	200	11.4K ～ 11.6K	A	護岸洗掘	木流し工
4	天竜川	天竜川	かささぎ大橋下流 匂坂中	400	12.8K ～ 13.2K	A	護岸洗掘	木流し工
5	天竜川	天竜川	一雲済川合流点 寺谷	300	15.6K ～ 15.6K	A	支川合流点 未処理	積土のう工
6	天竜川	天竜川	豊岡総合センター 壱貫地	150	19.4K+100m ～ 19.6K+50m	A	護岸洗掘	木流し工
重要度A 小 計		河 川：6 箇所		1,470				
1	天竜川	天竜川	竜洋排水機場 駒場	480	0.6K+110m ～ 1.0K+120m	B	暫定堤防 パラペット	
2	天竜川	天竜川	竜洋排水機場 ～杉山工業 駒場	4,220	0.8K+120m ～ 5.4K	B	堤防脆弱性指標 による判定 すべり破壊の安 全性Fs不足	
3	天竜川	天竜川	竜洋排水機場上流 ～掛塚橋上流 駒場	2,280	1.0K ～ 3.4K	B	パイピング 破壊安全度i 超過	

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
4	天竜川	天竜川	掛塚	80	1.8K ～ 1.8K+80m	B	R2巡視結果	
5	天竜川	天竜川	掛塚橋下流 ～西堀グランド 掛塚	1,330	3.6K+100m ～ 5.0K+100m	B	河積不足	
6	天竜川	天竜川	八雲神社 ～西堀グランド 掛塚	880	4.0K+100m ～ 5.0K	B		
7	天竜川	天竜川	西堀グランド上流 ～JR東海道線橋上流 掛塚	220	5.8K+110m ～ 6.0K+110m	B	河積不足	
8	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋付近 竜洋中島	220	6.4K ～ 6.6K	B		
9	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上下流 竜洋中島	720	6.4K ～ 7.0K+100m	B	堤防脆弱性 指標による 判定	
10	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上下流 竜洋中島	200	6.4K+110m ～ 6.6K+110m	B	河積不足	
11	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上流 竜洋中島	380	6.8K+100m ～ 7.2K+90m	B	河積不足	
12	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上流 竜洋中島	50	6.6K ～ 6.6K+50m	B	R1巡視結果	
13	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 森本	120	7.2K+120m ～ 7.4K+60m	B		
14	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 森本	100	7.4K+100 m ～ 7.6K	B		
15	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 ～東名高速道路天竜川橋 竜洋中島～東名	3,910	7.2K+100m ～ 11.4K	B	堤防脆弱性指標 による判定 すべり破壊の安 全性Fs不足	
16	天竜川	天竜川	森本	180	7.8K+90m ～ 8.0K+90m	B	河積不足	
17	天竜川	天竜川	交通公園上流 池田	170	9.8K+100m ～ 10.0K+80m	B	河積不足	
18	天竜川	天竜川	池田の渡し公園下流 ～かささぎ大橋 東名～匂坂中	3,060	10.2K ～ 13.2K	B	パイピング 破壊安全度i 超過	
19	天竜川	天竜川	東名高速道路天竜川橋下流 池田	1,220	10.2K+80m ～ 11.4K+110m	B	河積不足	
20	天竜川	天竜川	池田の渡し公園上下流 東名	290	10.8K+150m ～ 11.2K	B		

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
21	天竜川	天竜川	東名天竜川橋 ～池田樋門 東名～七蔵新田	270	11.40K+220m ～ 11.8K+80m	B		
22	天竜川	天竜川	天竜川陸選砂利協組下流 匂坂上	170	12.2K+107 m ～ 12.4K+60m	B	R1巡視結果	
23	天竜川	天竜川	かささぎ大橋 ～神田公園 匂坂上～上野部	9,375	13.1K ～ 23.0K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足	
24	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上流 匂坂上	70	13.4K+65m ～ 13.6K	B		
25	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 寺谷	200	15.6K+208m ～ 16.0K	B		
26	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 松之木島	180	17.4K+100m ～ 17.6K+100m	B		
27	天竜川	天竜川	浜北大橋上流 上野部	500	18.8K+80m ～ 19.2K+174m	B		
28	天竜川	天竜川	新東名高速道路 ～神田公園 上野部	2,140	21.0K ～ 23.0K	B	パイピング 破壊安全度i 超過	
29	天竜川	天竜川	新東名高速道路上流 上野部	150	21.4K+90m ～ 21.6K+60m	B		
30	天竜川	天竜川	飛竜大橋 上野部	540	23.2K ～ 23.6K	B		
重要度B 小 計			河 川：30箇所	33,705				

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
1	天竜川	天竜川	竜洋排水樋管200m下流 ～遠州大橋 駒場～掛塚	1,280	0.4K+250m ～ 1.6K+10m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川 合流点)	
2	天竜川	天竜川	天竜川砂利プラント協同組 合より上流 高木～赤池	1,180	6.0K ～ 7.0K+100m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川 分派点)	
3	天竜川	天竜川	JR東海道線橋350m下流 森本	20	7.2K+100m ～ 7.2K+120m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川 分派点)	
要注意 小 計			河 川：3箇所	2,480				
合 計			河 川：39箇所	37,655				

3 県管理区間重要水防箇所

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
1	太田川	今ノ浦川	中川橋上流 見付	336	6.9K ～ 7.2K	A	断面狭小	積土のう工
2	太田川	磐田久保川	大池排水機場 ～一本松橋 二之宮	1,300	0.0K ～ 1.3K	A	越水	積土のう工
3	太田川	磐田久保川	JR東海道線橋梁上流 中泉	300	1.9K ～ 2.2K	A	断面狭小	積土のう工
4	太田川	半ノ池川	JR東海道線 ～西新町橋 中泉	750	0.4K ～ 1.1K+50m	A	断面狭小	積土のう工
5	太田川	安久路川	新安久路橋 ～大久保橋下流 安久路～岩井	1,200	2.0K ～ 3.2K	A	断面狭小	積土のう工
6	太田川	祝川	一言橋上下流 海老塚～一言	350	4.1K+50m ～ 4.5K	A	断面狭小	積土のう工
重要度A小計			河 川：6箇所	4,236				
1	天竜川	一雲済川	新川橋 ～田川沢川合流点 掛下～下野部	5,150	1.0K ～ 6.1K+50m	B	断面狭小	積土のう工
2	天竜川	上野部川	田川橋 ～天龍院上流 上野部	2,225	1.7K+80m ～ 4.0K	B	断面狭小	積土のう工
3	太田川	太田川	三ヶ野橋 ～敷地川合流点 三ヶ野～袋井市小山・岩井	1,182	7.9K+18m ～ 9.1K	B	破堤跡	木流し工
4	太田川	仿僧川	JR東海道線下流 ～フチの上橋上流 気子島～宮之一色	1,000	10.6K ～ 11.6K	B	断面狭小	積土のう工
5	太田川	旧仿僧川	草崎排水機場 ～判官瀬橋 東平松～草崎	1,600	2.6K ～ 4.2K	B	断面狭小	積土のう工
6	太田川	祝川	権現橋 ～七曲橋上流 加茂	700	6.3K ～ 7.0K	B	断面狭小	積土のう工
7	太田川	敷地川	中沢川合流点 ～大谷橋下流 笠梅～袋井市大谷	2,100	3.2K+50m ～ 5.3K+50m	B	断面狭小	積土のう工
8		竜洋海岸	天竜川河口 ～スズキテストコース東端 駒場～東平松	4,578		B	海岸浸食	根固 ブロック
重要度B小計			河 川：7箇所 海 岸：1箇所	13,957 4,578				
合 計			河 川：13箇所 海 岸：1箇所	18,193 4,578				

(危機管理課)

資料8-02 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表

(令和5年4月1日)

1 社会福祉施設

(1) 高齢者施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	デイサービスゆう加茂川	見付5966-3	1.0～3.0	—
2	ふるさとホーム磐田	中泉802-2	3.0～5.0	1.0～3.0
3	ケアステーションあさひ磐田	中泉802-2	3.0～5.0	1.0～3.0
4	リッツハウス磐田	二之宮702-1	1.0～3.0	1.0～3.0
5	はたらくデイサービスもぐもぐ	二之宮702-1	1.0～3.0	1.0～3.0
6	介護老人保健施設さくらの苑	二之宮1162	3.0～5.0	1.0～3.0
7	グループホーム旬彩	今之浦1-1-13	1.0～3.0	0.5～1.0
8	ケアセンター旬彩	今之浦1-1-13	1.0～3.0	0.5～1.0
9	あずみ苑磐田	豊島1427-1	1.0～3.0	0.5～1.0
10	デイサービスせんず堂	千手堂964-6	1.0～3.0	—
11	特別養護老人ホーム第二遠州の園	鮫島1804-1	1.0～3.0	0.5～1.0
12	第二遠州の園デイサービス	鮫島1804-1	1.0～3.0	0.5～1.0
13	デイサービスりんごの杜	小島62-2	1.0～3.0	0.3未満
14	マザーズ前野	前野2532-1	1.0～3.0	—
15	ヴィラまえの	前野2890-2	1.0～3.0	—
16	有料老人ホームいこいの里大原	大原1911	3.0～5.0	1.0～3.0
17	デイサービスセンターいこいの里大原	大原1911	3.0～5.0	1.0～3.0
18	グループホーム苦楽舎	匂坂上234-1	5.0～10.0	—
19	磐田伍縁荘	西貝塚1221-3	3.0～5.0	1.0～3.0
20	特別養護老人ホーム西貝の郷	西貝塚2111-1	0.3～0.5	—
21	デイサービスセンター西貝の郷	西貝塚2111-1	0.3～0.5	—
22	短期入所施設西貝の郷	西貝塚2111-1	0.3～0.5	—
23	シオンの家デイサービスセンター	西貝塚2356	3.0～5.0	—
24	特別養護老人ホーム西之島の郷	西之島26-1	3.0～5.0	1.0～3.0
25	短期入所施設西之島の郷	西之島26-1	3.0～5.0	1.0～3.0
26	デイサービスセンター陽だまりの里	彦島385-2	—	1.0～3.0
27	フレンドハウスさんさん	彦島385-2	—	1.0～3.0
28	リハケアーズ福田	福田712	3.0～5.0	1.0～3.0
29	セレーノ福田	福田712	3.0～5.0	1.0～3.0
30	ウェルビ福田デイサービスセンター	福田2126-1	3.0～5.0	1.0～3.0
31	ラクラス福田デイサービス	福田2204-3	3.0～5.0	1.0～3.0
32	あんしんホーム磐田福田	福田2397-2	3.0～5.0	1.0～3.0
33	ケアステーションあさひ磐田福田	福田2397-2	3.0～5.0	1.0～3.0
34	グループホーム福田はまぼうの家	福田中島726	3.0～5.0	1.0～3.0
35	グループホームつどい	一色25-1	3.0～5.0	1.0～3.0
36	介護老人保健施設於保老健センター	一色26	3.0～5.0	1.0～3.0
37	特別養護老人ホーム福寿荘	宇兵衛新田187	1.0～3.0	1.0～3.0
38	福寿荘デイサービスセンター	宇兵衛新田187	1.0～3.0	1.0～3.0
39	福寿荘短期入所生活介護事業所	宇兵衛新田187	1.0～3.0	1.0～3.0
40	デイサービスセンター福田ふれあい荘	南島529	3.0～5.0	1.0～3.0
41	グループホーム福田の家	東小島260	3.0～5.0	1.0～3.0
42	デイサービス和合	豊浜267-1	—	1.0～3.0
43	グループホーム竜洋の家	掛塚1778-1	3.0～5.0	—
44	特別養護老人ホーム第二白寿園	掛塚3160-1	1.0～3.0	—

45	特別養護老人ホーム白寿園	掛塚3172	1.0～3.0	—
46	老人デイサービスセンター白寿園	掛塚3172	1.0～3.0	—
47	白寿園ショートステイ	掛塚3172	1.0～3.0	—
48	白寿園ケアハウス	掛塚3172	1.0～3.0	—
49	介護老人保健施設五洋の里	掛塚3190-1	1.0～3.0	—
50	ラクラス掛塚デイサービス	白羽106-4	1.0～3.0	—
51	デイサービスらいらく竜洋	豊岡1451-1	1.0～3.0	—
52	シルバーハウス奏	豊岡6462	1.0～3.0	—
53	デイサービスにじいろ	豊岡6462	1.0～3.0	—
54	デイサービス小春日和磐田	竜洋中島62-1	3.0～5.0	—
55	デイサービス香寿	平間1199-1	1.0～3.0	—
56	グループホーム香寿	平間1259-1	0.5～1.0	—
57	グループホームサンシティとよだ	豊田35	3.0～5.0	—
58	アクアホーム磐田	豊田727-1	3.0～5.0	—
59	ケアハウスゆやの里	加茂395	3.0～5.0	—
60	ゆやの里短期入所生活介護事業所	加茂395	3.0～5.0	—
61	小規模多機能型居宅介護ゆやの里	加茂395	3.0～5.0	—
62	えいせいデイサービスめぐみ	加茂1242-1	3.0～5.0	—
63	えいせい加茂デイサービスセンター	加茂1242-5	3.0～5.0	—
64	グループホーム桜寿	池田391-1	3.0～5.0	—
65	グループホーム豊田長藤の家	上新屋483-1	3.0～5.0	—
66	豊田えいせい病院指定通所リハビリテーション事業所	小立野102	3.0～5.0	—
67	介護老人保健施設なかよし	小立野135-1	3.0～5.0	—
68	えいせいゆーとぴあ	小立野386	3.0～5.0	—
69	えいせいゆーとぴあデイサービスセンター	小立野386	3.0～5.0	—
70	デイサービス和ごころ豊田西之島	豊田西之島289-3	3.0～5.0	—
71	ツクイ磐田	森下24-1	3.0～5.0	—
72	デイサービスりんご	気子島496-1	3.0～5.0	—
73	磐南中央病院通所リハビリテーション事業所	気子島978	3.0～5.0	—
74	特別養護老人ホーム豊田ゆうあいの里	下万能700	1.0～3.0	—
75	豊田ゆうあいの里デイサービス	下万能700	1.0～3.0	—
76	豊田ゆうあいの里短期入所生活介護事業所	下万能700	1.0～3.0	—
77	い～な豊田デイサービスセンター	立野1374	3.0～5.0	—
78	グループホーム今日香	上野部1519-5	3.0～5.0	—
79	特別養護老人ホーム梅香の里	下野部363-1	1.0～3.0	—
80	梅香の里デイサービスセンター	下野部363-1	1.0～3.0	—
81	梅香の里短期入所生活介護事業所	下野部363-1	1.0～3.0	—
82	ふじがおか和楽久磐田合代島	合代島1098-1	1.0～3.0	—
83	ふじがおかデイサービス磐田合代島	合代島1098-1	1.0～3.0	—
84	介護老人保健施設白梅豊岡ケアホーム	下神増183-1	1.0～3.0	—
85	白梅豊岡介護医療院	下神増185-19	1.0～3.0	—

(2)障がい者施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	ALSIA	見付1333-7	1.0~3.0	0.5~1.0
2	学舎いろいろ (いろいろ)	見付5883-5	1.0~3.0	—
3	ひまわりの華	中泉2032	1.0~3.0	—
4	共同生活援助 あしたば	中泉2270-18	1.0~3.0	0.3~0.5
5	ベストフレンズ	二之宮1259-1	3.0~5.0	1.0~3.0
6	共同生活援助 汐風	二之宮1336-3	3.0~5.0	1.0~3.0
7	生活介護事業所 さんぽ	今之浦2-9-3	1.0~3.0	0.5~1.0
8	タスカル	今之浦3-2-2 2F	0.5~1.0	0.3未満
9	再起 磐田営業所	今之浦4-4-3	3.0~5.0	1.0~3.0
10	共同生活援助 日和	千手堂950-1	1.0~3.0	—
11	とみちゃんち	上岡田532-4	1.0~3.0	0.5~1.0
12	聖隷チャレンジ工房磐田	上岡田1079-1	1.0~3.0	1.0~3.0
13	そるとぼっと	西之島5-1	1.0~3.0	1.0~3.0
14	おんりーわん	西島277-1	—	1.0~3.0
15	ライフサイズステーションあまね	福田329-1	3.0~5.0	1.0~3.0
16	ソーシャルインクルーホーム磐田福田	福田625-2-1	3.0~5.0	1.0~3.0
17	ハッピーホーム	福田691-1	3.0~5.0	1.0~3.0
18	はまぼう	福田4396-1	3.0~5.0	1.0~3.0
19	松ぼっくり (主たる事業所)	福田4771-1	3.0~5.0	1.0~3.0
20	たんぼぼ共同作業所	福田中島138	3.0~5.0	1.0~3.0
21	共同生活援助 みぎわ	福田中島3577-1	3.0~5.0	1.0~3.0
22	潮の香 (従たる事業所)	塩新田203-1	3.0~5.0	1.0~3.0
23	潮の香 (主たる事業所)	宇兵衛新田186-1	1.0~3.0	1.0~3.0
24	福寿荘短期入所生活介護事業所(障害短期入所)	宇兵衛新田187	1.0~3.0	1.0~3.0
25	あにまあと	大原2879-2	3.0~5.0	1.0~3.0
26	松ぼっくり (従たる事業所)	大原2879-6	3.0~5.0	1.0~3.0
27	えひめ	蛭池266-1	3.0~5.0	1.0~3.0
28	あぼかど	蛭池267-1	3.0~5.0	1.0~3.0
29	学舎いろいろ (ぼちぼち)	豊浜424-6	—	1.0~3.0
30	サンサンいわた (あゆみ)	川袋700-2	1.0~3.0	—
31	フリープラス	豊岡7063-4	1.0~3.0	0.3未満
32	ソーシャルインクルーホーム磐田駒場	駒場1-8	1.0~3.0	—
33	齋藤居宅介護支援事業所	高木180-5	1.0~3.0	—
34	サンサンいわた (くすの木)	上本郷1009-1	3.0~5.0	—

(3) 児童福祉施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	放課後ディサービスひまわり磐田南校	千手堂888-1	1.0~3.0	—
2	放課後ディサービスひまわり岡田校	上大之郷331-3	1.0~3.0	1.0~3.0
3	放課後ディサービスまおり	上岡田1065-1	1.0~3.0	1.0~3.0
4	聖隷こども発達支援センターかるみあ	上岡田1079-1	1.0~3.0	1.0~3.0
5	聖隷放課後児童クラブはなえみ磐田	上岡田1079-1	1.0~3.0	1.0~3.0
6	児童発達支援センター心愛（ここあ）つう	匂坂上228-1	5.0~10.0	—
7	アソベル東新町	東新町1-2-3	1.0~3.0	1.0~3.0
8	EAC第2事業所	下太384-6	3.0~5.0	1.0~3.0
9	トラス福田西	一色22	3.0~5.0	1.0~3.0
10	あにまあと	大原2879-2	3.0~5.0	1.0~3.0
11	るびなすスクール駒場	駒場1644-14	1.0~3.0	—
12	まめの木	岡918-1	1.0~3.0	—
13	キッズ・わくわく	池田722-1	3.0~5.0	—
14	放課後ディサービス事業所ふぁんたす	小立野285	3.0~5.0	—
15	野楽っこ	小立野417	3.0~5.0	—
16	サンサン・キッズ	森岡202-1	3.0~5.0	—
17	放課後等ディサービス事業所あすりーど	立野2016-1 103号室	3.0~5.0	—
18	のっぽ保育園	見付1204	1.0~3.0	1.0~3.0
19	いずみ保育園	見付2693	3.0~5.0	—
20	いずみ第三保育園	見付5018-5	3.0~5.0	—
21	二之宮保育園	二之宮962-1	3.0~5.0	1.0~3.0
22	磐田のびやか保育園	二之宮東9-4	1.0~3.0	—
23	遠鉄グループ保育園いわた	鳥之瀬228-4	3.0~5.0	1.0~3.0
24	はあとふる保育園	豊島1493-1	1.0~3.0	—
25	ハレルパーク保育園	上岡田847-1 ハレルパーク内	3.0~5.0	1.0~3.0
26	四季の風保育園	寺谷366-1	3.0~5.0	—
27	コレジオ・アプレンジス	西貝塚787-3	3.0~5.0	1.0~3.0
28	シ・イ・ソヒゾ・デ・クリアンサ磐田校	西之島76-4	3.0~5.0	1.0~3.0
29	日本たばこ産業(株)東海工場保育所	西之島78-3	3.0~5.0	1.0~3.0
30	いずみ第二保育園	城之崎1-2354-2	1.0~3.0	—
31	DEUS NO COMANDO (デウスノコマンド)	稗原403-1	1.0~3.0	1.0~3.0
32	ハレルヤ託児所	東新屋67	3.0~5.0	1.0~3.0
33	聖隷こども園こうのとり東	東新屋271-3	1.0~3.0	1.0~3.0
34	福田こども園	福田中島55	3.0~5.0	3.0~5.0
35	子育てセンターみなみしま	南島164-1	3.0~5.0	1.0~3.0
36	なないろ保育園	掛塚3172	1.0~3.0	—
37	めいわ竜洋保育園	豊岡6605-61	1.0~3.0	—
38	竜洋東こども園	中平松30-4	1.0~3.0	—
39	オベルジーヌ保育園	竜洋中島98-1	3.0~5.0	—
40	J A遠州中央 ときめき保育園	豊田146-3	3.0~5.0	—
41	あいむ保育園	加茂395	3.0~5.0	—
42	豊田北保育園	加茂930	3.0~5.0	—
43	豊田西保育園	池田871	3.0~5.0	—
44	ひまわり保育園	上新屋457-1	3.0~5.0	—
45	にじいろ保育所	小立野167-3	3.0~5.0	—
46	リーザプレスクール	一言1490	3.0~5.0	—
47	豊田みなみ保育園	豊田西之島552	1.0~3.0	—
48	りんご保育園	気子島490-1	1.0~3.0	—

49	さんくすピッピ保育園	宮之一色355	3.0～5.0	0.3未満
50	のびやか Well-Being保育園	下万能711	3.0～5.0	0.5～1.0
51	あいきゅーぶ保育園	立野2003-4	3.0～5.0	—
52	聖隷こども園こうのとり豊田	下本郷1055	3.0～5.0	—
53	ヤクルト磐田南センター保育所	下本郷2001-3	3.0～5.0	0.3未満
54	ハッピー第三保育園	上本郷1013-6	3.0～5.0	0.3未満
55	広瀬こども園	上神増460-1	0.5～1.0	—
56	白梅豊岡病院うめの子保育室	下神増183-1	1.0～3.0	—

(4) 子育て支援施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	子育て支援総合センター「のびのび」	上大之郷51	1.0～3.0	1.0～3.0
2	子育て支援センター「みちるーむ」	前野2575	1.0～3.0	—
3	子育て支援センター「たっち」	新貝1926-1	1.0～3.0	—
4	多文化交流センター「こんにちは！」	東新町1-1-8	1.0～3.0	1.0～3.0
5	子育て支援センター「ふわっと」	福田中島55	3.0～5.0	3.0～5.0
6	子育て支援センター「ほのぼの」	南島164-1	3.0～5.0	1.0～3.0
7	子育て支援センター「こどもの家」	岡783-1	3.0～5.0	—
8	子育て支援センター「あいあい」	壱貫地76-5	1.0～3.0	—

(5) 幼稚園・こども園

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	磐田南幼稚園	千手堂1075	1.0～3.0	0.3未満
2	長野幼稚園	小島362-2	1.0～3.0	—
3	龍の子幼稚園	前野2575	1.0～3.0	—
4	岩田こども園	匂坂中987-2	5.0～10.0	—
5	東部幼稚園	東貝塚205-1	1.0～3.0	1.0～3.0
6	田原幼稚園	三ヶ野936-1	—	1.0～3.0
7	竜洋幼稚園	豊岡6605-60	1.0～3.0	—
8	豊田北部幼稚園	加茂1027-2	3.0～5.0	—
9	豊田南こども園	森下280	1.0～3.0	—
10	青城こども園	中田610	3.0～5.0	—
11	豊岡こども園	新開541	1.0～3.0	—
12	豊岡南幼稚園	上神増1410	1.0～3.0	—

(6) 小学校

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	磐田南小学校	千手堂1356-1	1.0~3.0	0.3未満
2	長野小学校	小島736	1.0~3.0	—
3	岩田小学校	匂坂中987	5.0~10.0	—
4	東部小学校	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
5	田原小学校	三ヶ野1030-1	—	1.0~3.0
6	福田小学校	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
7	豊浜小学校	豊浜9	—	1.0~3.0
8	竜洋西小学校	川袋1900	1.0~3.0	—
9	竜洋東小学校	中平松23	1.0~3.0	—
10	竜洋北小学校	堀之内356	1.0~3.0	—
11	豊田北部小学校	加茂243	3.0~5.0	—
12	豊田南小学校	森下300	1.0~3.0	—
13	青城小学校	中田55	1.0~3.0	—
14	豊岡北小学校	下野部158-1	1.0~3.0	—
15	豊岡南小学校	上神増1410	1.0~3.0	—

(7) 中学校

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	南部中学校	野箱32	1.0~3.0	—
2	福田中学校	福田中島3753-1	3.0~5.0	1.0~3.0
3	竜洋中学校	豊岡4473-8	1.0~3.0	—
4	豊田中学校	加茂243	3.0~5.0	—
5	豊田南中学校	立野200	1.0~3.0	—
6	豊岡中学校	合代島943	1.0~3.0	—

(8) 放課後児童クラブ

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	東部小第1児童クラブ (御厨交流センター 1階)	鎌田1876	1.0~3.0	1.0~3.0
2	東部小第2児童クラブ	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
3	東部小第4児童クラブ	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
4	東部小第5児童クラブ	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
5	田原小第1児童クラブ (旧農協田原支店)	三ヶ野20-3	—	3.0~5.0
6	田原小第2児童クラブ	三ヶ野1030-1	—	1.0~3.0
7	磐田南小第1児童クラブ	千手堂1356-1	1.0~3.0	0.3未満
8	磐田南小第2児童クラブ (旧農協天竜支店)	千手堂1088-1	1.0~3.0	0.3未満
9	磐田南小第3児童クラブ (旧農協天竜支店)	千手堂1088-1	1.0~3.0	0.3未満
10	長野小第1児童クラブ	小島736	1.0~3.0	—
11	長野小第2児童クラブ	小島736	1.0~3.0	—
12	岩田小児童クラブ	匂坂中987	5.0~10.0	—
13	福田小第1児童クラブ	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
14	福田小第2児童クラブ	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
15	福田小第3児童クラブ	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
16	豊浜小児童クラブ	豊浜9	—	1.0~3.0
17	竜洋西小第1児童クラブ	川袋1900	1.0~3.0	—
18	竜洋西小第2児童クラブ	川袋1900	1.0~3.0	—
19	竜洋東小児童クラブ	中平松23	1.0~3.0	—

20	竜洋北小児童クラブ	堀之内356	1.0～3.0	—
21	豊田北部小第1児童クラブ	加茂243	3.0～5.0	—
22	豊田北部小第2児童クラブ	加茂243	3.0～5.0	—
23	豊田北部小第3児童クラブ	加茂243	3.0～5.0	—
24	豊田南小第1児童クラブ	森下300	1.0～3.0	—
25	豊田南小第2児童クラブ	森下300	1.0～3.0	—
26	豊田南小第3児童クラブ	森下331森下ビル南棟2階	1.0～3.0	—
27	青城小第1児童クラブ	中田55	1.0～3.0	—
28	青城小第2児童クラブ	中田55	1.0～3.0	—
29	豊岡南小第1児童クラブ	上神増1410	1.0～3.0	—
30	豊岡南小第2児童クラブ	上神増1410	1.0～3.0	—
31	豊岡北小児童クラブ	下野部158-1	1.0～3.0	—

(9) その他教育施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	磐田市教育支援センター	弥藤太島500-1	3.0～5.0	—

(10) 病院・医院

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	新都市病院	中泉703	1.0～3.0	1.0～3.0
2	すずかけヘルスケアホスピタル	大原2042-4	3.0～5.0	1.0～3.0
3	福田西病院	一色22	3.0～5.0	1.0～3.0
4	豊田えいせい病院	小立野102	3.0～5.0	—
5	磐田メイツ睡眠障害治療クリニック	中田648-1	3.0～5.0	1.0～3.0
6	磐南中央病院	気子島978	3.0～5.0	—
7	白梅豊岡病院	下神増185-19	1.0～3.0	—

(11) 助産所

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	よこさわ助産院	草崎334-1	1.0～3.0	—

備考

- 1 社会福祉施設は、入所・通所に限らず利用施設すべてを対象とする。
- 2 学校のうち、高等学校、専修学校及び大学は対象としない。
- 3 医療施設は、入院等の有床施設を対象とする。（通院施設は対象外）

資料8-03 土石流危険渓流一覧表

1 土石流危険渓流等の定義

土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに、人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「土石流危険渓流等」とした。

土石流危険渓流等は、人家戸数により次のとおり区分する。

- ① 人家5戸以上等（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設がある場合を含む）の渓流……………土石流危険渓流Ⅰ
- ② 人家1～4戸の渓流……………土石流危険渓流Ⅱ
- ③ 人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所……………土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

2 土石流危険渓流Ⅰ

No.	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	土石流氾濫区域の面積(m ²)	人家戸数	備考
1	211-I-001	天竜川	一雲濟川	寺谷沢	寺谷	6,082	10	H22.3.30土砂災害警戒区域指定
2	211-I-002	太田川	敷地川	長谷川	向笠竹之内	43,671	6	
3	211-IS-039	天竜川	一雲濟川	平松沢	平松	1,800	6	
4	211-IS-040	天竜川	一雲濟川	平松東沢	平松	1,200	6	
5	485-I-001	天竜川	上野部川	中組沢	上野部	22,219	16	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
6	485-I-002	天竜川	上野部川	本村沢1	上野部	19,044	14	本村沢(H1.10.6砂防指定) H26.3.4土砂災害警戒区域指定
7	485-I-003	天竜川	上野部川	本村沢2	上野部	12,837	11	R2.10.13土砂災害(特別)警戒区域指定
8	485-I-004	天竜川	上野部川	本村沢3	上野部	18,233	15	事業所1 H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
9	485-I-005	天竜川	上野部川	田川沢3	上野部	6,729	5	事業所1 H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
10	485-I-006	天竜川	一雲濟川	合代島下沢	合代島	13,963	7	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
11	485-I-007	天竜川	一雲濟川	上神増沢2	上神増	10,536	5	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
12	485-I-008	天竜川	一雲濟川	平松沢1	平松	9,352	5	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
13	485-I-009	天竜川	一雲濟川	水ノ谷川	平松	5,661	6	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
14	485-I-010	天竜川	一雲濟川	平松沢2	平松	5,928	5	事業所2 H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
15	485-I-011	太田川	敷地川	別所ヶ谷沢	大平	16,643	7	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
16	485-I-012	太田川	敷地川	寺中沢	敷地	26,481	5	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
17	485-I-013	太田川	敷地川	寺ヶ谷沢	敷地	12,746	0	教育施設1 H25.3.22土砂災害警戒区域指定
18	485-I-014	太田川	敷地川	敷地北沢	敷地	12,706	0	教育施設1 H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
19	485-I-015	太田川	敷地川	合戸沢	敷地	7,323	2	公共施設ほか4 H25.3.22土砂災害警戒区域指定
20	485-I-016	太田川	敷地川	西ノ谷南沢2	社山	12,483	0	弱者施設2 H23.3.18土砂災害(特別)警戒区域指定
21	485-I-017	太田川	敷地川	西ノ谷南沢1	敷地	13,866	0	弱者施設2 H23.3.18土砂災害(特別)警戒区域指定
22	485-I-018	太田川	敷地川	西ノ谷南沢3	社山	13,339	0	弱者施設2 H23.3.18土砂災害警戒区域指定

3 土石流危険渓流Ⅱ

No.	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	土石流氾濫区域の面積(m ²)	人家戸数	備考
1	211-II-001	太田川	中沢川	宮奥沢	笠梅	10,069	4	H22.3.30土砂災害警戒区域指定
2	211-IIS-001	太田川	敷地川	虫生東沢	虫生	16,600	1	
3	211-IIS-002	太田川	敷地川	虫生西沢	虫生	39,000	2	
4	211-IIS-005	太田川	敷地川	大平北沢	大平北	49,900	1	
5	211-IIS-006	太田川	敷地川	大平北北沢	大平北	5,500	1	
6	211-IIS-010	太田川	敷地川	万瀬沢	万瀬	2,900	1	
7	211-IIS-011	太田川	敷地川	大平北下沢	大平北	4,300	1	

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流氾濫 区域の面積 (㎡)	人家 戸数	備考
8	211-II S-012	太田川	敷地川	大平北西沢	大平北	14,900	1	
9	211-II S-013	太田川	敷地川	大平北南沢	大平北	8,400	2	
10	211-II S-014	太田川	敷地川	大平北沢1	大平北	1,500	1	
11	211-II S-015	太田川	敷地川	大平南西沢	大平南	4,000	2	
12	211-II S-018	太田川	敷地川	敷地北西沢	敷地北	9,800	1	
13	211-II S-019	太田川	敷地川	敷地北東沢	敷地北	24,200	2	
14	211-II S-023	太田川	敷地川	敷地西之谷南沢	敷地西之谷南	6,600	1	
15	211-II S-024	太田川	敷地川	敷地西之谷南東沢	敷地西之谷南	2,900	1	
16	211-II S-025	天竜川	一雲濟川	上神増沢	上神増	1,700	2	
17	211-II S-026	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地沢	下野部大楽地	1,100	1	
18	211-II S-027	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地東沢	下野部大楽地	2,400	1	
19	211-II S-029	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地上沢	下野部大楽地	11,800	1	
20	211-II S-030	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地南沢	下野部大楽地	18,600	1	
21	211-II S-035	天竜川	一雲濟川	下野部亀井戸西沢	下野部亀井戸	2,400	1	
22	211-II S-037	天竜川	一雲濟川	下野部亀井戸南沢	下野部亀井戸	1,200	3	
23	211-II S-038	天竜川	一雲濟川	下野部亀井戸東沢	下野部亀井戸	700	1	
24	211-II S-044	天竜川	一雲濟川	上野部神田西沢	上野部神田	2,000	3	
25	211-II S-053	天竜川	一雲濟川	上野部本村西沢	上野部本村	1,300	2	
26	211-II S-054	天竜川	一雲濟川	上野部本村南沢	上野部本村	1,500	3	
27	211-II S-055	太田川	敷地川	笠梅沢	笠梅	1,200	3	
28	211-II S-056	太田川	敷地川	笠梅東沢	笠梅	20,000	2	
29	211-II S-058	天竜川	天竜川	匂坂中上沢	匂坂中上	2,800	2	
30	211-II S-059	天竜川	天竜川	加茂沢	加茂	2,500	4	
31	485-II-001	天竜川	一雲濟川	下野部沢	下野部	3,722	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
32	485-II-002	天竜川	一雲濟川	桶ヶ谷沢	下野部	3,905	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
33	485-II-003	天竜川	一雲濟川	寺ヶ谷沢	下野部	9,038	2	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
34	485-II-004	天竜川	一雲濟川	トンノ沢	下野部	4,172	2	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
35	485-II-005	天竜川	一雲濟川	市ノ沢	下野部	5,065	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
36	485-II-006	天竜川	一雲濟川	大谷田沢	下野部	6,867	3	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
37	485-II-007	天竜川	一雲濟川	大楽地沢1	下野部	5,476	2	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
38	485-II-008	天竜川	一雲濟川	大楽地沢2	下野部	3,830	2	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
39	485-II-009	天竜川	一雲濟川	大楽地沢3	下野部	9,794	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
40	485-II-010	天竜川	上野部川	田川沢1	上野部	7,537	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
41	485-II-011	天竜川	上野部川	田川沢2	上野部	8,897	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
42	485-II-012	天竜川	上野部川	神田沢1	上野部	10,529	1	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
43	485-II-013	天竜川	上野部川	神田沢2	上野部	7,274	4	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
44	485-II-014	天竜川	上野部川	神田沢3	上野部	13,509	4	神田沢(S62.9.4砂防指定) H26.3.4土砂災害警戒区域指定
45	485-II-015	天竜川	上野部川	神田沢4	上野部	6,069	1	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
46	485-II-016	天竜川	上野部川	栗下沢1	上野部	6,981	2	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
47	485-II-017	天竜川	上野部川	栗下沢2	上野部	6,866	4	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
48	485-II-018	天竜川	上野部川	栗下沢3	上野部	4,300	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
49	485-II-019	天竜川	上野部川	栗下沢4	上野部	5,562	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
50	485-II-020	天竜川	上野部川	田川谷	上野部	3,064	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
51	485-II-021	天竜川	一雲濟川	神増沢1	神増	5,769	2	
52	485-II-022	天竜川	一雲濟川	神増沢2	神増	9,016	3	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
53	485-II-023	天竜川	一雲濟川	背戸ノ沢	平松	4,090	1	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
54	485-II-024	天竜川	一雲濟川	平松沢3	平松	7,156	4	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
55	485-II-025	天竜川	一雲濟川	大谷田沢	掛下	7,590	3	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
56	485-II-026	太田川	敷地川	虫生沢	虫生	3,954	2	H27.3.31土砂災害警戒区域指定
57	485-II-027	太田川	敷地川	宮沢	虫生	4,222	4	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流氾濫区域の面積(m ²)	人家戸数	備考
58	485-II-028	太田川	敷地川	大平沢1	大平	6,040	1	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
59	485-II-029	太田川	敷地川	竹沢東ノ谷沢	大平	5,538	2	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
60	485-II-030	太田川	敷地川	大平沢2	大平	2,026	1	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
61	485-II-031	太田川	敷地川	大平沢3	大平	3,677	2	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
62	485-II-032	太田川	敷地川	大平南沢	大平	14,554	2	
63	485-II-033	太田川	敷地川	松原沢	敷地	4,978	2	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
64	485-II-034	太田川	敷地川	敷地中沢	敷地	4,873	3	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
65	485-II-035	太田川	敷地川	西ノ谷北沢	敷地	8,052	2	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
66	485-II-036	太田川	敷地川	仲明沢	敷地	9,273	1	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
67	485-II-037	太田川	敷地川	大当所沢1	大当所	10,541	2	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
68	485-II-038	太田川	敷地川	グミヶ谷	大当所	13,423	4	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
69	485-II-039	太田川	敷地川	大当所沢2	大当所	9,420	1	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
70	485-II-040	太田川	敷地川	社山沢1	社山	9,657	2	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
71	485-II-041	太田川	敷地川	社山沢2	社山	8,815	1	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定

4 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流氾濫区域の面積(m ²)	人家戸数	備考
1	211-Ⅲ-001	天竜川	天竜川	匂坂中沢	匂坂中	—	0	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
2	211-Ⅲ-002	太田川	敷地川	向笠竹之内沢	向笠竹之内	—	0	H23.3.18土砂災害警戒区域指定
3	211-Ⅲ-003	太田川	太田川	三ヶ野沢	三ヶ野	—	0	H23.3.18土砂災害(特別)警戒区域指定
4	485-Ⅲ-001	天竜川	一雲済川	上神増沢1	上神増	—	0	H25.3.22土砂災害警戒区域指定

資料8-04 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

1 急傾斜地崩壊危険箇所の定義

傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とし、これに、人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「急傾斜地崩壊危険箇所等」とした。

急傾斜地崩壊危険箇所等は、人家戸数により次のとおり区分する。

- ① 人家5戸以上等（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設がある場合を含む）の箇所……………急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ
- ② 人家1～4戸の箇所……………急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ
- ③ 人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所……………急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

No.	箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	傾斜度(度)	高さ(m)	延長(m)	備考
			大字	字					
1	109-I-0081	豊田南	豊田		17	60	36	250	H29.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
2	109-IS-0643	神増(b)	神増		7	44	100	263	
3	109-IS-0657	大藤3区(A)	大藤3区		7	34	23	548	
4	109-IS-0658	大藤2区(A)	大藤2区		5	36	25	507	
5	109-IS-0669	岩井(c)	岩井		8	38	23	357	
6	109-IS-0677	東大久保(A)	東大久保		13	35	13	245	
7	109-IS-0678	富士見町2丁(A)	富士見町2丁		13	33	23	410	
8	109-IS-0679	住吉町(A)	住吉町		26	36	32	742	
9	109-IS-0680	権現町(A)	権現町		6	35	14	182	
10	109-IS-0681	安久路1丁(A)	安久路1丁		8	33	10	160	
11	109-I-1874	寺谷坊上(1)	寺谷	西掛	5	60	58	280	S56.1.9 危険区域指定 H30.1.16 土砂災害警戒区域
12	109-I-1875	大久保	大久保	大久保	13	38	14	190	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
13	109-I-1877	笠梅(1)	笠梅		2	30	38	170	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
14	109-I-1878	向笠竹之内(1)	向笠竹之内		9	35	44	160	
15	109-I-1879	向笠竹之内(2)	向笠竹之内		6	30	49	190	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
16	109-I-1880	向笠竹之内(3)	向笠竹之内		7	44	21	220	R3.9.24土砂災害(特別)警戒区域指定
17	109-I-1881	向笠西原(1)	篠原		16	55	26	340	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
18	109-I-1882	大久保(1)	篠原	寺山	5	30	13	140	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
19	109-I-1883	東大久保(1)	岩井	西原	5	30	11	130	
20	109-I-1884	新貝(1)	新貝		6	40	24	180	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
21	109-I-1885	幸町(1)	見付	幸町	23	68	10	170	H31.3.29土砂災害(特別)警戒区域指定
22	109-I-1886	西新町(1)	中泉	西新町	11	40	14	150	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
23	109-I-1887	西新町(2)	中泉	西新町	13	45	13	250	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
24	109-I-2100	富里	富里・東名		5	30	23	180	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
25	109-I-2101	高見丘	高見丘	上坂上	9	45	25	90	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
26	109-I-2102	豊田北	豊田		16	40	26	200	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
27	109-I-2103	下原・北原	富丘・一言	下原・北原	25	40	26	480	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
28	109-I-2105	原新田	富丘	原新田	10	45	14	120	H31.3.29土砂災害(特別)警戒区域指定
29	109-I-2106	万瀬	万瀬	上の山	8	45	65	240	S45.3.31 危険区域指定 H30.1.16 土砂災害警戒区域
30	109-I-2107	栗下奥	栗下	栗下	7	35	56	130	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
31	109-I-2970	篠原(1)	篠原		5	50	50	130	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
32	109-I-2971	二番町(1)	見付	二番町	8	40	15	120	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
33	109-I-2972	二番町(2)	見付	二番町	18	42	13	40	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
34	109-I-2973	二番町(3)	見付	二番町	7	45	14	110	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
35	109-I-2974	東坂(1)	見付	東坂	8	63	11	90	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
36	109-I-2988	敷地(11)	敷地	西ノ谷	7	35	30	160	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
37	109-I-2989	神田(4)	上野部	神田	6	35	66	200	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
38	109-I-2990	神田(7)	上野部	神田	6	35	86	220	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
39	109-I-2991	田川(3)	上野部	田川	5	35	22	125	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
40	109-I-2992	平松(2)	平松		6	35	98	260	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定

No.	箇所番号	箇所名	位置		人家 戸数	傾斜度 (度)	高さ (m)	延長 (m)	備考
			大字	字					
41	109-I-3803	寺谷塚上(2)	寺谷	塚上	6	40	50	120	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
42	109-I-3804	向笠西原(2)	向笠西	向笠西原	15	30	6	70	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
43	109-I-3878	平松(C)	平松		18	40	73	500	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
44	109-I-3879	神増(A)	神増		12	38	54	450	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
45	109-I-3880	敷地中(A)	敷地	敷地中	1	35	19	95	学校H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
46	109-I-3881	西之谷北(A)	敷地	西之谷北	13	35	24	320	H29.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
47	109-I-3882	田川(A)	下野部	田川	10	45	27	180	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
48	109-I-3883	神田(A)	上野部	神田	8	36	66	290	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定

3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No.	箇所番号	箇所名	位置		人家 戸数	傾斜度 (度)	高さ (m)	延長 (m)	備考
			大字	字					
1	109-ⅡS-0601	万瀬(a)	万瀬		1	38	55	223	
2	109-ⅡS-0606	大平北(c)	大平北		1	41	74	163	
3	109-ⅡS-0608	大平南(1)	大平南		1	35	17	119	
4	109-ⅡS-0610	家田(A)	家田		3	33	18	171	
5	109-ⅡS-0612	家田(C)	家田		1	38	42	512	
6	109-ⅡS-0615	大当所(a)	大当所		1	38	16	60	
7	109-ⅡS-0616	下野部大楽地(A)	下野部大楽地		3	35	56	1178	
8	109-ⅡS-0617-2	下野部大楽地(B)	下野部大楽地		1	34	28	302	
9	109-ⅡS-0618	下野部亀井戸(A)	下野部亀井戸		1	34	11	196	
10	109-ⅡS-0620	下野部(B)	下野部		1		22	233	
11	109-ⅡS-0621	下野部(C)	下野部		1	33	31	111	
12	109-ⅡS-0626	上野部田川(A)	上野部田川		1	38	36	202	
13	109-ⅡS-0636	社山(a)	社山		1	35	24	417	
14	109-ⅡS-0637	社山(b)	社山		2	35	15	84	
15	109-ⅡS-0642	神増(a)	神増		1	37	91	681	
16	109-ⅡS-0645	大藤13区(A)	大藤13区		1	36	21	65	
17	109-ⅡS-0649	笠梅原(3)	笠梅原		1	34	33	42	
18	109-ⅡS-0650	笠梅原(4)	笠梅原		1	33	29	179	
19	109-ⅡS-0652	大藤4区(A)	大藤4区		2	37	15	138	
20	109-ⅡS-0654	大藤1区(B)	大藤1区		1	34	9	121	
21	109-ⅡS-0656	大藤1区(D)	大藤1区		1	31	16	41	
22	109-ⅡS-0659	大藤2区(B)	大藤2区		1	37	15	141	
23	109-ⅡS-0660	大藤2区(C)	大藤2区		2	41	20	187	
24	109-ⅡS-0661	大藤2区(D)	大藤2区		1	48	21	224	
25	109-ⅡS-0664	匂坂中下(A)	匂坂中下		4	34	40	654	
26	109-ⅡS-0667	岩井(a)	岩井		2	35	33	127	
27	109-ⅡS-0668	岩井(b)	岩井		3	46	32	273	
28	109-ⅡS-0671	明ヶ島(A)	明ヶ島		2	35	14	419	
29	109-ⅡS-0675	安久路(1)	安久路		1	36	16	77	
30	109-ⅡS-0676	安久路(2)	安久路		1	35	14	88	
31	109-ⅡS-0682	緑ヶ丘(A)	緑ヶ丘		1	31	13	99	
32	109-ⅡS-0684	美登里町(b)	緑ヶ丘		1	34	21	254	
33	109-ⅡS-0685	幸町(A)	幸町		1	35	18	159	
34	109-ⅡS-0686	中央町(A)	中央町		5	33	15	188	
35	109-Ⅱ-2734	匂坂中(B)	匂坂中	宮ノ越	1	45	40	150	S63.3.15 危険区域指定 H22.3.30土砂災害警戒区域指定
36	109-Ⅱ-2735	元宮町(A)	見付	元宮町	4	70	6	70	H29.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
37	109-Ⅱ-2736	美登里町(A)	見付	美登里町	1	60	10	50	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
38	109-Ⅱ-2737	二番町(A)	見付	二番町	1	50	10	40	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
39	109-Ⅱ-2738	寺谷塚上(A)	寺谷	塚上	2	40	50	50	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
40	109-Ⅱ-2739	寺谷塚上(B)	寺谷	塚上	6	40	50	150	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
41	109-Ⅱ-2740	寺谷塚上(C)	寺谷	塚上	3	40	50	50	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
42	109-Ⅱ-2741	寺谷塚上(D)	寺谷	塚上	3	50	50	70	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定

No.	箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	傾斜度(度)	高さ(m)	延長(m)	備考
			大字	字					
43	109-II-2742	匂坂上(A)	匂坂上		0	50	20	110	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
44	109-II-2743	匂坂中(A)	匂坂中		0	40	50	80	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
45	109-II-2744	匂坂中・匂坂新	匂坂中・匂坂新		1	30	50	120	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
46	109-II-2745	匂坂新(A)	匂坂新		2	40	50	100	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
47	109-II-2746	匂坂新(B)	匂坂新		1	40	50	100	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
48	109-II-2747	匂坂新(C)	匂坂新		2	40	50	100	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
49	109-II-2748	笠梅里(A)	笠梅		1	30	20	100	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
50	109-II-2749	向笠竹之内原(A)	向笠竹之内	向笠竹之内原	1	40	30	230	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
51	109-II-2750	向笠竹之内原(B)	向笠竹之内	向笠竹之内原	1	30	20	50	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
52	109-II-2751	向笠竹之内原(C)	向笠竹之内	向笠竹之内原	1	30	30	200	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
53	109-II-2752	向笠竹之内原(D)	向笠竹之内	向笠竹之内原	1	30	30	80	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
54	109-II-2753	向笠西原(A)	向笠西	向笠西原	1	30	10	100	
55	109-II-2754	岩井原(A)	岩井	岩井原	2	30	15	80	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
56	109-II-2755	岩井(C)	岩井		1	50	7	140	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
57	109-II-2756	岩井原(B)	岩井	岩井原	4	70	6	110	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
58	109-II-2757	安久路(A)	西貝塚	安久路	1	80	7	120	H29.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
59	109-II-2758	安久路(B)	西貝塚	安久路	1	45	5	40	
60	109-II-2759	明ヶ島(B)	明ヶ島		4	30	5	90	H29.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
61	109-II-2760	岩井(A)	岩井		1	70	15	50	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
62	109-II-2761	三ヶ野(B)	三ヶ野		1	45	10	210	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
63	109-II-2762	三ヶ野(A)	三ヶ野		1	45	20	50	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
64	109-II-2763	明ヶ島(A)	明ヶ島		1	50	7	80	
65	109-II-2764	新貝(A)	新貝		1	80	7	30	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
66	109-II-2765	新貝(B)	新貝		1	45	10	90	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
67	109-II-4440	上気賀	富里	上気賀	1	50	45	100	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
68	109-II-4441	匂坂下	東名	匂坂下	1	42	20	30	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
69	109-II-4442	気賀東(B)	豊田	気賀東	2	39	10	50	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
70	109-II-4443	気賀東(A)	豊田	気賀東	4	60	22	110	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
71	109-II-4444	広野	富丘	広野	2	45	24	50	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
72	109-II-4445	北原	一言	北原	2	45	22	40	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
73	109-II-4446	一言(B)	一言		2	35	9	30	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
74	109-II-4447	一言(A)	一言		1	35	13	30	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
75	109-II-4448	南原	一言	南原	1	45	17	160	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
76	109-II-4449	平松(F)	平松		1	30	50	90	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
77	109-II-4450	平松(A)	平松		2	34	78	135	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
78	109-II-4451	平松(B)	平松		3	35	80	145	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
79	109-II-4452	平松(D)	平松		4	40	73	240	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
80	109-II-4453	上神増(C)	上神増		1	40	32	60	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
81	109-II-4454	社山(C)	社山		1	30	60	80	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
82	109-II-4455	社山(D)	社山		1	55	14	35	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
83	109-II-4456	神増(B)	神増		1	36	80	95	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
84	109-II-4457	上神増(A)	上神増		2	45	22	55	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
85	109-II-4458	上神増(B)	上神増		4	34	25	165	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
86	109-II-4459	大当所(A)	大当所		1	30	16	75	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
87	109-II-4460	大当所(B)	大当所		2	38	9	140	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
88	109-II-4461	大当所(C)	大当所		2	45	14	80	H29.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
89	109-II-4462	大当所(D)	大当所		2	36	26	100	H29.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
90	109-II-4463	社山(A)	社山		1	32	22	120	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
91	109-II-4464	社山(B)	社山		2	35	23	100	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
92	109-II-4465	亀井戸(A)	下野部	亀井戸	4	30	19	215	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
93	109-II-4466	亀井戸(B)	下野部	亀井戸	3	45	15	225	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
94	109-II-4467	亀井戸(C)	下野部	亀井戸	4	35	31	160	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
95	109-II-4468	亀井戸(D)	下野部	亀井戸	1	35	15	40	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
96	109-II-4469	亀井戸(E)	下野部	亀井戸	3	40	12	60	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
97	109-II-4470	家田	家田		2	35	40	90	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定

No.	箇所番号	箇所名	位置		人家 戸数	傾斜度 (度)	高さ (m)	延長 (m)	備考
			大字	字					
98	109-II-4471	敷地中(B)	敷地	敷地中	1	40	20	40	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
99	109-II-4472	西之谷北(B)	敷地	西之谷北	2	60	20	170	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
100	109-II-4473	川原	下野部	川原	1	70	32	140	
101	109-II-4474	田川(B)	下野部	田川	1	35	27	35	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
102	109-II-4475	田川(C)	下野部	田川	2	40	20	125	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
103	109-II-4476	田川(D)	下野部	田川	1	31	30	65	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
104	109-II-4477	本村(C)	下野部	本村	3	32	16	115	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
105	109-II-4478	本村(D)	下野部	本村	2	30	24	60	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
106	109-II-4479	本村(E)	下野部	本村	1	40	20	90	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
107	109-II-4480	本村(B)	下野部	本村	1	40	23	40	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
108	109-II-4481	本村(A)	下野部	本村	1	41	24	40	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
109	109-II-4482	神田(C)	上野部	神田	1	33	55	85	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
110	109-II-4483	神田(B)	上野部	神田	1	30	20	45	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
111	109-II-4484	神田(D)	上野部	神田	1	53	12	50	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
112	109-II-4485	上野部(A)	下野部		1	45	38	110	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
113	109-II-4486	上野部(B)	下野部		3	44	53	230	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
114	109-II-4487	大楽地(H)	下野部	大楽地	1	30	30	145	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
115	109-II-4488	大楽地(I)	下野部	大楽地	2	35	23	100	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
116	109-II-4489	大楽地(A)	下野部	大楽地	2	35	23	75	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
117	109-II-4490	大楽地(J)	下野部	大楽地	2	45	40	115	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
118	109-II-4491	大楽地(K)	下野部	大楽地	1	50	44	110	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
119	109-II-4492	大楽地(L)	下野部	大楽地	1	45	43	50	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
120	109-II-4493	大楽地(M)	下野部	大楽地	3	45	19	70	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
121	109-II-4494	大楽地(N)	下野部	大楽地	1	52	14	75	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
122	109-II-4495	大楽地(B)	下野部	大楽地	1	58	16	60	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
123	109-II-4496	大楽地(C)	下野部	大楽地	2	40	44	130	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
124	109-II-4497	大楽地(D)	下野部	大楽地	3	38	58	315	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
125	109-II-4498	大楽地(E)	下野部	大楽地	4	40	57	125	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
126	109-II-4499	大楽地(F)	下野部	大楽地	1	43	66	165	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
127	109-II-4500	大楽地(G)	下野部	大楽地	1	52	12	65	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
128	109-II-4501	万瀬(B)	万瀬		1	30	16	40	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
129	109-II-4502	万瀬(C)	万瀬		2	40	21	180	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
130	109-II-4503	万瀬(D)	万瀬		1	40	13	55	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
131	109-II-4504	大平(B)	大平		4	34	31	220	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
132	109-II-4505	大平北(F)	大平	大平北	3	32	55	200	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
133	109-II-4506	大平北(G)	大平	大平北	1	55	13	35	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
134	109-II-4507	大平北(E)	大平	大平北	1	35	18	45	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
135	109-II-4508	大平南(H)	大平	大平南	1	35	8	45	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
136	109-II-4509	大平南(A)	大平	大平南	2	30	50	75	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
137	109-II-4510	大平南(B)	大平	大平南	2	50	8	100	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
138	109-II-4511	大平南(C)	大平	大平南	1	45	11	35	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
139	109-II-4512	大平南(D)	大平	大平南	1	50	16	45	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
140	109-II-4513	大平南(E)	大平	大平南	1	31	51	85	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
141	109-II-4514	大平南(F)	大平	大平南	2	40	88	80	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
142	109-II-4515	岩室(A)	岩室		1	40	16	60	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
143	109-II-4516	岩室(B)	岩室		2	40	13	70	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
144	109-II-4517	大平南(G)	大平	大平南	3	55	57	100	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
145	109-II-4518	敷地北	敷地	敷地北	2	38	21	85	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
146	109-II-4519	大平北(H)	大平	大平北	2	42	67	100	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
147	109-II-4520	大平北(A)	大平	大平北	3	45	20	70	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
148	109-II-4521	大平北(B)	大平	大平北	1	40	21	40	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
149	109-II-4522	大平北(C)	大平	大平北	2	50	15	65	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
150	109-II-4523	大平北(D)	大平	大平北	2	48	85	70	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
151	109-II-4524	虫生(C)	虫生		1	33	29	50	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
152	109-II-4525	虫生(F)	虫生		4	50	28	150	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定

No.	箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	傾斜度(度)	高さ(m)	延長(m)	備考
			大字	字					
153	109-II-4526	虫生(G)	虫生		1	40	60	65	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
154	109-II-4527	大平(G)	大平		1	45	25	60	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
155	109-II-4528	大平(F)	大平		2	35	17	70	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
156	109-II-4529	大平(E)	大平		1	45	23	120	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
157	109-II-4530	大平(D)	大平		1	34	20	120	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
158	109-II-4531	大平(C)	大平		1	43	12	40	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
159	109-II-4532	虫生(A)	虫生		1	30	23	45	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
160	109-II-4533	虫生(E)	虫生		2	30	20	45	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
161	109-II-4534	虫生(D)	虫生		1	30	23	45	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
162	109-II-4535	虫生(B)	虫生		1	40	28	60	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
163	109-II-4536	万瀬(A)	万瀬		4	43	23	220	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
164	109-II-4537	万瀬(E)	万瀬		4	38	22	130	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
165	109-II-4538	虫生(I)	虫生		2	40	37	110	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
166	109-II-4539	神賀堂	上野部	伊折	1	50	20	100	

4 急傾斜地崩壊危険箇所に関する斜面III

No.	箇所番号	箇所名	位置		人家戸数	傾斜度(度)	高さ(m)	延長(m)	備考
			大字	字					
1	109-III-0648	匂坂新(a)	匂坂新		0	29	50	95	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
2	109-III-0649	匂坂中(a)	匂坂中		0	17	23	75	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
3	109-III-0650	匂坂中(b)	匂坂中		0	34	44	65	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
4	109-III-0651	匂坂上(a)	匂坂上		0	33	52	80	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
5	109-III-0652	匂坂上(b)	匂坂上		0	28	64	120	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
6	109-III-0653	寺谷坊上(a)	寺谷	坊上	2	31	54	90	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
7	109-III-0654	寺谷坊上(c)	寺谷		1	35	69	100	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
8	109-III-0655	寺谷坊上(b)	寺谷	坊上	0	22	50	150	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
9	109-III-0656	向笠竹之内原(a)	向笠竹之内	向笠竹之内原	0	23	13	30	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
10	109-III-0657	向笠竹之内原(b)	向笠竹之内	向笠竹之内原	0	27	26	100	
11	109-III-0658	向笠竹之内原(c)	向笠竹之内	向笠竹之内原	0	31	30	50	H31.3.29土砂災害(特別)警戒区域指定
12	109-III-0659	笠梅里(a)	笠梅	笠梅里	0	28	32	60	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
13	109-III-0660	笠梅原(a)	笠梅	笠梅原	0	33	60	90	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
14	109-III-0661	向笠竹之内(a)	向笠竹之内	向笠竹之内	0	47	43	40	H23.3.25土砂災害(特別)警戒区域指定
15	109-III-0662	安久路(a)	西貝塚	安久路	0	38	16	20	H31.3.29土砂災害(特別)警戒区域指定
16	109-III-0888	一言	一言		0	37	18	230	H24.9.4土砂災害(特別)警戒区域指定
17	109-III-0889	北原(a)	一言	北原	0	45	20	130	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
18	109-III-0890	北原(b)	一言	北原	0	45	22	110	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
19	109-III-0891	広野(a)	富丘	広野	0	42	24	430	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
20	109-III-0892	広野(b)	富丘	広野	0	45	24	410	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
21	109-III-0893	気賀東	豊田	気賀東	0	49	25	150	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
22	109-III-0894	匂坂下	東名	匂坂下	0	40	18	130	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
23	109-III-0895	上気賀	富里	上気賀	0	48	46	350	H24.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
24	109-III-0896	本村	下野部	本村	0	40	30	140	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
25	109-III-0897	大楽地(a)	下野部	大楽地	0	32	65	510	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
26	109-III-0898	大楽地(b)	下野部	大楽地	0	35	38	100	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
27	109-III-0899	万瀬	万瀬		0	46	26	190	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
28	109-III-0900	虫生(a)	虫生		0	40	52	330	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
29	109-III-0901	虫生(b)	虫生		0	35	42	200	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
30	109-III-0902	大平南(a)	虫生		0	43	18	190	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
31	109-III-0903	大平南(b)	大平	大平南	0	45	95	110	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
32	109-III-0904	大平南(c)	大平	大平南	0	44	84	250	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
33	109-III-0905	家田	家田		0	30	46	190	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
34	109-III-0906	合代島上	合代島	合代島	0	32	32	400	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
35	109-III-0907	亀井戸	下野部	亀井戸	0	48	34	280	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
36	109-III-0908	上神増	上神増		0	32	43	450	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
37	109-III-0909	神増	神増		0	35	82	170	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
38	109-III-0910	平松(a)	平松		0	32	60	100	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
39	109-III-0911	平松(b)	平松		0	33	70	120	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定
40	109-III-0912	平松(c)	平松		0	40	70	600	H25.3.26土砂災害(特別)警戒区域指定

資料8-05 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

1 土砂災害警戒区域（イエロー）

土砂等の崩壊によって、被害を受ける可能性のある区域です。この区域では、土砂災害を防止するための警戒避難体制が整備されます。この警戒避難体制は市の地域防災計画に定められるとともに、警戒区域や避難場所等を記載したハザードマップが関係者に配布されることになります。

2 土砂災害特別警戒区域（レッド）

土砂等の崩壊によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生ずるおそれのある区域です。この区域では、危険な住宅の開発等が行われないための規制などがかけられます。

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イエロー	レッド	危険箇所番号	箇所名
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内新豊院山A	令和5年1月13日	○	○	109-I-1879	向笠竹之内(2)
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保安井谷A	令和5年1月13日	○	○	109-S-0661	大藤2区D
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内新豊院山B	令和3年9月24日	○	○	109-I-1880	向笠竹之内(3)
土石流	磐田市上野部	本村沢B	令和2年10月13日	○		485-I-003	本村沢2
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付今ノ浦	令和2年3月13日	○	○	109-S-0686	中央町A
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部五反田A	令和2年3月13日	○	○	109-S-0616	下野部大楽地A
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部五反田B	令和2年3月13日	○	○	109-S-0617-2	下野部大楽地B
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付水堀	平成31年3月29日	○	○	109-I-1885	幸町(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市富丘	富丘原新田	平成31年3月29日	○	○	109-I-2105	原新田
急傾斜地の崩壊	磐田市笠梅	笠梅稲荷山A	平成31年3月29日	○	○	109-III-0658	向笠竹之内(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市西貝塚	西貝塚東山A	平成31年3月29日	○	○	109-III-0662	安久路(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市藤上原	藤上原東通り	平成31年3月29日	○	○	109-S-0191	見取f
急傾斜地の崩壊	磐田市藤上原	見取堤ヶ谷	平成31年3月29日	○	○	109-S-0192	見取g
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬勝越東平	平成30年3月30日	○	○	109-S-0602	万瀬a
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平大黒平A	平成30年3月30日	○	○	109-S-0606	大平北c
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平今田	平成30年3月30日	○	○	109-S-0608	大平南1
急傾斜地の崩壊	磐田市家田	家田上ノ山	平成30年3月30日	○	○	109-S-0610	家田A
急傾斜地の崩壊	磐田市家田	家田鈴海戸	平成30年3月30日	○	○	109-S-0612	家田C
急傾斜地の崩壊	磐田市大当所	大当所社宮司	平成30年3月30日	○	○	109-S-0615	大当所a
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部切山	平成30年3月30日	○	○	109-S-0617	下野部大楽地B
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地	平成30年3月30日	○		109-S-0618	下野部亀井戸A
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地西ノ谷B	平成30年3月30日	○	○	109-S-0620	下野部B
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地西ノ谷A	平成30年3月30日	○	○	109-S-0621	下野部C
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部田ヶ谷E	平成30年3月30日	○	○	109-S-0626	上野部田川A
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部浦山	平成30年3月30日	○	○	109-S-0631	下野部亀井戸D
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部西山	平成30年3月30日	○	○	109-S-0632	下野部亀井戸E
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地谷口A	平成30年3月30日	○	○	109-S-0634	敷地西之谷南B
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地家松	平成30年3月30日	○	○	109-S-0635	敷地西之谷南C
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山越前	平成30年3月30日	○	○	109-S-0636	社山a
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山車坂B	平成30年3月30日	○	○	109-S-0637	社山b
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山寺ヶ谷	平成30年3月30日	○	○	109-S-0638	社山c
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山車坂A	平成30年3月30日	○	○	109-S-0642	神増a
急傾斜地の崩壊	磐田市神増	神増大谷	平成30年3月30日	○	○	109-S-0643	神増b
急傾斜地の崩壊	磐田市藤上原	藤上原十三区	平成30年3月30日	○	○	109-S-0645	大藤13区A
急傾斜地の崩壊	磐田市笠梅	笠梅五ノ坪	平成30年3月30日	○	○	109-S-0649	笠梅原3
急傾斜地の崩壊	磐田市笠梅	笠梅東原上通	平成30年3月30日	○	○	109-S-0650	笠梅原4
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保安井谷E	平成30年3月30日	○	○	109-S-0652	大藤4区A
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保安井谷C	平成30年3月30日	○	○	109-S-0656	大藤1区D
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保東ノ谷	平成30年3月30日	○	○	109-S-0657	大藤3区A
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保天王前	平成30年3月30日	○	○	109-S-0658	大藤2区A

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イエロー	レッド	危険箇所番号	箇所名
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保大谷北	平成30年3月30日	○	○	109-S-0659	大藤2区B
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保安井谷A	平成30年3月30日	○	○	109-S-0661	大藤2区D
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂中	匂坂中梵天	平成30年3月30日	○	○	109-S-0664	匂坂中下A
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井殿ヶ谷	平成30年3月30日	○	○	109-S-0667	岩井a
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井西原C	平成30年3月30日	○	○	109-S-0668	岩井b
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井海道原D	平成30年3月30日	○	○	109-S-0669	岩井c
急傾斜地の崩壊	磐田市明ヶ島	明ヶ島西谷口	平成30年3月30日	○	○	109-S-0671	明ヶ島A
急傾斜地の崩壊	磐田市西貝塚	西貝塚横須賀道北	平成30年3月30日	○	○	109-S-0675	安久路1
急傾斜地の崩壊	磐田市東山	東山	平成30年3月30日	○	○	109-S-0676	安久路2
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井大久保	平成30年3月30日	○	○	109-S-0677	東大久保A
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付天神平B	平成30年3月30日	○	○	109-S-0678	富士見町2丁A
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付天神平A	平成30年3月30日	○	○	109-S-0679	住吉町A
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付東光寺下	平成30年3月30日	○	○	109-S-0680	権現町A
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付檜子ヶ谷A	平成30年3月30日	○	○	109-S-0682	緑ヶ丘A
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付塔ノ壇	平成30年3月30日	○	○	109-S-0685	幸町A
土石流	磐田市虫生	虫生東沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-001	虫生東沢
土石流	磐田市虫生	虫生西沢	平成30年3月30日	○		211-S-002	虫生西沢
土石流	磐田市敷地	大平北沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-005	大平北沢
土石流	磐田市大平	大平北北沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-006	大平北北沢
土石流	磐田市万瀬	万瀬沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-010	万瀬沢
土石流	磐田市敷地	大平北下沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-011	大平北下沢
土石流	磐田市大平	大平北西沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-012	大平北西沢
土石流	磐田市大平	大平北南沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-013	大平北南沢
土石流	磐田市大平	大平北沢1	平成30年3月30日	○	○	211-S-014	大平北沢1
土石流	磐田市大平	大平南西沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-015	大平南西沢
土石流	磐田市敷地	敷地北西沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-018	敷地北西沢
土石流	磐田市岩室 他	敷地北東沢	平成30年3月30日	○		211-S-019	敷地北東沢
土石流	磐田市敷地	敷地西之谷南東沢	平成30年3月30日	○		211-S-024	敷地西之谷南東沢
土石流	磐田市上神増	上神増沢C	平成30年3月30日	○		211-S-025	上神増沢
土石流	磐田市下野部	下野部大楽地沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-026	下野部大楽地沢
土石流	磐田市下野部	下野部大楽地東沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-027	下野部大楽地東沢
土石流	磐田市下野部	下野部大楽地上沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-029	下野部大楽地上沢
土石流	磐田市下野部	下野部大楽地南沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-030	下野部大楽地南沢
土石流	磐田市下野部	下野部亀井戸西沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-035	下野部亀井戸西沢
土石流	磐田市下野部亀井戸	下野部亀井戸南沢	平成30年3月30日	○		211-S-037	下野部亀井戸南沢
土石流	磐田市下野部亀井戸	下野部亀井戸東沢	平成30年3月30日	○		211-S-038	下野部亀井戸東沢
土石流	磐田市平松	平松沢D	平成30年3月30日	○	○	211-S-039	平松沢
土石流	磐田市平松	平松東沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-040	平松東沢
土石流	磐田市上野部	上野部神田西沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-044	上野部神田西沢
土石流	磐田市上野部	上野部本村西沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-053	上野部本村西沢
土石流	磐田市上野部本村	上野部本村南沢	平成30年3月30日	○		211-S-054	上野部本村南沢
土石流	磐田市笠梅	笠梅沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-055	笠梅沢
土石流	磐田市笠梅	笠梅東沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-056	笠梅東沢
土石流	磐田市匂坂中	匂坂中上沢	平成30年3月30日	○	○	211-S-058	匂坂中上沢
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷	平成30年1月16日	○	○	109-I-1874	寺谷
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬	平成30年1月16日	○	○	109-I-2106	万瀬
急傾斜地の崩壊	磐田市豊田	豊田	平成29年3月31日	○	○	109-I-0081	豊田南
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付檜子ヶ谷	平成29年3月31日	○	○	109-II-2735	元宮町(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市西貝塚	西貝塚東山	平成29年3月31日	○	○	109-II-2757	安久路(A)

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イエロー	レッド	危険箇所番号	箇所名
急傾斜地の崩壊	磐田市明ヶ島	明ヶ島谷口	平成29年3月31日	○	○	109-II-2759	明ヶ島(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地松原	平成29年3月31日	○	○	109-I-3881	西之谷北(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市大当所	大当初グミカヤB	平成29年3月31日	○	○	109-II-4461	大当初(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市大当所	大当初グミカヤA	平成29年3月31日	○	○	109-II-4462	大当初(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部伊折	平成29年3月31日	○	○	109-II-4539	神賀堂
土石流	磐田市大平	大平沢A	平成27年3月31日	○	○	485-II-031	大平沢3
土石流	磐田市大平	大平沢B	平成27年3月31日	○	○	485-II-030	大平沢2
土石流	磐田市大平	竹沢東ノ谷沢	平成27年3月31日	○	○	485-II-029	竹沢東ノ谷沢
土石流	磐田市大平	大平沢C	平成27年3月31日	○	○	485-II-028	大平沢1
土石流	磐田市虫生	宮沢	平成27年3月31日	○	○	485-II-027	宮沢
土石流	磐田市虫生	虫生沢	平成27年3月31日	○	○	485-II-026	虫生沢
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬下沢	平成27年3月31日	○	○	109-II-4503	万瀬(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬向山	平成27年3月31日	○	○	109-II-4536-2	万瀬(A)-2
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬家ノ上A	平成27年3月31日	○	○	109-II-4502	万瀬(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬松場	平成27年3月31日	○	○	109-II-4501	万瀬(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬東久保	平成27年3月31日	○	○	109-II-4536	万瀬(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬家ノ上B	平成27年3月31日	○	○	109-II-4537	万瀬(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市万瀬	万瀬山ノ神	平成27年3月31日	○	○	109-III-0899	万瀬
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平下沢	平成27年3月31日	○	○	109-II-4504	大平(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平セド山A	平成27年3月31日	○	○	109-II-4528	大平(F)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平川向イ	平成27年3月31日	○	○	109-II-4527	大平(G)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平セド山B	平成27年3月31日	○	○	109-II-4529	大平(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平竹沢	平成27年3月31日	○	○	109-II-4530	大平(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平竹沢山ノ神	平成27年3月31日	○	○	109-II-4531	大平(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生高山	平成27年3月31日	○	○	109-II-4524	虫生(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生溝北	平成27年3月31日	○	○	109-III-0902	大平南(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生向イ山	平成27年3月31日	○	○	109-III-0902-2	大平南(a)-2
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生金久保沢	平成27年3月31日	○	○	109-II-4526	虫生(G)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生上ノ平	平成27年3月31日	○	○	109-II-4526-2	虫生(G)-2
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生宮沢	平成27年3月31日	○	○	109-II-4525	虫生(F)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生神田A	平成27年3月31日	○	○	109-III-0901	虫生(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生神田B	平成27年3月31日	○	○	109-III-0900	虫生(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生菖蒲ヶ谷A	平成27年3月31日	○	○	109-II-4533	虫生(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生菖蒲ヶ谷B	平成27年3月31日	○	○	109-II-4532	虫生(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生菖蒲ヶ谷C	平成27年3月31日	○	○	109-II-4534	虫生(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生時田	平成27年3月31日	○	○	109-II-4535	虫生(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市虫生	虫生大崩	平成27年3月31日	○	○	109-II-4538	虫生(I)
土石流	磐田市上野部	田川沢A	平成26年3月4日	○	○	485-II-011	田川沢2
土石流	磐田市上野部	田川沢B	平成26年3月4日	○	○	485-I-005	田川沢3
土石流	磐田市上野部	田川谷	平成26年3月4日	○	○	485-II-020	田川谷
土石流	磐田市上野部	田川沢C	平成26年3月4日	○	○	485-II-010	田川沢1
土石流	磐田市上野部	本村沢A	平成26年3月4日	○	○	485-I-004	本村沢3
土石流	磐田市上野部	本村沢B	平成26年3月4日	○	○	485-I-003	本村沢2
土石流	磐田市上野部	本村沢C	平成26年3月4日	○	—	485-I-002	本村沢1
土石流	磐田市上野部	中組沢	平成26年3月4日	○	○	485-I-001	中組沢
土石流	磐田市上野部	栗下沢A	平成26年3月4日	○	○	485-II-018	栗下沢3
土石流	磐田市上野部	栗下沢B	平成26年3月4日	○	○	485-II-019	栗下沢4
土石流	磐田市上野部	栗下沢C	平成26年3月4日	○	○	485-II-017	栗下沢2
土石流	磐田市上野部	栗下沢D	平成26年3月4日	○	—	485-II-016	栗下沢1

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イロー	レット	危険箇所番号	箇所名
土石流	磐田市上野部	神田沢A	平成26年3月4日	○	—	485-II-015	神田沢4
土石流	磐田市上野部	神田沢B	平成26年3月4日	○	—	485-II-014	神田沢3
土石流	磐田市上野部	神田沢C	平成26年3月4日	○	○	485-II-013	神田沢2
土石流	磐田市上野部	神田沢D	平成26年3月4日	○	—	485-II-012	神田沢1
土石流	磐田市下野部	大楽地沢A	平成26年3月4日	○	○	485-II-009	大楽地沢3
土石流	磐田市下野部	大谷田沢	平成26年3月4日	○	○	485-II-006	大谷田沢
土石流	磐田市下野部	トンノ沢	平成26年3月4日	○	○	485-II-004	トンノ沢
土石流	磐田市下野部	寺ヶ谷沢	平成26年3月4日	○	○	485-II-003	寺ヶ谷沢
土石流	磐田市下野部	大楽地沢B	平成26年3月4日	○	—	485-II-008	大楽地沢2
土石流	磐田市下野部	大楽地沢C	平成26年3月4日	○	○	485-II-007	大楽地沢1
土石流	磐田市下野部	市ノ沢	平成26年3月4日	○	○	485-II-005	市ノ沢
土石流	磐田市下野部	桶ヶ谷沢	平成26年3月4日	○	○	485-II-002	桶ヶ谷沢
土石流	磐田市下野部	下野部沢	平成26年3月4日	○	○	485-II-001	下野部沢
土石流	磐田市大平	大平南沢	平成26年3月4日	○	—	485-II-032	大平南沢
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部田ヶ谷A	平成26年3月4日	○	○	109-I-2991	田川(3)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部田ヶ谷B	平成26年3月4日	○	○	109-II-4474	田川(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部田ヶ谷C	平成26年3月4日	○	○	109-II-4475	田川(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部田ヶ谷D	平成26年3月4日	○	○	109-II-4476	田川(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部本村A	平成26年3月4日	○	○	109-I-3882	田川(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部本村B	平成26年3月4日	○	○	109-II-4477	本村(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部本村C	平成26年3月4日	○	○	109-II-4478	本村(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部雨垂A	平成26年3月4日	○	○	109-II-4479	本村(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部雨垂B	平成26年3月4日	○	○	109-III-0896	本村
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部栗下A	平成26年3月4日	○	○	109-I-2107-2	栗下奥-2
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部栗下B	平成26年3月4日	○	○	109-I-2107	栗下奥
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部雨垂C	平成26年3月4日	○	○	109-II-4480	本村(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部雨垂D	平成26年3月4日	○	○	109-II-4481	本村(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部神田A	平成26年3月4日	○	○	109-II-4484	神田(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部神田B	平成26年3月4日	○	○	109-II-4483	神田(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部神田C	平成26年3月4日	○	○	109-II-4483-2	神田(B)-2
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部神田D	平成26年3月4日	○	○	109-II-4482	神田(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部神田E	平成26年3月4日	○	○	109-I-2989	神田(4)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部神田F	平成26年3月4日	○	○	109-I-3883	神田(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部神田G	平成26年3月4日	○	○	109-I-2990	神田(7)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部伊折A	平成26年3月4日	○	○	109-II-4485	上野部(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市上野部	上野部伊折B	平成26年3月4日	○	○	109-II-4486	上野部(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部西山北A	平成26年3月4日	○	○	109-II-4487	大楽地(H)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部西山北B	平成26年3月4日	○	○	109-II-4488	大楽地(I)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部裏山	平成26年3月4日	○	○	109-II-4492	大楽地(L)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部中ヲサ	平成26年3月4日	○	○	109-II-4493	大楽地(M)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部屋敷付	平成26年3月4日	○	○	109-II-4495	大楽地(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部屋敷上	平成26年3月4日	○	○	109-II-4496	大楽地(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部甚五郎屋敷	平成26年3月4日	○	○	109-II-4497	大楽地(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部ニチライA	平成26年3月4日	○	○	109-II-4498	大楽地(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部金次山	平成26年3月4日	○	○	109-III-0898	大楽地(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部寺上	平成26年3月4日	○	○	109-II-4499	大楽地(F)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部茄子尾平	平成26年3月4日	○	○	109-II-4489	大楽地(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部屋敷東山	平成26年3月4日	○	○	109-II-4490	大楽地(J)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部堂ノ谷A	平成26年3月4日	○	○	109-II-4491	大楽地(K)

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イエロー	レッド	危険箇所番号	箇所名
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部堂ノ谷B	平成26年3月4日	○	○	109-II-4494	大楽地(N)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部ニチライB	平成26年3月4日	○	○	109-III-0897	大楽地(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部シブ平下	平成26年3月4日	○	○	109-II-4500	大楽地(G)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平牛ガハナA	平成26年3月4日	○	○	109-II-4517	大平南(G)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平牛ガハナB	平成26年3月4日	○	○	109-III-0904	大平南(c)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平堤石	平成26年3月4日	○	○	109-II-4514	大平南(F)
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	大平岩山通	平成26年3月4日	○	○	109-III-0903	大平南(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 仲田	平成26年3月4日	○	○	109-II-4513	大平南(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平A	平成26年3月4日	○	○	109-II-4512	大平南(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平B	平成26年3月4日	○	○	109-II-4511	大平南(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 平太郎	平成26年3月4日	○	○	109-II-4509	大平南(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 新田	平成26年3月4日	○	○	109-II-4510	大平南(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 平松	平成26年3月4日	○	○	109-II-4508	大平南(H)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 扇平	平成26年3月4日	○	○	109-II-4507	大平北(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 大平C	平成26年3月4日	○	○	109-II-4506	大平北(G)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 大黒平	平成26年3月4日	○	○	109-II-4505	大平北(F)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 崩下	平成26年3月4日	○	○	109-II-4520	大平北(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 堤ハシA	平成26年3月4日	○	○	109-II-4521	大平北(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 堤ハシB	平成26年3月4日	○	○	109-II-4522	大平北(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 ノキシ	平成26年3月4日	○	○	109-II-4519	大平北(H)
急傾斜地の崩壊	磐田市大平	大平 ウルシサワ	平成26年3月4日	○	○	109-II-4523	大平北(D)
土石流	磐田市笠梅	樋口沢	平成25年3月26日	○	○	216-II-021	樋口沢
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松下山	平成25年3月26日	○	○	109-III-0912	平松(c)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松大工下	平成25年3月26日	○	○	109-II-4449	平松(F)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松鳥谷下A	平成25年3月26日	○	○	109-III-0911	平松(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松鳥谷下B	平成25年3月26日	○	○	109-II-4450	平松(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松藪下A	平成25年3月26日	○	○	109-II-4451	平松(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松藪下B	平成25年3月26日	○	○	109-I-3878	平松(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松深谷	平成25年3月26日	○	○	109-III-0910	平松(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松皿谷下	平成25年3月26日	○	○	109-II-4452	平松(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市平松	平松上大谷	平成25年3月26日	○	○	109-I-2992	平松(2)
急傾斜地の崩壊	磐田市神増	神増彦平谷口	平成25年3月26日	○	○	109-III-0909	神増
急傾斜地の崩壊	磐田市神増	神増千房谷口南	平成25年3月26日	○	○	109-I-3879	神増(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市神増	神増谷坂	平成25年3月26日	○	○	109-II-4456	神増(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市上神増	上神増欠ノ下	平成25年3月26日	○	○	109-II-4453	上神増(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市上神増	上神増沢下	平成25年3月26日	○	○	109-III-0908	上神増
急傾斜地の崩壊	磐田市上神増	上神増五ヶ谷	平成25年3月26日	○	○	109-II-4458	上神増(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市上神増	上神増新林	平成25年3月26日	○	○	109-II-4457	上神増(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市合代島	合代島扇平	平成25年3月26日	○	○	109-III-0907	亀井戸
急傾斜地の崩壊	磐田市合代島	合代島源内	平成25年3月26日	○	○	109-III-0906	合代島上
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部谷口	平成25年3月26日	○	○	109-II-4467	亀井戸(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部西ノ谷	平成25年3月26日	○	○	109-II-4466	亀井戸(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部東ノ谷A	平成25年3月26日	○	○	109-II-4469	亀井戸(E)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部東ノ谷B	平成25年3月26日	○	○	109-II-4468	亀井戸(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市下野部	下野部山崎	平成25年3月26日	○	○	109-II-4465	亀井戸(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山城ノ越A	平成25年3月26日	○	○	109-II-4454	社山(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山城ノ越B	平成25年3月26日	○	○	109-II-4455	社山(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山八左下	平成25年3月26日	○	○	109-II-4464	社山(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市社山	社山マトバ	平成25年3月26日	○	○	109-II-4463	社山(A)

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イロー	レット	危険箇所番号	箇所名
急傾斜地の崩壊	磐田市大当所	大当所居所	平成25年3月26日	○	○	109-II-4460	大当所(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市大当所	大当所屋鋪西	平成25年3月26日	○	○	109-II-4459	大当所(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地谷口	平成25年3月26日	○	○	109-I-2988	敷地(11)
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地南ノ谷	平成25年3月26日	○	○	109-II-4472	西之谷北(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地合戸	平成25年3月26日	○	○	109-II-4471	敷地中(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地宮ノ前	平成25年3月26日	○	○	109-I-3880	敷地中(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市敷地	敷地山ウレ	平成25年3月26日	○	○	109-II-4518	敷地北
急傾斜地の崩壊	磐田市家田	家田的場	平成25年3月26日	○	○	109-III-0905	家田
急傾斜地の崩壊	磐田市家田	家田山本	平成25年3月26日	○	○	109-II-4470	家田
急傾斜地の崩壊	磐田市岩室	岩室屋敷A	平成25年3月26日	○	○	109-II-4516	岩室(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市岩室	岩室屋敷B	平成25年3月26日	○	○	109-II-4515	岩室(A)
土石流	磐田市掛下	大谷田沢	平成25年3月22日	○	-	485-II-025	大谷田沢
土石流	磐田市平松	平松沢A	平成25年3月22日	○	○	485-I-010	平松沢2
土石流	磐田市平松	水ノ谷川	平成25年3月22日	○	○	485-I-009	水ノ谷川
土石流	磐田市平松	平松沢B	平成25年3月22日	○	-	485-II-024	平松沢3
土石流	磐田市平松	背戸ノ沢	平成25年3月22日	○	○	485-II-023	背戸ノ沢
土石流	磐田市平松	平松沢C	平成25年3月22日	○	○	485-I-008	平松沢1
土石流	磐田市上神増	神増沢A	平成25年3月22日	○	-	485-II-022	神増沢2
土石流	磐田市上神増	上神増沢A	平成25年3月22日	○	-	485-I-007	上神増沢2
土石流	磐田市神増	上神増沢B	平成25年3月22日	○	-	485-III-001	上神増沢1
土石流	磐田市合代島	合代島下沢	平成25年3月22日	○	-	485-I-006	合代島下沢
土石流	磐田市社山	社山沢A	平成25年3月22日	○	○	485-II-041	社山沢2
土石流	磐田市社山	社山沢B	平成25年3月22日	○	○	485-II-040	社山沢1
土石流	磐田市大当所	大当所沢A	平成25年3月22日	○	○	485-II-039	大当所沢2
土石流	磐田市大当所	グミヶ谷	平成25年3月22日	○	○	485-II-038	グミヶ谷
土石流	磐田市大当所	大当所沢B	平成25年3月22日	○	○	485-II-037	大当所沢1
土石流	磐田市敷地	西ノ谷北沢	平成25年3月22日	○	○	485-II-035	西ノ谷北沢
土石流	磐田市敷地	仲明沢	平成25年3月22日	○	-	485-II-036	仲明沢
土石流	磐田市敷地	敷地中沢	平成25年3月22日	○	-	485-II-034	敷地中沢
土石流	磐田市敷地	松原沢	平成25年3月22日	○	-	485-II-033	松原沢
土石流	磐田市敷地	合戸沢	平成25年3月22日	○	-	485-I-015	合戸沢
土石流	磐田市敷地	敷地北沢	平成25年3月22日	○	○	485-I-014	敷地北沢
土石流	磐田市敷地	寺ヶ谷沢	平成25年3月22日	○	-	485-I-013	寺ヶ谷沢
土石流	磐田市敷地	寺中沢	平成25年3月22日	○	○	485-I-012	寺中沢
土石流	磐田市敷地	別所ヶ谷沢	平成25年3月22日	○	-	485-I-011	別所ヶ谷沢
急傾斜地の崩壊	磐田市富里	富里上気賀C	平成24年9月4日	○	○	109-I-2100	富里
急傾斜地の崩壊	磐田市東名	東名匂坂下B	平成24年9月4日	○	○	109-II-4441	匂坂下
急傾斜地の崩壊	磐田市豊田	豊田気賀東B	平成24年9月4日	○	○	109-II-4442	気賀東(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言掛	平成24年9月4日	○	○	109-III-0888	一言
急傾斜地の崩壊	磐田市大久保	大久保安井谷	平成24年9月4日	○	○	109-I-1875	大久保
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付狐塚A	平成24年9月4日	○	○	109-I-2972	二番町(2)
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付狐塚B	平成24年9月4日	○	○	109-I-2973	二番町(3)
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付狐塚C	平成24年9月4日	○	○	109-II-2737	二番町(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付東坂	平成24年9月4日	○	○	109-I-2974	東坂町(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市富里	富里上気賀A	平成24年3月30日	○	○	109-III-0895	上気賀
急傾斜地の崩壊	磐田市富里	富里上気賀B	平成24年3月30日	○	○	109-II-4440	上気賀
急傾斜地の崩壊	磐田市東名	東名匂坂下A	平成24年3月30日	○	○	109-III-0894	匂坂下
急傾斜地の崩壊	磐田市東名	東名匂坂下C	平成24年3月30日	○	○	109-I-2101	高見丘
急傾斜地の崩壊	磐田市豊田	豊田気賀東A	平成24年3月30日	○	○	109-III-0893	気賀東

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イロー	レット	危険箇所番号	箇所名
急傾斜地の崩壊	磐田市豊田	豊田気賀東C	平成24年3月30日	○	○	109-II-4443	気賀東(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市豊田	豊田気賀東D	平成24年3月30日	○	○	109-I-2102	豊田北
急傾斜地の崩壊	磐田市豊田	豊田富丘広野	平成24年3月30日	○	○	109-II-4444	広野
急傾斜地の崩壊	磐田市加茂東	加茂東上原	平成24年3月30日	○	○	109-III-0892	広野(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市富丘	富丘広野	平成24年3月30日	○	○	109-III-0891	広野(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言天神A	平成24年3月30日	○	○	109-I-2103	下原・北原
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言天神B	平成24年3月30日	○	○	109-III-0890	北原(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言天神C	平成24年3月30日	○	○	109-II-4445	北原
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言天神D	平成24年3月30日	○	○	109-III-0889	北原(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言北原	平成24年3月30日	○	○	109-II-4446	一言(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言掛下	平成24年3月30日	○	○	109-II-4447	一言(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言水汲	平成24年3月30日	○	○	109-II-4448	南原
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言原山A	平成24年3月30日	○	○	109-I-1886	西新町(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市一言	一言原山B	平成24年3月30日	○	○	109-I-1887	西新町(2)
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付大谷口A	平成24年3月30日	○	○	109-II-2736	美登里町(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市見付	見付大谷口B	平成24年3月30日	○	○	109-I-2971	二番町(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内新豊院山A	平成23年3月25日	○	○	109-I-1879	向笠竹之内(2)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内新豊院山B	平成23年3月25日	○	○	109-I-1880	向笠竹之内(3)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠西	向笠西屋敷	平成23年3月25日	○	○	109-I-1881	向笠西原(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市篠原	篠原東山	平成23年3月25日	○	○	109-I-1882	大久保(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市明ヶ島	明ヶ島山神山	平成23年3月25日	○	○	109-I-1884	新貝(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市篠原	篠原二ヶ谷	平成23年3月25日	○	○	109-I-2970	篠原(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠西	向笠西後山	平成23年3月25日	○	○	109-I-3804	向笠西原(2)
急傾斜地の崩壊	磐田市勾坂中	勾坂中宮ノ越E	平成22年3月30日	○	○	109-II-2734	勾坂中(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内新豊院山C	平成23年3月25日	○	○	109-II-2749	向笠竹之内原(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内長谷川	平成23年3月25日	○	○	109-II-2750	向笠竹之内原(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内谷田	平成23年3月25日	○	○	109-II-2751	向笠竹之内原(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内下原	平成23年3月25日	○	○	109-II-2752	向笠竹之内原(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井西原A	平成23年3月25日	○	○	109-II-2754	岩井原(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井海道原A	平成23年3月25日	○	○	109-II-2755	岩井(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井海道原B	平成23年3月25日	○	○	109-II-2756	岩井原(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井西原B	平成23年3月25日	○	○	109-II-2760	岩井(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市岩井	岩井海道原C	平成23年3月25日	○	○	109-II-2761	三ヶ野(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市三ヶ野	三ヶ野幸度ヶ谷	平成23年3月25日	○	○	109-II-2762	三ヶ野(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市新貝	新貝小犬間添	平成23年3月25日	○	○	109-II-2764	新貝(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市新貝	新貝小犬間	平成23年3月25日	○	○	109-II-2765	新貝(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内中原	平成23年3月25日	○	○	109-III-0656	向笠竹之内原(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内権現下	平成23年3月25日	○	○	109-III-0661	向笠竹之内(a)
土石流	磐田市向笠竹之内	向笠竹之内	平成23年3月18日	○	—	211-III-002	向笠竹之内沢
土石流	磐田市三ヶ野	三ヶ野	平成23年3月18日	○	○	211-III-003	三ヶ野沢
土石流	磐田市敷地	西ノ谷南沢B	平成23年3月18日	○	○	485-I-016	西ノ谷南沢2
土石流	磐田市敷地	西ノ谷南沢A	平成23年3月18日	○	○	485-I-017	西ノ谷南沢1
土石流	磐田市敷地	西ノ谷南沢C	平成23年3月18日	○	○	485-I-018	西ノ谷南沢3
土石流	磐田市寺谷	寺谷沢	平成22年3月30日	○	○	211-I-001	寺田沢
土石流	磐田市笠梅	宮奥沢	平成22年3月30日	○	—	211-II-001	宮奥沢
土石流	磐田市勾坂中	勾坂中沢	平成22年3月30日	○	○	211-III-001	勾坂中沢
急傾斜地の崩壊	磐田市笠梅	笠梅西ノ谷A	平成22年3月30日	○	○	109-I-1877	笠梅(1)
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷古坂南A	平成22年3月30日	○	○	109-I-3803	寺谷坊上(2)
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷古坂南B	平成22年3月30日	○	○	109-II-2738	寺谷坊上(A)

現象名	所在地	区域名	指定年月日	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所(参考)	
				イ エ ロ	レ ット	危険箇所番号	箇所名
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷西掛A	平成22年3月30日	○	○	109-II-2739	寺谷坊上(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷西掛B	平成22年3月30日	○	○	109-II-2740	寺谷坊上(C)
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷徒坂	平成22年3月30日	○	○	109-II-2741	寺谷坊上(D)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂上	匂坂上欠山	平成22年3月30日	○	○	109-II-2742	匂坂上(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂中	匂坂中宮ノ越B	平成22年3月30日	○	○	109-II-2743	匂坂中(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂中	匂坂中宮ノ越D	平成22年3月30日	○	○	109-II-2744	匂坂中・匂坂新
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂新	匂坂新欠山	平成22年3月30日	○	○	109-II-2745	匂坂新(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂新	匂坂新山下A	平成22年3月30日	○	○	109-II-2746	匂坂新(B)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂新	匂坂新山下C	平成22年3月30日	○	○	109-II-2747	匂坂新(c)
急傾斜地の崩壊	磐田市笠梅	笠梅西ノ谷B	平成22年3月30日	○	○	109-II-2748	笠梅里(A)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂新	匂坂新山下B	平成22年3月30日	○	○	109-III-0648	匂坂新(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂中	匂坂中宮ノ越C	平成22年3月30日	○	○	109-III-0649	匂坂中(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂中	匂坂中梵天	平成22年3月30日	○	○	109-III-0650	匂坂中(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂上	匂坂上下欠	平成22年3月30日	○	○	109-III-0651	匂坂上(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市匂坂上	匂坂上上谷	平成22年3月30日	○	○	109-III-0652	匂坂上(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷西掛D	平成22年3月30日	○	○	109-III-0653	寺谷坊上(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷西掛C	平成22年3月30日	○	○	109-III-0654	寺谷坊上(c)
急傾斜地の崩壊	磐田市寺谷	寺谷古坂北	平成22年3月30日	○	○	109-III-0655	寺谷坊上(b)
急傾斜地の崩壊	磐田市笠梅	笠梅稲荷山	平成22年3月30日	○	○	109-III-0659	笠梅里(a)
急傾斜地の崩壊	磐田市笠梅	笠梅樋口前	平成22年3月30日	○	○	109-III-0660	笠梅原(a)

資料8-06 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧表

(令和5年4月1日)

1 社会福祉施設

(1) 高齢者施設

No.	施設名称	所在地	現象名	危険箇所番号
1	ラクラス見付ショートステイ	見付235-10	急傾斜地の崩壊	109-S-0680
2	ラクラス見付デイサービス	見付235-10	急傾斜地の崩壊	109-S-0680
3	ラクラス見付レジデンス	見付235-10	急傾斜地の崩壊	109-S-0680
4	特別養護老人ホーム豊仙苑	敷地83-8	土石流	485-I-016
			土石流	485-I-017
			土石流	485-I-018
			急傾斜地の崩壊	109-S-0635
5	豊仙苑短期入所	敷地83-8	土石流	485-I-016
			土石流	485-I-017
			土石流	485-I-018
			急傾斜地の崩壊	109-S-0635
6	豊仙苑デイサービスセンター	敷地83-9	土石流	485-I-016
			土石流	485-I-017
			土石流	485-I-018

(2) 障害者施設

No.	施設名称	所在地	現象名	危険箇所番号
1	太陽の家	敷地83-12	土石流	485-I-016
			土石流	485-I-017
			土石流	485-I-018
			急傾斜地の崩壊	109-S-0635

(3) 児童福祉施設

No.	施設名称	所在地	現象名	危険箇所番号
1	広瀬こども園	上神増460-1	土石流	211-S-025
2	キッズ・まんまる	敷地83-9	土石流	485-I-016
			土石流	485-I-017
			土石流	485-I-018

2 学校

(1) 小学校

No.	施設名称	所在地	現象名	危険箇所番号
1	向笠小学校	向笠竹之内391-6	急傾斜地の崩壊	109-III-0661
2	豊岡南小学校	上神増1410	土石流	485-I-007

(2) 放課後児童クラブ

No.	施設名称	所在地	現象名	危険箇所番号
1	向笠小学校児童クラブ	向笠竹之内391-6	急傾斜地の崩壊	109-III-0661
2	豊岡南小学校第1児童クラブ	上神増1410	土石流	485-I-007
3	豊岡南小学校第2児童クラブ	上神増1410	土石流	485-I-007

3 医療施設

No.	施設名称	所在地	現象名	危険箇所番号
1	磐田原病院	大久保42-15	急傾斜地の崩壊	109-S-0659

資料8-07 山地災害危険地区一覧表

1 山地災害危険地区とは

病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものである。

山地災害危険地区は、荒廃の形態によって、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区の3種類に区分している。

2 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊によって公共施設又は人家に直接被害を与えるおそれのある地区

【特徴】

- ① 山の斜面に亀裂やわき水がある
- ② 岩石がもろくくずれやすい地質である
- ③ 過去に山くずれがあった
- ④ 急斜面で、軟弱な地盤がある
- ⑤ 水の集まりやすい斜面地形である
- ⑥ ときどき落石がある

No.	箇所番号	大字	字	危険度	治山事業進捗状況	備考
1	211-001	寺谷	西掛	A	無	
2	211-002	笠梅	八幡山北	B	無	
3	485-001	万瀬	樽上	A	概成	
4	485-002	万瀬	西林	C	無	
5	485-003	虫生	時田	C	無	
6	485-004	上野部	伊折	A	無	
7	485-005	上野部	神田	A	無	
8	485-006	上野部	栗下	A	無	
9	485-007	敷地	岩山通り	A	無	
10	485-008	下野部	天神山	B	無	
11	485-009	敷地	浄光寺ヶ谷	B	無	
12	485-010	上神増	五ヶ谷	A	無	
13	485-011	神増	大谷	A	無	
14	485-012	平松	金谷	A	無	
15	485-013	下野部	寺ヶ谷	A	無	
16	485-014	平松	鳥谷下	A	未成	
17	485-015	虫生	高山	A	無	
18	485-016	大平	ナツアケ	A	無	
19	485-017	下野部	シンバヤシ	A	無	
20	485-018	下野部	奥山	B	無	
21	485-019	平松	皿谷	A	未成	

3 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家に被害を与えるおそれがある地区

【特徴】

- ① 溪流の勾配が急である
- ② 溪流に大きな石がごろごろしている
- ③ 上流が山くずれなどで荒れている
- ④ 過去に土石流があった

No.	箇所番号	大字	字	危険度	治山事業進捗状況	備考
1	485-001	下野部	奥山	C	一部概成	
2	485-002	下野部	神田	C	無	
3	485-003	下野部	伊折	C	無	
4	485-004	下野部	神田	B	無	

No.	箇所番号	大字	字	危険度	治山事業進捗状況	備考
5	485-005	下野部	小田ヶ谷日陰	C	一部概成	
6	485-006	上野部	田ヶ谷	B	無	
7	485-007	下野部	戸ノ谷	B	一部概成	
8	485-008	下野部	市ノ沢	C	一部概成	
9	485-009	敷地	金井戸ヶ谷	B	一部概成	
10	485-010	下野部	仙南谷	B	無	
11	485-011	敷地	別所ヶ谷	B	無	
12	485-012	下野部	中之谷	B	無	
13	485-013	下野部	カンカン	B	未成	
14	485-014	上野部	本村	B	無	
15	485-015	上神増	中ノ谷	C	一部概成	
16	485-016	上野部	神田	C	未成	
17	485-017	大当所	グミカヤ	B	未成	
18	485-018	敷地	岩山通り	C	無	
19	485-019	下野部	寺ヶ谷	B	無	
20	485-020	大平	ノキシ	B	無	
21	485-021	下野部	ス山	C	無	
22	485-022	家田	中谷・大谷	C	無	
23	485-023	敷地	本宮前	C	無	
24	485-024	下野部	蛇谷	C	一部概成	
25	485-025	下野部	西ノ谷	C	無	
26	485-026	敷地	岩山通り	C	無	
27	485-027	敷地	岩山通り	C	未成	
28	485-028	下野部	サ々ヤブ	C	未成	
29	485-029	家田	瀧ノ谷	B	無	
30	485-030	下野部	谷口谷	B	未成	
31	485-031	上野部	神田	C	無	
32	485-032	虫生	山ノ神谷	C	無	
33	485-033	下野部	谷口	B	一部概成	
34	485-034	敷地	本宮前	C	無	
35	485-035	万瀬	本宮前北ノ谷	C	無	
36	485-036	万瀬	勝越西平	B	一部概成	
37	485-037	敷地	本宮前	C	無	
38	485-038	敷地	西沢	B	無	
39	485-039	敷地	本宮前	C	無	
40	485-041	敷地	本宮前	C	無	
41	485-042	大平	下沢セド山	C	無	
42	485-045	万瀬	本宮前北ノ谷	C	無	
43	485-046	虫生	本宮前北谷	B	無	
44	485-047	虫生	本宮前北谷	C	無	
45	485-048	虫生	本宮前北谷	C	無	
46	485-050	敷地	竹沢東	C	無	
47	485-051	敷地	岩山通り	B	無	
48	485-052	下野部	才平谷	B	無	
49	485-054	上神増	新村	B	概成	
50	485-053	上野部	栗下	B	一部概成	

4 地すべり危険地区

本市には該当地区なし

資料8-08 ため池一覧表

No.	ため池名	所在地	受益面積 (ha)	所有者	管理者	目的	備考
1	雨垂池	上野部2150-90	5.0	民地	地元	農水	
2	大楽地奥山池	下野部1810-2	22.0	官有地	地元	農水	
3	緑ヶ谷池	下野部1118	17.4	市	地元	農水	H17 改修済 防災重点農業用ため池
4	東の谷奥池	下野部562-2	2.1	市	地元	農水	R元 改修済
5	東の谷池	下野部594	2.1	民地	地元	農水	
6	社山池	社山585	7.7	市	地元	農水	H28 改修済 防災重点農業用ため池
7	金井戸ヶ谷池	敷地1458	14.2	民地	地元	農水	H 2 改修済 防災重点農業用ため池

(危機管理課)

資料8-09 たん水注意箇所一覧表

(静岡県水防計画書)

No.	位 置	関係河川名	たん水面積 (ha)	備考
1	磐田市西貝塚地内	安久路川	17.0	
2	磐田市福田字塩浜～村前地内	仿僧川	20.0	
3	磐田市福田中島～向岡地内	仿僧川	40.0	
4	磐田市豊浜地内	太田川	40.0	
5	磐田市笠梅地内	中沢川	20.0	
6	磐田市二之宮地内	磐田久保川	28.0	
7	磐田市中泉地内	磐田久保川	24.0	

磐田市の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の高齢者等事前避難対象地域

▶10地区・74自治会

	地区	自治会
1	長野	鮫島
2	於保	大和田
3		上大原
4		中大原
5		川成
6		浜部
7	西貝	西之島
8		上南田
9	福田中	1 番組
10		2 番組
11		3 番組
12		4 番組
13		5 番組
14		6 の 1 番組
15		6 の 2 番組
16		6 の 3 番組
17		8 番組
18		9 の 1 番組
19		9 の 2 番組
20		10 の 1 番組
21		10 の 2 番組
22		10 の 3 番組
23		11 番組
24		12 番組
25		13 番組
26		14 番組
27		14 番組北組
28		昭和組
29		下太
30		本田東
31		本田中
32		本田西
33		新田東
34	新田中	
35	新田西	
36	福田南	7 番組
37		15 番組
38		石田組
39		中島新町

	地区	自治会
40	福田西部	塩新田
41		一色
42		清庵新田
43		太郎馬新田
44		南田
45		長池
46		大原
47		大原新町
48	福田北部	五十子
49		南島
50		蛭池
51	東小島	
52	豊浜	豊浜中野
53		小島方
54		大島
55	雁代	
56	竜洋西	掛塚砂町
57		掛塚中町
58		掛塚田町
59		掛塚大当町
60		掛塚横町
61		掛塚新町
62		掛塚蟹町
63		掛塚東町
64	白羽	
65	竜洋東	駒場
66		岡
67		西平松
68		中平松
69		飛平松
70		東平松
71		海老島
72		竜洋稗原
73		大中瀬
74		小中瀬

資料 9-01 気象注意報、警報等の種類とその発表基準

1. 警報・注意報発表基準

令和 4 年 5 月 26 日現在
発表官署 静岡地方気象台

磐田市	府県予報区	静岡県			
	一次細分区域	西部			
	市町村等をまとめた地域	遠州南			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137	
	洪水	流域雨量指数基準	一雲済川流域=8, 仿僧川流域=20.7, 今ノ浦川流域=8.9		
		複合基準*1	一雲済川流域=(11, 7.9), ぼう僧川流域=(19, 17.3), 太田川流域=(11, 37.7)		
		指定河川洪水予報による基準	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地 12 時間降雪の深さ 10cm 山地 12 時間降雪の深さ 20cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14		
		土壌雨量指数基準	80		
		流域雨量指数基準	一雲済川流域=6.4, 仿僧川流域=16.5, 今ノ浦川流域=7.1		
		複合基準*1	一雲済川流域=(7, 6.4), 仿僧川流域=(7, 12.6), 今ノ浦川流域=(7, 7.1), 太田川流域=(11, 33.9)		
		指定河川洪水予報による基準	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%				
なだれ	1. 降雪の深さが 30 cm 以上あった場合 2. 積雪が 40 cm 以上あって最高気温が 15℃ 以上の場合				
低温	冬期：最低気温-4℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	110mm			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

2. 気象等に関する特別警報の発表基準

(気象庁資料)

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断をします。

○雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

(気象庁資料)

令和4年3月24日現在

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかると5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
静岡県	静岡県	西部	遠州南	磐田市	372	164	244

資料 9-02 火災気象通報の発表基準

火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき静岡地方気象台長から静岡県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。実効湿度、風速などにより通報基準を定めている。静岡県では、次のとおりである。

(静岡県地域防災計画)

対象地域	実 施 基 準
概ね市町 単位（二次細 分区域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 ・ 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する （降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 ・ 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・ 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

資料9-03 雨量観測所等一覧表

1 雨量観測所

No.	観測所	流域河川	位置	設置者	備考
1	磐田市役所	今ノ浦川	国府台3-1	磐田市	
2	磐田市消防署	今ノ浦川	今之浦2-14-2	磐田市	
3	今之浦第2ポンプ場	加茂川	今之浦3-5	磐田市	
4	磐田市福田支所	—	福田400	磐田市	
5	磐田市竜洋支所	—	岡729-1	磐田市	
6	磐田市防災備蓄ステーション	—	森岡150	磐田市	
7	磐田市豊岡支所	一雲済川	下野部48	磐田市	
8	磐田市消防署豊岡分遣所	—	合代島438-1	磐田市	
9	見付	今ノ浦川	見付3599-4	静岡県	
10	豊浜	太田川	豊浜地先	静岡県	
11	敷地	敷地川	岩室199-1	静岡県	
12	豊岡	一雲済川	下野部地先	静岡県	
13	磐田	—	南島	気象庁	アメダス磐田

2 水位観測所

No.	観測所	流域河川	位置	水位 (単位: m)				設置者
				水防団 待機	氾 濫 注 意	避 難 判 断	氾 濫 危 険	
1	南部第1ポンプ場	仿僧川	福田5494-47					磐田市
2	仿僧川 (仿僧川水門)	仿僧川	福田地先	1.60	2.10	2.80		磐田市
3	仿僧川 (西橋)	仿僧川	福田地先	1.60	2.10	2.80		磐田市
4	福田排水機場	仿僧川	福田					磐田市
5	旧仿僧川 (浜橋)	旧仿僧川	大中瀬地先	1.60	2.10	2.80		磐田市
6	浜橋ポンプ場	旧仿僧川	大中瀬789-1					磐田市
7	今ノ浦川 (今之浦)	今ノ浦川	今之浦1-12	1.80	2.30	2.60	3.20	磐田市
8	今ノ浦川 (二之宮)	今ノ浦川	二之宮1980-1	1.80	2.30	2.60	3.20	磐田市
9	久保川 (二之宮排水機場)	磐田久保川	二之宮					磐田市
10	久保川 (仙水橋)	磐田久保川	二之宮地先					磐田市
11	豊田川 (関屋上橋)	豊田川	上万能力地先					磐田市
12	城之崎川 (にしき橋)	城之崎川	西貝塚地先					磐田市
13	大池	—	二之宮871-2					磐田市
14	大島ポンプ場	—	豊浜					磐田市
15	一号排水路 (岡中橋)	一号排水路	岡地先					磐田市
16	豊浜	太田川	豊浜地先	2.60	2.90			静岡県
17	新貝	太田川	新貝地先	3.00	3.50	4.30	4.60	静岡県
18	福田	仿僧川	福田地先	2.00	2.50			静岡県
19	鮫島橋	仿僧川	鮫島地先	2.00	2.50	3.20	3.40	静岡県
20	中島	今ノ浦川	福田中島地先	2.00	2.50			静岡県
21	今之浦橋	今ノ浦川	二之宮地先	2.00	2.50	3.20	3.60	静岡県
22	笠梅橋	敷地川	笠梅地先	3.90	4.40	5.40	5.84	静岡県
23	上神増	一雲済川	上神増地先	(1.60)	(2.10)			静岡県
24	江川橋	磐田久保川	二之宮地先	(1.20)	(1.70)			静岡県
25	仿僧川水門 (内・外)	仿僧川	福田地先					静岡県
26	竜洋水門 (内・外)	竜洋海岸	駒場地先					静岡県
27	鹿島	天竜川	浜松市天竜区二俣町鹿島	2.20	3.50	5.60	6.00	国土交通省
28	池田	天竜川	磐田市池田地先	0.50	1.60			国土交通省
29	中ノ町	天竜川	浜松市東区中野町	0.60	1.60	3.10	3.40	国土交通省
30	掛塚	天竜川	磐田市掛塚地先	1.50	2.60			国土交通省

地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表しています。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 *磐田市は「静岡県西部」に所属する。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 ^{※1}	・震度 3 以上 ^{※2} ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 ^{※1}	・震度 1 以上 ^{※2}	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

※1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表します。

※2 気象庁ホームページでは、「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表しています。

資料 9-05 津波警報等について

【気象庁資料を一部修正】

1. 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

[津波警報・注意報の種類]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかがが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

2. 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

[津波情報の種類]

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

（*1） 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

○沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（*2） 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値*（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

○沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値*）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

* 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。）

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

4. 津波・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、地震については「緊急地震速報」（震度 6 弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基 準
津波	高いところで 3 メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける)

資料 9-06 南海トラフ地震に関連する情報について

(令和 4 年 3 月 31 日気象庁)

南海トラフ地震に関する情報について

○「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の 2 種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上※1の地震※2が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※5が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6 8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>

巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

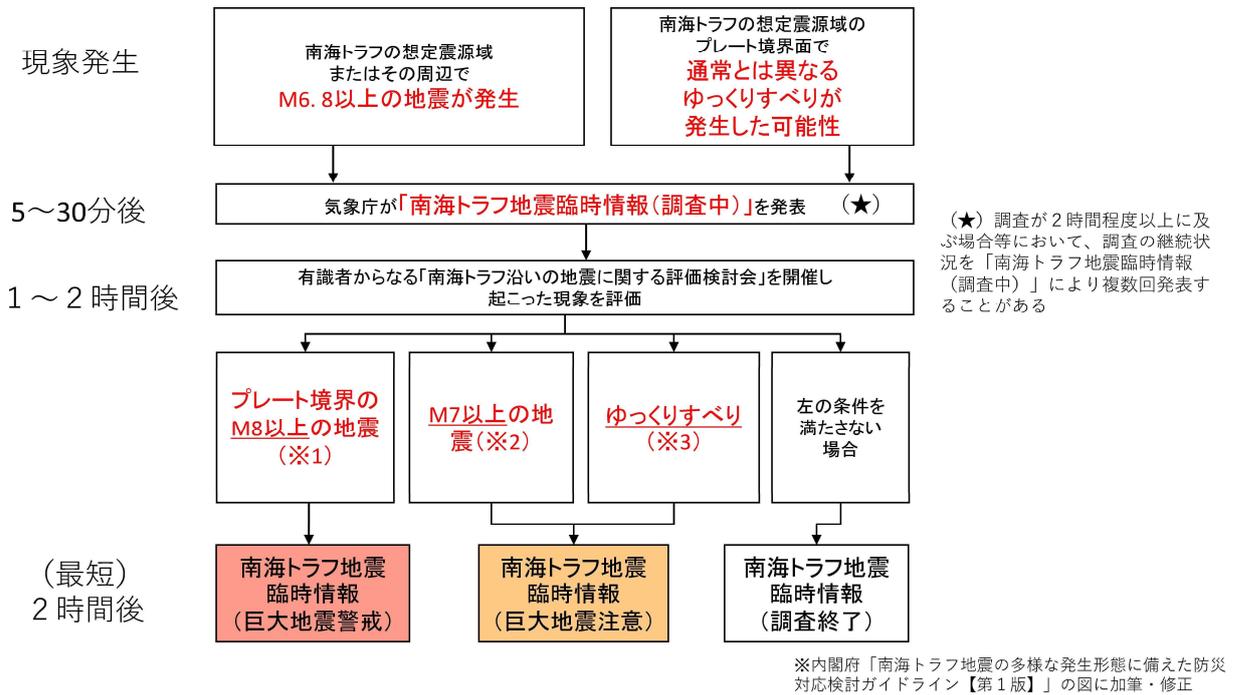
※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています



○今後の情報発表方法について

今後、十分な準備期間を設けた後、自動処理がしやすいように新たな電文による情報発表を実施する予定です。

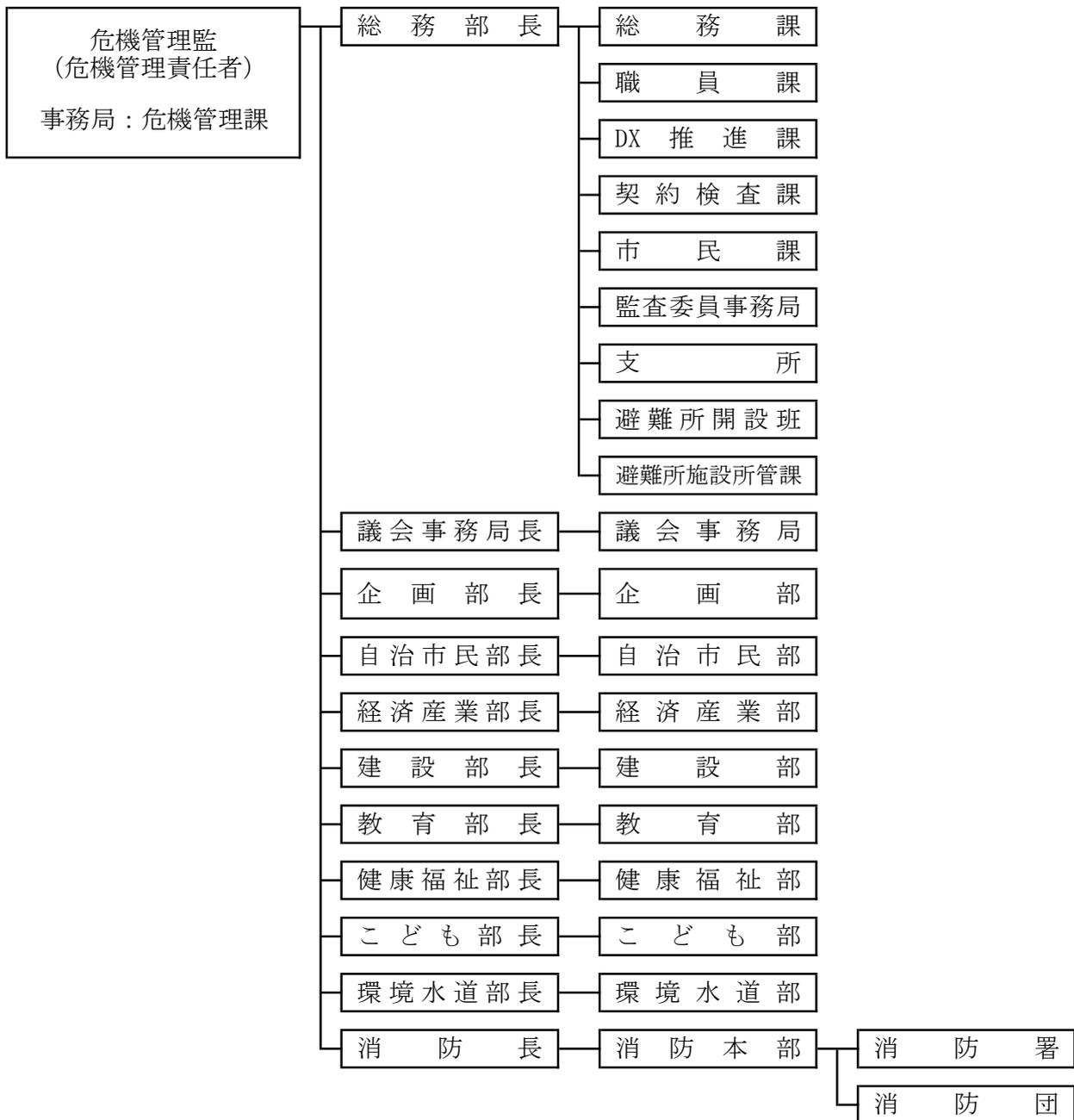
【参考】南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

資料10-01 磐田市水防本部編成図

令和5年4月1日



- ※ 災害の状況により実情に応じた体制とすることができる。
- ※ 避難所開設班、避難所施設所管課の対応は、避難所を開設する場合とする。
- ※ 教育部（学校教育課）、こども部（幼稚園保育園課）については、園児の通園、児童・生徒の登下校にかかわる場合についてのみ該当とする。

資料 10-02 磐田市水防本部における事務分掌

令和4年4月1日

所 管	事 務 分 掌
危機管理課 総務部 議会事務局 監査委員事務局	1 気象情報等災害情報の収集に関する事。 2 水防本部の総括に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 職員の動員、配置に関する事。 5 情報収集、被害状況の把握に関する事。 6 支所、県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
支所	1 危機管理課との連絡調整に関する事。 2 災害広報に関する事。 3 気象情報等災害情報の収集に関する事。 4 消防署分遣所、消防団方面隊との連絡調整に関する事。 5 支所管内防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 支所管内の被害状況の把握に関する事。
避難所開設班	避難所の開設及び避難者の受入れに関する事。
避難所施設所管課	1 避難所の開設に関する事。(所管施設) 2 避難所施設の指定管理者との連絡調整に関する事。
企画部	1 災害広報に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。
自治市民部	自主防災会等との連絡調整に関する事。
経済産業部	農地のたん水排除に関する事。
建設部	1 道路及び橋梁の状況把握に関する事。 2 河川及び都市下水路の状況把握に関する事。 3 水防活動の準備に関する事。 4 たん水排除に関する事。 5 急傾斜地等の状況把握に関する事。
教育部	1 避難所の施設管理者との連絡調整に関する事。 2 児童・生徒の登・下校に関する事。
健康福祉部	1 医療救護活動のための設備の点検等に関する事。 2 要配慮者支援班の設置に関する事。
こども部	園児の登園及び帰宅に関する事。
環境水道部	1 上下水道施設の状況把握に関する事。 2 産業部、建設部への応援協力に関する事。
消防本部	1 災害対策に関する事。 2 消防団の招集等に関する事。

備考 1 避難所の開設については危機管理課から別に指示し、避難所開設班、避難所施設所管課はその指示に基づいて参集配備するものとする。

2 各部・課においては、活動内容に応じた人員体制によることができる。

資料 10-03 洪水予報

(静岡県水防計画書)

1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
天竜川下流	左岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇 367 番 1 地先から海まで 右岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山 1 番 12 地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位

河川名	観測所名	地先名	位 置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
天竜川 下 流	鹿 島	浜松市天竜区 二俣町鹿島	右岸河口より 25.0km	3.50m	5.60m	6.00m
	中ノ町	浜松市東区 中野町	右岸河口より 9.1km	1.60m	3.10m	3.40m

(3) 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

2 知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
太田川水系	太 田 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで 右岸 袋井市逆川合流点から太田川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所及び水位

河川名	観測所名	地 先 名	受け持ち区間	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
太 田 川	天 方	周智郡森町森 26-23	三倉川合流点～ 敷地川合流点	1.90m	2.40m	2.80m
	新 貝	磐田市新貝 11	敷地川合流点～ 太田川河口	3.50m	4.30m	4.60m
原野谷川	山 名	袋井市袋井 118	逆川合流点～ 太田川合流点	5.70m	6.50m	7.00m

(3) 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報)	堤防からの越水又は破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

資料 10-04 水防警報

(静岡県水防計画書)

1 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名		区 域		区域延長
天竜川（下流）	幹川	左岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇 367 番 1 地先から海まで 右岸 浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山 1 番 12 地先から海まで		25,000m
天竜川（下流） （津波）	幹川	左岸 磐田市竜洋中島 1121 番地 1 地先から海まで 右岸 浜松市南区鶴見町 1270 番地先から海まで		7,700m

(2) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出水動位	避難断位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高
天竜川（下流）	鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口から 25.0km	m 2.20	m 3.50	m 4.50	m 5.60	m 6.00	m 8.77	m 左 10.7 右 山付	m 左 7.9 右 山付
	池田	磐田市池田	左岸河口から 10.5km	0.50	1.60	2.60			4.53	左 6.9 右 7.2	左 1.3 右 1.1
	中ノ町	浜松市東区中野町	右岸河口から 9.1km	0.60	1.60	2.50	3.10	3.40	4.77	左 7.6 右 6.7	左 2.2 右 2.7
	掛塚	磐田市掛塚	左岸河口から 3.3km	1.50	2.60	3.30			5.28	左 8.3 右 8.4	左 3.1 右 3.0

注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

(3) 水防警報の種類及び発表

ア 洪水の場合

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防（消防）団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

イ 津波の場合

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防（消防）機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき

2 知事が行う水防警報とその措置

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域	区域延長
太田川	幹 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	22,730m
	支 川 (原野谷川)	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
太田川 (津波)	幹 川	左岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで 右岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで	4,000m

(2) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観 測 所 名	所在地	位 置	水防団 待 機 (指定) 水 位	氾 濫 注 意 (警戒) 水 位	避 難 判 断 水 位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤 内 地盤高
太田川 幹 川	天 方	周智郡 森町森	河口より 21.5km	1.40 ^m	1.90 ^m	2.40 ^m	2.90 ^m	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4
	新 貝	磐田市 新 貝	河口より 6.5km	3.00	3.50	4.30	5.75	左 7.9 右 7.5	左 5.0 右 2.7
支 川 (原野谷川)	山 名	袋井市 袋 井	合流点より 5.6km	5.00	5.70	6.50	8.20	左 9.5 右 8.9	左 5.2 右 6.5
	吉岡橋	掛川市 吉 岡	合流点より 13.8km	2.70	3.20		4.40	左 5.7 右 5.3	左 2.2 右 2.3

(3) 水防警報発令及び解除の基準

ア 洪水の場合

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防（消防）機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき
出動	水防（消防）機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

イ 津波の場合

種類	内 容	発 表 基 準
出動	水防（消防）機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき

資料 10-05 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報

(静岡県水防計画)

1 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知及び周知

※市内に該当する河川はない。

2 知事が行う水位到達情報の通知及び周知

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域	区間延長
太田川	支 川 (敷地川)	左岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで 右岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300m
	支 川 (仿僧川)	左岸 磐田市万正寺祝川合流点から太田川合流点まで 右岸 磐田市小島祝川合流点から太田川合流点まで	6,600m
	支 川 (今ノ浦川)	左岸 磐田市見付管理上流端から仿僧川合流点まで 右岸 磐田市見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900m
	支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで 右岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600m

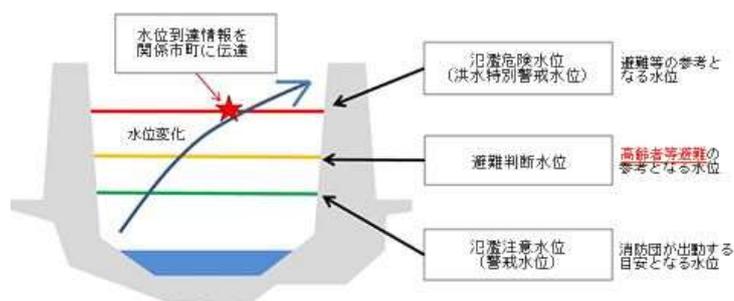
(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観 測 所 名	所在地	位 置	水防団 待 機 (通報) 水 位	氾 濫 注 意 (警戒) 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 (洪水特別警戒) 水 位	既往最 高水位	現 況 堤防高	堤 内 地盤高
太田川	支 川 (敷地川)	笠梅橋	磐田市 笠 梅	本川合流点 から 2.9km	m 3.90	m 4.40	m 5.40	m 5.84	m 6.49	m 左 7.96 右 7.79	m 左 5.85 右 6.31
	支 川 (仿僧川)	鮫島橋	磐田市 鮫 島	本川合流点 から 4.9km	2.00	2.50	3.20	3.40	3.09	左 5.30 右 4.92	左 1.45 右 5.14
	支 川 (今ノ浦川)	今之浦橋	磐田市 二之宮	仿僧川合流 点から 4.8 km	2.00	2.50	3.20	3.60	3.38	左 4.32 右 5.29	左 3.02 右 4.29
	支 川 (宇刈川)	横手橋	袋井市 久 能	本川合流点 から 2.9km	1.80	2.70	2.80	3.20	2.89	左 6.35 右 5.35	左 4.82 右 4.35

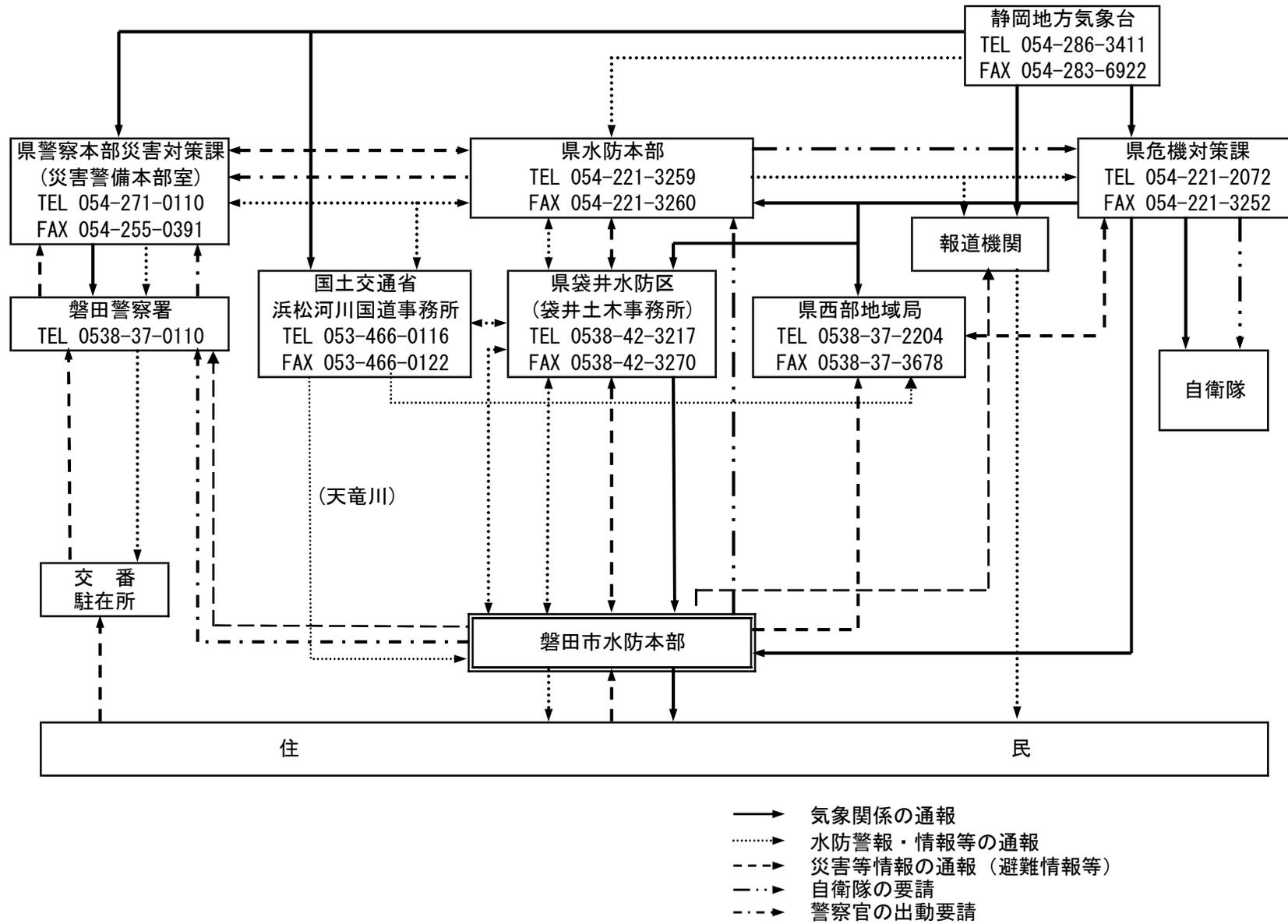
(3) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了されることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低い方の水位である。

この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（水防法第 13 条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



図：静岡県の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定



(危機管理課)

資料 10-07 水防関係機関の電話一覧表

(静岡県水防計画書・本市関係分)

機 関 名	電話番号	所 在 地	備 考
国土交通省浜松河川国道事務所	053-466-0116	浜松市中区名塚町 266	
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金二丁目 1-5	
陸上自衛隊第 34 普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻 40-1	
静岡県西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付 3599-4	
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3217	袋井市山名町 2-1	
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言 2533-4	
袋井市役所 (危機管理課)	0538-86-3701	袋井市国本 2907	
掛川市役所 (危機管理課)	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目 1-1	
森町役場 (建設課)	0538-85-6325	周智郡森町森 2101-1	

資料 10-08 水防信号

○静岡県水防信号規則

昭和 31 年 9 月 28 日

規則第 75 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 13 条第 1 項の規定に基き、静岡県水防信号規則をここに制定する。

静岡県水防信号規則

第 1 条 水防法第 20 条第 1 項による水防信号は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 1 信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

第 2 条 水防の信号は次に定める区分及び方法に従って発する。

記

水防信号	
区分\方法	警鐘信号
第 1 信号	●休止 ●休止 ●休止
第 2 信号	●—●—● ●—●—●
第 3 信号	●—●—●—● ●—●—●—●
第 4 信号	乱 打
備 考	1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 35 年 6 月 30 日規則第 32 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行の際、従前の規定及び様式により、取り扱ったものは、この規則の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この規則施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料 10-09 水防標識

○静岡県水防標識の指定

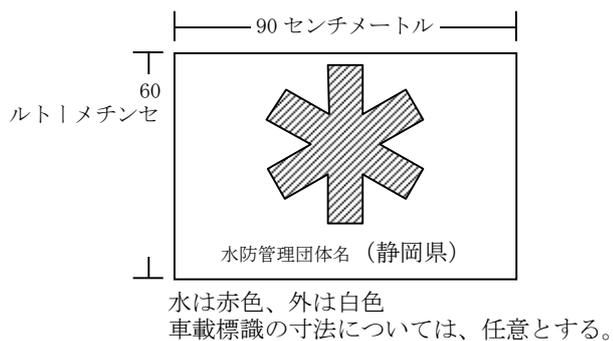
昭和 31 年 9 月 28 日

告示第 939 号

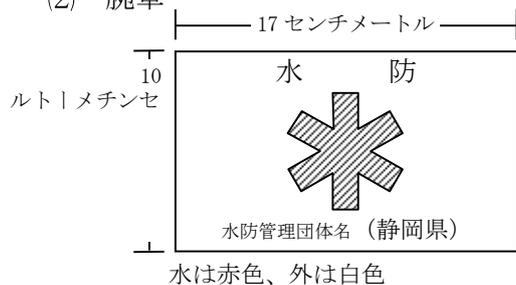
水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 11 条の規定に基き、静岡県水防標識を次のとおり定める。

記

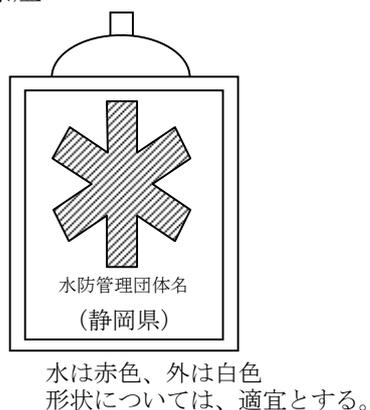
(1) 車馬標識



(2) 腕章



(3) 標燈



附 則（昭和 33 年 12 月 23 日告示第 1165 号）

この告示は、昭和 34 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 9 日告示第 207 号）

この告示は、公示の日から施行する。

(危機管理課)

資料10-10 水防上注意を要する水門等一覧表

(静岡県水防計画書)

No.	河川名	水門等の名称	位置	形状				種別	施設管理者
				L	H	W	連		
1	天竜川	池田樋管	東名	3.0	3.0		1	ローラー	国土交通省
2	天竜川	匂坂陸閘	匂坂中	17.2	1.61			鋼製横引	国土交通省
3	小藪川	向笠新屋 北樋門	向笠新屋		1.60	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
4	一雲済川	樋門	寺谷		1.05	1.05	1	鋼製両開 手動	磐田市
5	太田川	明ヶ島樋門	明ヶ島		2.00	2.25	2	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
6	太田川	岩井樋門	岩井		1.75	1.75	1	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
7	今ノ浦川	川尻樋門	今之浦 五丁目		1.50	1.50	1	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
8	今ノ浦川	中大原樋門	大原		1.50	2.50	1	鋼鉄両開 手動	磐田市
9	小藪川	向笠新屋 南樋門	向笠新屋		1.50	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
10	磐田久保川	大池水門	二之宮		2.50	2.60	3	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
11	敷地川	笠梅樋門	笠梅		2.40	2.30	1	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
12	太田川	塩溜小島排水 右岸	福田		1.50	4.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
13	太田川	江川外新田 右岸	福田		1.60	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
14	仿僧川	福田排水機場 自然排水樋門	福田		1.50	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
15	仿僧川	中島橋南西側	福田		1.50	1.50	1	木製スルース 手動	磐田市
16	仿僧川	村前樋門	福田		1.50	2.50	2	鋼製スルース 電動	磐田市
17	仿僧川	西部幹線排水路	福田		1.70	2.40	2	鋼製スルース 手動	磐田市
18	仿僧川	南田伊兵衛新田ポンプ場 自然排水樋門	福田		1.50	1.10	1	鋼製スルース 手動	磐田市
19	仿僧川	はまぼう橋南 西側	福田		1.50	1.10	1	鋼製スルース 手動	磐田市
20	仿僧川	西橋南東側	福田		1.40	0.80	1	鋼製スルース 手動	磐田市
21	仿僧川	西橋南西側	福田		1.70	1.60	1	木製スルース 手動	磐田市
22	仿僧川	仿僧川水門	福田		6.18	20.5	7	ローラーゲート 電動、ワイヤー式	静岡県
23	竜洋海岸 竜洋地区排水路	竜洋水門	駒場		5.00	10.0	1	ローラーゲート 電動、ワイヤー式	静岡県

資料10-11 水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表

1 水防倉庫

No.	河川	名 称	所 在 地	面 積	摘 要
1	天竜川	上野部	上野部1221-1	13.33	
2	天竜川	壺貫地	壺貫地38-18地先	13.33	
3	天竜川	下神増	下神増213-29	14.50	
4	天竜川	松之木島	松之木島203-1地先	25.92	
5	天竜川	寺谷	寺谷439-2	23.40	
6	天竜川	匂坂中	匂坂中960	9.29	
7	天竜川	小立野	小立野639-3	71.00	
8	天竜川	長森	長森211	27.36	消防センター併設
9	天竜川	西堀	豊岡1050-1	36.00	
10	一雲済川	下野部	下野部2090-6	25.92	
11	太田川	向笠新屋	向笠新屋289-3	25.92	
12	太田川	向笠竹之内	向笠竹之内412-7	23.40	消防センター併設
13	太田川	西島	三ヶ野304	37.26	
14	太田川	新貝	新貝260-7	37.26	
15	太田川	鎌田	鎌田2061-2	23.64	消防センター併設
16	太田川	和口	和口244-1	23.40	
17	太田川	豊浜	豊浜42	33.00	
18	敷地川	敷地	敷地938-2	70.80	
19	敷地川	大平堰	大平364-1	19.87	
20	今ノ浦川	上大原	大原879	9.90	
21	今ノ浦川	中大原	大原1241-2	9.90	
22	今ノ浦川	今之浦	今之浦2-15-1	32.40	
23	仿僧川	仿僧川南	福田中島3753-1	14.50	
24	太田川ほか	明ヶ島	明ヶ島471-5地先	120.00	県施設

2 水防用資器材

(その1)

水防倉庫名 資器材名		単位	上	老	下	松	寺	匂	小	長	西	下	向	向	
			野	貫	神	之	谷	坂	立	森	堀	野	笠	笠	
			部	地	増	木		中	野			部	新	竹	
						島							屋	之内	
資 材	杭	木製	本	67		50	164			100			80	550	300
		鉄製	本	41		30		220	23	300	220	140	30	100	100
	麻袋	枚													
	土のう袋(トレリット)	枚	1,300	600	1,500	600	1,700	600		3,000	200	1,000	1,300	800	
	大型土のう	枚							35		1,000				
	高吸水性 ポリマー止水袋	個			100		500		640	640	643				
	縄・ビニール紐	巻	1			4	15	1	27	8		1	6	5	
	鉄線	kg			40	15	75	3	100	50	90	10	100	100	
	蛇籠	本				7									
	葎	枚			10	3			90		30	3			
	ビニールシート	枚					25	17	34	20	20		15	14	
	竹(細塩ビ管)	本							35						
	塩ビ管	本							6						
	器 具	蛸木	丁							2	1	1		5	5
掛矢		丁	14	2	21	8	4	5	14	6	4	16	11	11	
担架		本											20	20	
シヨベル		丁	28	2	30	20	22	7	79	24	5	31	28	30	
つるはし		丁	6		9	8	3	6	33	15	16	8	6	3	
鋸		丁	16		15	9	4	4	6	5	1	10	6	7	
斧		丁	5		5	4	2	4	6	3	2	5	2	4	
ペンチ		丁			6	3	1	3	7	5	1	3	6	5	
鎌		丁	12			4	8	4	32	7		5	9	6	
ジョレン		丁	10		22	5	20	4	54	11	16	9	6	5	
照明具		灯										1	5	5	
救命綱		本	2	1	4	1	3		3	3	5		5	5	
救命胴衣		枚		5	5	5	5		5	5	5		7	5	
救命浮環		個		2	2	2	2		2	2	2		2	2	
石箕		ケ	43		36	12	14	8	40	10	20	28	40	20	
ナタ		丁	14		1	14	5	4	7	10	5	12	4	5	
鉄線はさみ		丁			1	2	3	3	6	5	5	1	3	4	
大ハンマー		丁	6		2	1	5	5	16	4	4			7	
くわ		丁	3		4	4						1			
一輪車		台	2		2	1	3		2	1	1	2			
土のう製作器		台					1		1		1				
シノ		丁			1				10	5				2	
縄(紐)通し		丁							6	12					4
水中ポンプ	台	1													
バール	本					2									
発電機	台														
コードリール	個														
ゴムボート	艇														

(その2)

水防倉庫名 資器材名		単 位	西	新	鎌	和	豊	敷	大	上	中	今	仿	明	
			島	貝	田	口	浜	地	平	大	大	之	僧	ヶ	
			島	貝	田	口	浜	地	堰	原	原	浦	川	島	
資 材	杭	木製	本	500	500		300	50	239	50	500	600	100	29	355
		鉄製	本	50		40		100	30				30	20	28
	麻袋	枚					60								
	土のう袋(トレリット)	枚	5,000	1,600	2,000	1,150	2,000	800	500	1,000	1,000	200	1,000	710	
	大型土のう	枚												290	
	高吸水性 ポリマー止水袋	個													
	縄・ビニール紐	巻	5	6	5	6	15	5	5	5	4		7	250	
	鉄線	kg	100	100	100	100	30	10	30	100	100	100	100	500	
	蛇籠	本												25	
	葎	枚				7	50	5	7						
	ビニールシート	枚	20	10	20		30							17	150
	竹(細塩ビ管)	本			10	15	60		5						
	塩ビ管	本					1								
	器 具	蝸木	丁	5	5		5				5	5	5		1
掛矢		丁	10	15	1	9	21	12		7	11	14	8	14	
担架		本	20	20	2	14			2		10	20		3	
ショベル		丁	30	35	27	43	50	36	16	26	30	30	38	12	
つるはし		丁	3	3	2	2	1	6	3	3	3	4	5	11	
鋸		丁	5	8		4	6	17	1	5	5	5	5	10	
斧		丁	5			2	5	9	5	5			5	5	
ペンチ		丁	5	5		5								6	
鎌		丁	6	5		5		14		4	4		5	16	
ジョレン		丁	5	5	5	5	14	14	8	3	5	5	15	4	
照明具		灯	5	4	5	5	5	3	4	4	5		5	5	
救命綱		本	5	5	5	2	5	1	5	0	7		5	5	
救命胴衣		枚	7	2	10	2	18	5		7	7		12		
救命浮環		個	2		5	2	2	1		1	1		3		
石箕		ケ		20		30	23	43	16		5		3	80	
ナタ		丁	5	5	6	2		3	2		5		5		
鉄線はさみ		丁	3	5		3		3	2		3				
大ハンマー		丁			13		12	4	2						
くわ		丁						4					3	8	
一輪車		台			1			1	1			1			
土のう製作器		台													
シノ		丁										4			
縄(紐)通し		丁					14								
水中ポンプ		台					3						1		
パール		本					5		2	1					
発電機		台						1						2	
コードリール	個							1					4		
ゴムボート	艇					1									

聴き取り記録票

受付 No. _____

受信日時	年 月 日 午前/午後 時 分	受付者	所属 氏名
通報者	住所： 氏名： 電話： — —		
通報種別	人的（安否 救急） 建物（住家 非住家） 道路 橋 河川 崖崩れ 鉄道 水道 電話 電気 ガス 火災 その他（ ）		
	報告 要請 情報提供 苦情 確認 その他（ ）		
場所	地番：磐田市 目標物（名称・方角・距離）：		
状況			
要請内容			
システム	<input type="checkbox"/> システム入力（No. _____） <input type="checkbox"/> システム地図連携		
整理	対応検討 対応不要 ライフライン		<input type="checkbox"/> 整理班
対応部署	磐田市 静岡県 その他（ ） 再検討（保留）		<input type="checkbox"/> 整理班
	（主担当） 部 課（班） （副担当） 部 課（班）		
指示内容	【指示日時 月 日 午前/午後 時 分】		<input type="checkbox"/> 対策班 <input type="checkbox"/> 連絡員 <input type="checkbox"/> 記録班 <input type="checkbox"/> 広報班
対応内容	【対応（開始）状況 月 日 午前/午後 時 分】		<input type="checkbox"/> 連絡員 <input type="checkbox"/> 対策班 <input type="checkbox"/> 記録班 <input type="checkbox"/> 広報班
完了	【対応完了 月 日 午前/午後 時 分】		<input type="checkbox"/> 連絡員 <input type="checkbox"/> 対策班 <input type="checkbox"/> 記録班 <input type="checkbox"/> 広報班

資料 11-02 被害程度の認定基準

〔災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号／最新改正：平成 31 年 4 月消防防第 28 号）「第 2 記入要領」から引用〕

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 28 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料11-03 被害速報 (随時)

(静岡県地域防災計画)

- 1 人的被害
 - 2 住家被害
 - 3 その他の被害
- { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
 船舶・その他 () } の被害 (該当項目に○印)

供 覧									
情報源	住民 その他 ()	消防団	自主防 ()	確認	確認済 (どこで) 未確認	警察 その他			
市町名	第 号	調査者	課	発信者	月 日 時 分	発信時間	月 日 時 分		
方面本部名	第 号	受信者	課	発信者	月 日 時 分	発信時間	月 日 時 分		
本部	第 号	受信者	課	受信時間	月 日 時 分	発信時間	月 日 時 分		
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在							
発生	日 時								
	場 所								
	原 因								
状 況									
(人的被害)									
・被害者の住所氏名									
・年令等									
(住家被害)									
・居住者名									
・避難状況等									
(その他の被害)									
・路線、河川名									
・被災延長、崩土量									
・規制内容									
・復旧見込等									
死 者	行方不明	負 傷 者	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
人	人	重傷	棟	棟	棟	棟	棟		
		軽傷	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
		計	人	人	人	人	人		
この情報は		警第	号	} で記者発表		済	未 発 表		
		その他	()						

資料11-04 災害定時及び確定報告書

(静岡県地域防災計画)

様式第4号

供覧									
<u>被害報告受信簿</u>						整理 検印 報告			
(磐田市 第 報) 月 日 時 分現在									
発信者	磐田市		受信者	静岡県西部地域局 (静岡県災害対策本部西部方面本部)		発信時刻	月 日 時 分		
災害発生の日時		月 日 時 分							
災害発生の場所		磐田市							
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分			廃止 月 日 時 分				
区分		件数	備考		区分	件数	備考		
人的被害	死者	人			その他	崖くずれ	箇所		
	行方不明	人				鉄道不通	箇所		
	負傷者	重傷	人			被害船舶	隻		
		軽傷	人			水道	戸		
住家被害	全壊	棟				電話	回線		
		世帯				電気	戸		
		人				ガス	戸		
	半壊	棟				ブロック塀等	箇所		
		世帯				り 災 世 帯 数	世帯		
	一部破損	棟				り 災 者 数	人		
		世帯			火災発生	建物	件		
		人			危険物	件			
	床上浸水	棟			その他	件			
		世帯			公立文教施設	千円			
人				農林水産業施設	千円				
棟				公共土木施設	千円				
床下浸水	世帯			その他の公共施設	千円				
	人			小計	千円				
非住家	公共建物	棟			公共施設被害市町村数	団体			
	その他	棟			その他	農産被害	千円		
その他	田	流出・埋没	ha			林産被害	千円		
		冠水	ha			畜産被害	千円		
	畑	流出・埋没	ha			水産被害	千円		
		冠水	ha			商工被害	千円		
学校	箇所			その他		千円			
病院	箇所			被害総額	千円				
道路	箇所			避難勧告指示の状況	地区数	箇所			
橋りょう	箇所				避難場所	箇所			
河川	箇所			避難人数	人				
港湾	箇所			消防職員出動延人数	人				
砂防	箇所			消防団員出動延人数	人				
清掃施設	箇所			災害対策本部設置時間					
				災害対策本部廃止時間					

資料11-05 火災・災害等即報連絡票

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		鎮火日時 (月 日 時 分)		(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積		m ² m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		消防団		その他(消防防災ヘリコプター等)	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()		
施設の概要	危険物施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等
			重症
			中等症
			軽症
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出場機関	出場人員	出場資機材
	自衛防災組織	人	
	共同防災組織	人	
	その他	人	
	消防本部(署)	台 人	
	消 防 団	台 人	
	消防防災ヘリコプター	機 人	
	海上保安庁	人	
警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人
使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち 災害関連死者	人		人		半壊	棟	床下浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害			区 分			被 害			災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		そ	田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	災 害 対 設 策 置 本 状 部 況	市 町 村	計	団 体	計	団 体		
	第 報			冠 水	ha	農 林 水 産 業 施 設	千円									
報 告 者 名	(月 日 時現在)		の	畑	流失・埋没	ha	公 共 土 木 施 設	千円	災 害 救 助 法	市 町 村	計	団 体	計	団 体		
				冠 水	ha	そ の 他 の 公 共 施 設	千円									
区 分			の	学 校	箇所	小 計	千円	災 害 救 助 法	市 町 村	計	団 体	計	団 体			
被 害				病 院	箇所	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体									
人 的 被 害	死 者	人	の	道 路	箇所	そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法	市 町 村	計	団 体	計	団 体		
	うち災害関連死者	人		橋 り よ う	箇所		林 業 被 害	千円								
住 家 被 害	行 方 不 明 者	人	の	河 川	箇所	の	畜 産 被 害	千円	災 害 救 助 法	市 町 村	計	団 体	計	団 体		
	負 傷 者	重 傷		人	港 湾		箇所	水 産 被 害							千円	
住 家 被 害	全 壊	棟	の	砂 防	箇所	の	商 工 被 害	千円	災 害 救 助 法	市 町 村	計	団 体	計	団 体		
		世帯		清 掃 施 設	箇所		そ の 他	千円								
住 家 被 害	半 壊	棟	の	崖 く ず れ	箇所	の	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額	千円	119番通報件数	件	計	団 体			
		世帯		鉄 道 不 通	箇所		災 害 の 概 況									
住 家 被 害	一 部 破 損	棟	の	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額	千円	災 害 の 概 況				119番通報件数	件	計	団 体		
		世帯		水 道 戸	回 線	電 気 戸		ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所					応 急 対 策 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)
住 家 被 害	床 上 浸 水	棟	の	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額		千円				災 害 の 概 況					119番通報件数
		世帯		電 気 戸	ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	応 急 対 策 の 活 動 状 況								
住 家 被 害	床 下 浸 水	棟	の	被 害 船 舶 隻					被 害 総 額	千円	災 害 の 概 況				119番通報件数	件
		世帯		り 災 世 帯 数	世帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件		そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他		
非 住 家	公 共 建 物	棟	の	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額		千円				災 害 の 概 況					
		そ の 他		棟	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件	自 衛 隊 の 災 害 派 遣	そ の 他						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料 12-01 無線通信施設の概要

1 磐田市防災行政無線（同報系）

地区	種別	出力	台数	備考
市内	親局	5.0W	1	こうほういわた（デジタル）
	中継局	1.0W/2.0W	1	しきじちゅうけい（デジタル）
	同報無線接続装置	—	1	中東遠消防指令センター（デジタル）
	遠隔制御装置	—	1	アナログ用
	再送信子局	0.1W~1.0W	5	竜洋地区1、豊岡地区4
	屋外子局	0.01W~2.0W	317	アンサーバック付
	親局	0.1W	1	こういわたふくで（アナログ）
		0.5W	1	こういわたりゅうよう（アナログ）
		1.0W	1	こういわたとよだ（アナログ）
		10.0W	1	こういわたとよおか（アナログ）

2 磐田市地域防災無線

地区	種別	出力	台数	備考
市内	基地局	5.0W	1	
	中継局	3.0W	1	
	移動局	5.0W	310	
		2.0W	218	

3 防災相互通信無線（158.35MHz）

地区	種別	出力	台数	備考
市内	基地局	10.0W	1	磐田防対
	移動局	5.0W	1	豊田防対
		10.0W	1	

4 防災相互通信無線（466.775MHz）

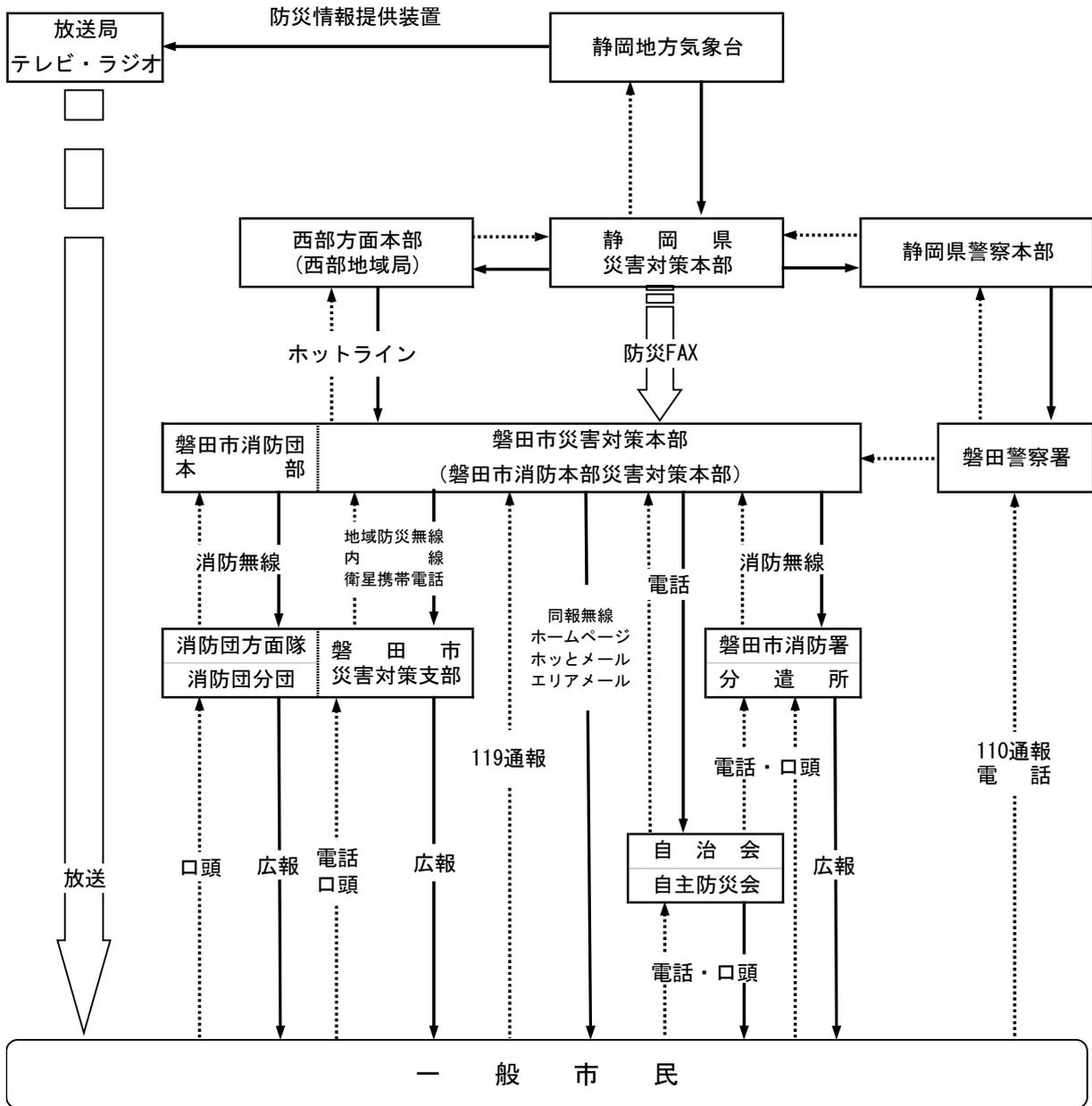
地区	種別	出力	台数	備考
磐田	移動局	10.0W	1	

5 消防無線

(警防課)

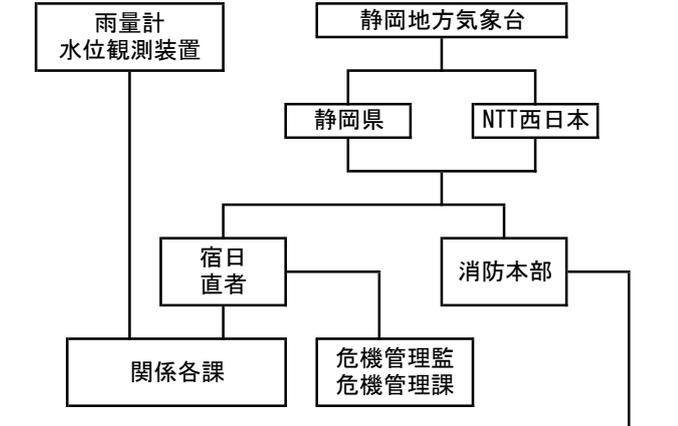
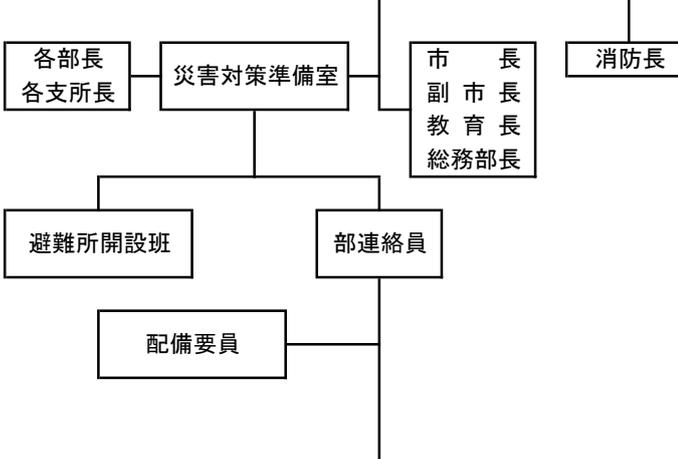
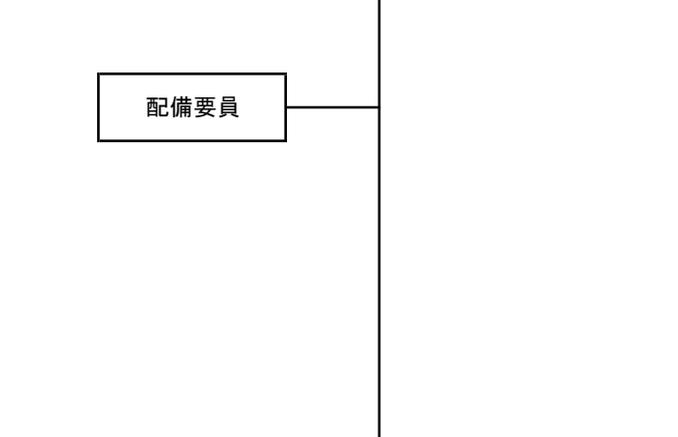
種 別	出力	台数	活動波		主 運 用 波	統制波			署 活 動 波	備 考	
			1	5		1	1	2			3
固 定 局	しょうぼう ちゅうとうえん しらいセンター	50mW	1	○	○	○	○	○	○	磐田市福田 400 磐田市福田支所内	
	しょうぼう おがさやま	50mW	2	○	○	○	○	○	○	掛川市山崎清ヶ谷 5914-1	
		100mW	1								
	しょうぼう いわたしきた	50mW	1	○	○	○	○	○	○	磐田市藤上原 133-17 上水道高区配水場内	
基 地 局	おがさやま きちきよく	5.0W	1	○	○	○	○	○	○	掛川市山崎清ヶ谷 5914-1	
	いわたし きたきちきよく	5.0W	1	○	○	○	○	○	○	磐田市藤上原 133-17 上水道高区配水場内	
移 動 局	消 防 本 部	車載無線	10.0W	34	○	○	○	○	○	○	
		卓上型	5.0W	3	○	○	○	○	○	○	
		可搬型	5.0W	3	○	○	○	○	○	○	
		携帯無線	5.0W	27	○	○	○	○	○	○	
	1.0W		68							○	
	消 防 団	車載無線	10.0W	58	○	○	○	○	○	○	
携帯無線		5.0W	10	○	○	○	○	○	○		

資料12-02 磐田市災害対策本部通信広報連絡系統図



——→ 予・警報等
.....→ 被害報告

資料12-03 勤務時間外等における職員連絡系統図

主な災害の概要	連絡系統
<p>【情報収集体制】 【事前配備体制】 レベル1、レベル2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市が設置した雨量計又は水位観測装置が基準数値に達したとき 2 磐田市に大雨、洪水、暴風又は高潮の各警報が発表されたとき 3 台風による被害の発生のおそれがあり、高齢者等避難の発令を判断したとき 4 津波注意報が静岡県に発表されたとき 5 市内で震度4の地震を観測したとき 6 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 8 浜岡原子力発電所に関わる情報収集事態又は警戒事態の発生を認知したとき 	
<p>【災害警戒本部体制（災害対策準備室）】 レベル3</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川水位が避難判断水位に達し、今後も水位の上昇が予測されるとき 2 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 市内で災害の発生のおそれがあると判断されたとき 4 津波警報が静岡県に発表されたとき 5 市内で震度5弱の地震を観測したとき 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 7 広域的な自然災害により、社会的影響が大きいと予測されるとき 8 浜岡原子力発電所に関わる施設敷地緊急事態の発生を認知したとき 	
<p>【災害対策本部体制Ⅰ】 レベル4</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川水位が氾濫危険水位に達し、今後も上昇が予測されるとき 2 磐田市に特別警報（大津波警報・緊急地震速報を除く。）が発表されたとき 3 現に被害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認めるとき 4 大規模な火災、爆発又は多数の死傷者等を伴う列車、航空機、船舶及び車両等の事故が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われるとき 5 大津波警報が静岡県に発表されたとき 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 	
<p>【災害対策本部体制Ⅱ】 レベル5</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度5強以上の地震を観測したとき 2 現に市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、その対策が必要と市長が認めるとき 3 浜岡原子力発電所に関わる全面緊急事態の発生を認知したとき 	

注1 突発型地震の場合は、震度により自動参集とする。

注2 緊急通報システムのほか各課が定める「災害対策本部動員計画」により併せて連絡をする。

資料12-04 公共建物番号標示一覧表

1 建物等の番号標示方法

(1) 対象 災害対策本部、救援、救護等の拠点となるところ

- ① 市役所、支所
- ② 公立の小学校
- ③ 災害拠点病院

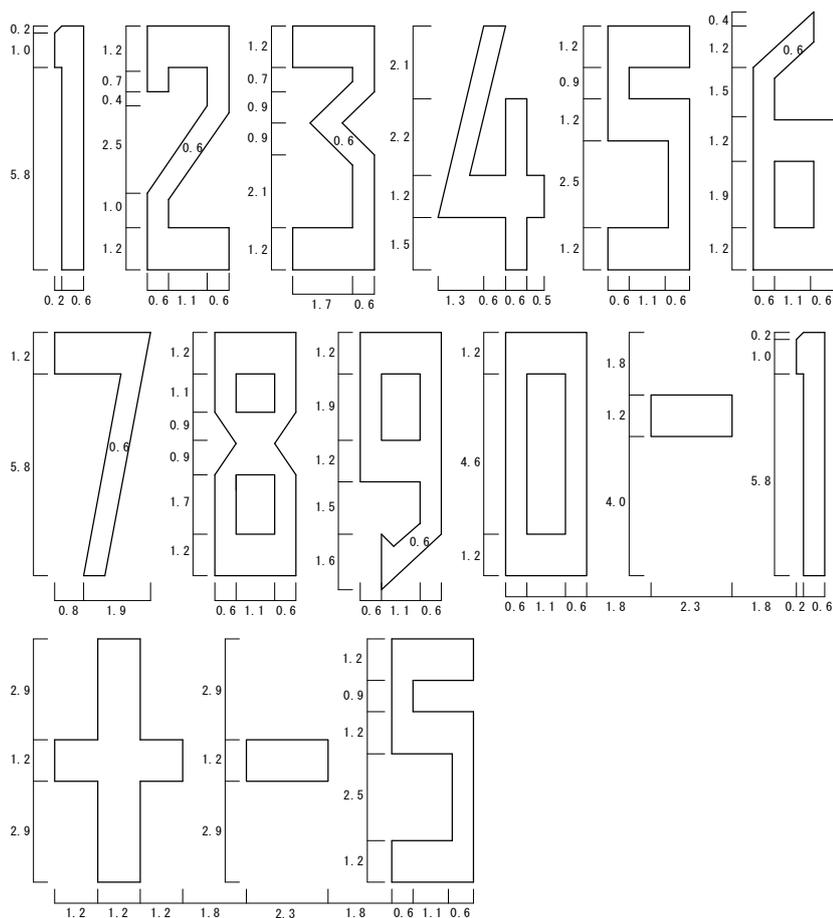
(2) 表示内容

- ① 数字で表現し、市町番号に学校番号を加える。
- ② 災害拠点病院は別に定める。
- ③ 色は白又はオレンジとする。

(3) 番号の付け方

- ① 左側に市町番号を書く。
- ② ハイフオンを入れる。
- ③ 市役所を0番とする。以降小学校番号とする。
- ④ 災害拠点病院は十字のマークと番号とする。

(4) 字体と規格 (単位：m)



2 表示番号

表示番号	公共建物名称	所在地	表示番号	公共建物名称	所在地
50-0	磐田市役所	国府台3-1	62-2	豊浜小学校	豊浜9
50-1	磐田北小学校	見付2352	63-0	竜洋中学校(竜洋支所)	豊岡4473-8
50-2	磐田中部小学校	中泉1203-2	63-1	竜洋西小学校	川袋1900
50-3	磐田西小学校	中泉2522-2	63-2	竜洋東小学校	中平松23
50-4	磐田南小学校	千手堂1356-1	63-3	竜洋北小学校	堀之内356
50-5	東部小学校	東貝塚206	64-0	磐田市備蓄ステーション	森岡150
50-6	大藤小学校	大久保282-1	64-1	豊田南小学校	森下300
50-7	向笠小学校	向笠竹之内391-6	64-2	旧豊田北部小学校	加茂1026
50-8	長野小学校	小島736	64-3	青城小学校	中田55
50-9	岩田小学校	匂坂中987	64-4	豊田東小学校	高見丘57
50-10	田原小学校	三ヶ野1030-1	65-0	豊岡支所	下野部48
50-11	富士見小学校	富士見町4-9-5	65-1	豊岡南小学校	上神増1410
62-0	福田支所	福田400	65-2	旧豊岡東小学校	敷地891
62-1	福田小学校	下太380	65-3	豊岡北小学校	下野部158-1

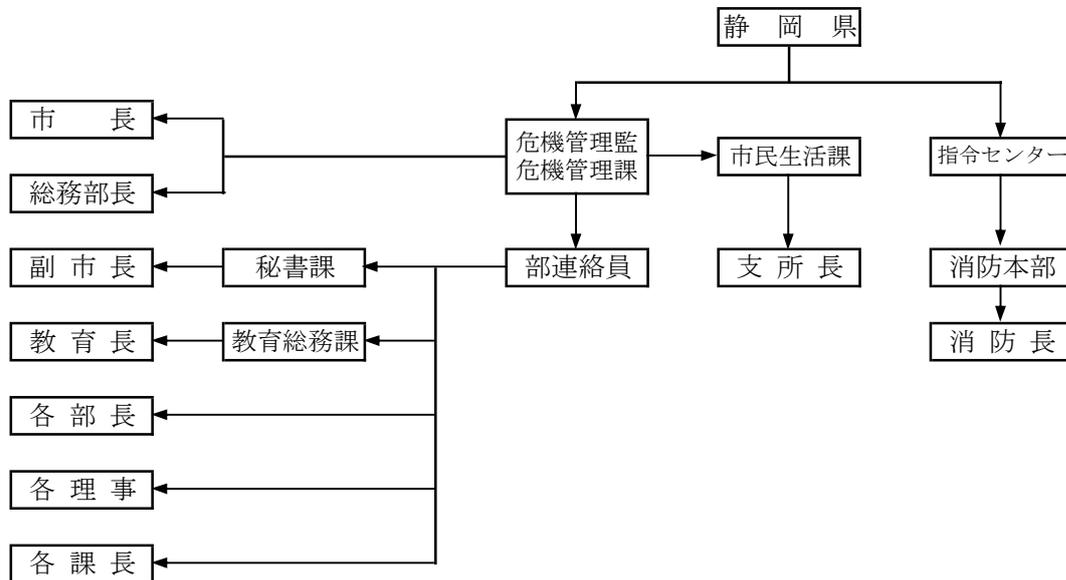
3 番号標示仕様書(例)

- (1) 塗料規格
 トラフィックペイント常温型JIS-K-5665 1種とする。
- (2) 色彩
 オレンジ系黄色とする。
- (3) 塗装回数
 下塗り、上塗りを各1回ずつとする。
- (4) 剥離及び清掃
 既存の標示を剥離した上、4種ケレンで行う。
- (5) ガラスビーズ
 - ① JIS-R-3301を使用する。
 - ② 番号の塗装表面上に散布することを原則とする。
- (6) 番号の位置、方角
 建物に直角とし、原則として南方向から見た標示位置とする。

【各文字の面積】

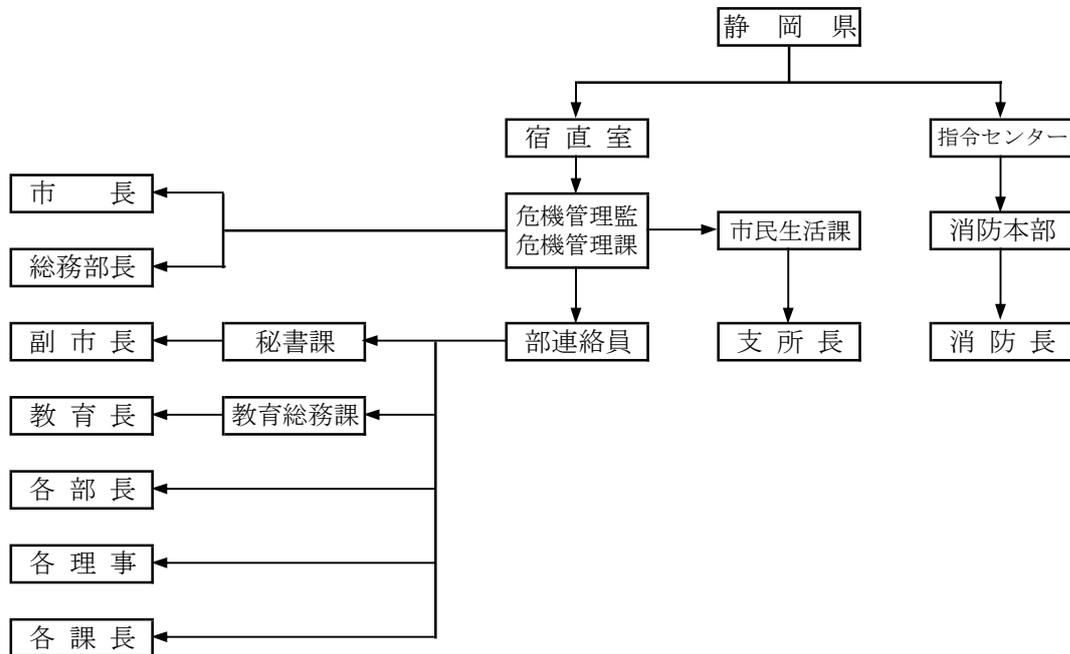
1 : 4.42m ²	2 : 8.87m ²	3 : 8.79m ²	4 : 8.30m ²
5 : 10.32m ²	6 : 9.73m ²	7 : 6.66m ²	8 : 9.92m ²
9 : 9.92m ²	0 : 11.04m ²	- : 2.76m ²	+ : 11.28m ²

資料12-05 東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時における職員配備連絡体制（勤務時間内）



- 1 伝達は、庁内メールのほか緊急通報メールにより行うものとする。
- 2 各課内の伝達方法については、あらかじめ定めておくものとする。
- 3 消防本部においては、緊急通報メールのほかあらかじめ定めた方法により伝達する。

資料12-06 東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時における職員配備連絡体制（勤務時間外）



- 1 伝達は、緊急通報メールにより行うものとする。
- 2 各課内の伝達方法については、あらかじめ決めておくものとする。
- 3 消防本部においては、緊急通報メールのほかあらかじめ定めた方法により伝達する。
- 4 東海地震注意情報発表後の警戒宣言発令の伝達は、勤務時間内における連絡体制によるものとする。

資料 12-07 地震防災信号

○大規模地震対策特別措置法施行規則（抜粋）

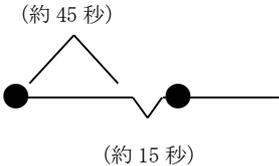
昭和 54 年 8 月 6 日
総理府令第 38 号

（最終改正：平成 25 年 7 月 12 日内閣府令第 47 号）

（地震防災信号）

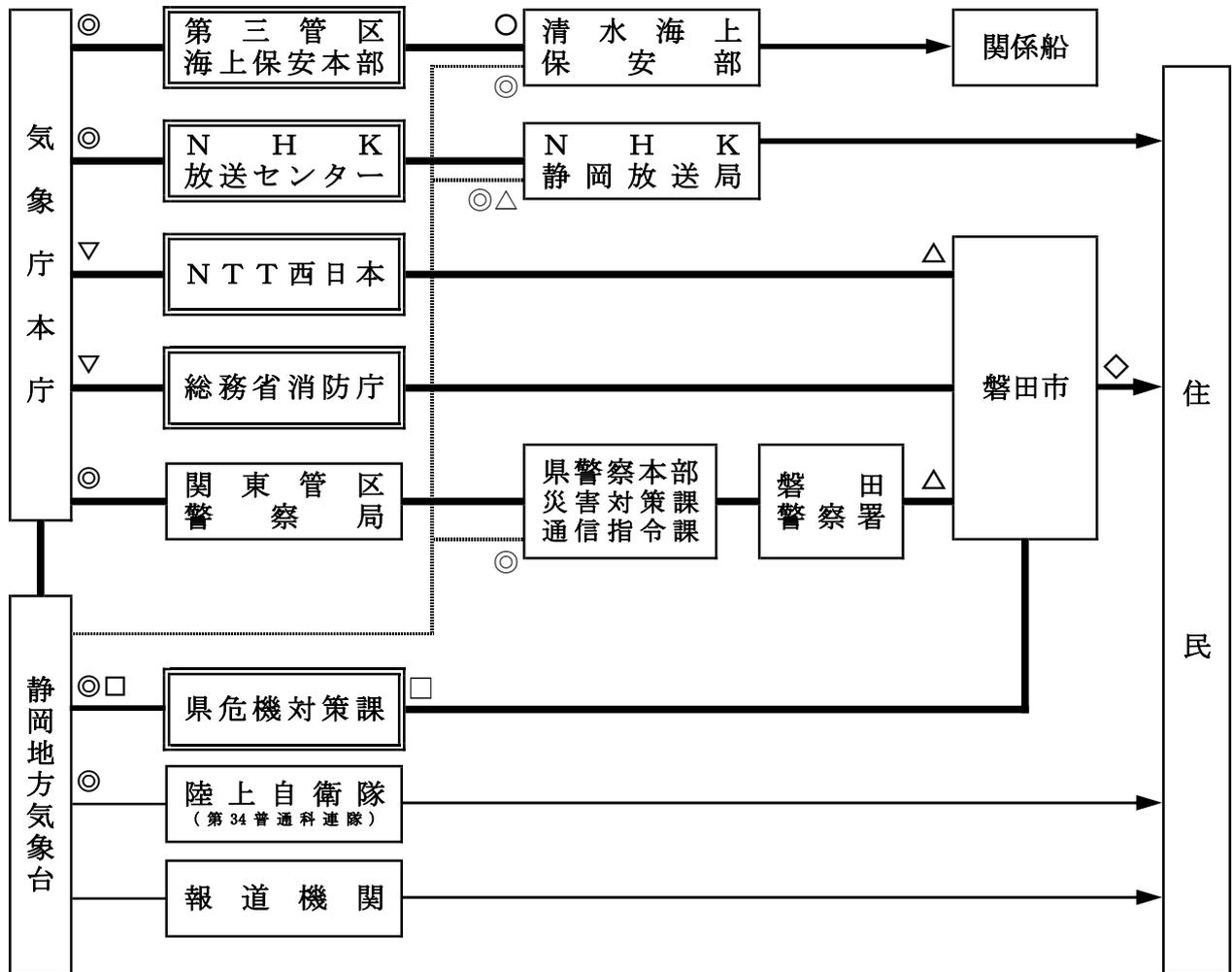
第 4 条 法第 20 条において準用する災害対策基本法第 52 条第 1 項の規定に基づく防災に関する信号で警戒宣言が発せられた旨の伝達のためのものの方法は、別表のとおりとする。

別表（第 4 条関係）

警 鐘	サ イ レ ン
 <p>(5点)</p>	 <p>(約 45 秒)</p> <p>(約 15 秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

資料12-08 津波情報伝達系統図

静岡県地域防災計画



- 法令（気象業務法等）による通知、周知の系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ▭ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）

注) 特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務づけられている。

- ◎ : 防災情報提供システム
- : 専用電話・FAX
- △ : 加入電話・FAX
- ▽ : オンライン（アデス経由）
- : 県防災行政無線
- ◇ : 市防災行政無線

資料 12-09 津波注意報及び警報標識

○予報警報標識規則（昭和 51 年 11 月 16 日気象庁告示第 3 号）

（通則）

第 1 条 次に掲げる予報及び警報に関する標識の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

- (1) 津波注意報標識
- (2) 津波警報標識
- (3) 大津波警報標識（津波特別警報についての警報事項を發表し、又は伝達するための標識をいう。以下同じ。）

第 2 条 前条の標識の鳴鐘及び吹鳴は、予報若しくは警報が行われたとき、又はこれらが切り替えられ、若しくは解除されたときに直ちに行うものとする。

（津波注意報標識）

第 3 条 津波注意報標識は、別表第 1 のとおりとする。

（津波警報標識及び大津波警報標識）

第 4 条 津波警報標識及び大津波警報標識は、別表第 2 のとおりとする。

前 文（抄）（昭和 63 年 3 月 2 日気象庁告示第 2 号）

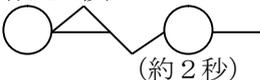
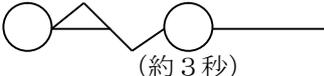
昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 25 年 8 月 26 日気象庁告示第 6 号）

平成 25 年 8 月 30 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

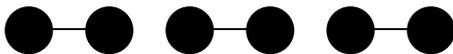
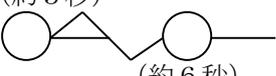
津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約 10 秒)  (約 2 秒)
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)

（注） 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

別表第 2（第 4 条関係）

津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約 5 秒)  (約 6 秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点)

（注） 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料13-01 消防施設、資機材一覧表

1 消防本部、消防署の状況

施設名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延面積 (㎡)
磐田市消防本部	福田400	9,605.92	5,683.54
磐田市消防署	今之浦二丁目14-2	3,724.42	3,026.36
磐田市消防署訓練場	今之浦二丁目15-1	1,601.00	10.00
磐田市消防署東部分遣所	岩井1907-4	1,285.47	272.10
磐田市消防署福田分遣所	南島237	3,025.02	932.63
磐田市消防署竜洋分遣所	白羽698-1	3,021.60	731.99
磐田市消防署豊田分遣所	森岡119-1	2,809.50	664.45
磐田市消防署豊岡分遣所	合代島438-1	2,546.98	584.45

2 消防団の状況

施設名称	所在地	敷地面積 (㎡)	延面積 (㎡)
豊岡方面隊第1分団	下野部57-1	375.19	191.27
豊岡方面隊第2分団	敷地938-2	703.89	191.27
豊岡方面隊第3分団	上神増986-5	606.23	201.11
豊岡方面隊第4分団	下神増213-29	764.00	192.25
磐田原方面隊第1分団	向笠竹之内412-7	700.00	153.27
磐田原方面隊第2分団	大久保277-31	585.77	165.72
磐田原方面隊第3分団	匂坂中960	820.60	165.72
豊田方面隊第1分団	豊田326-2	737.27	127.10
豊田方面隊第2分団	長森211	1,000.00	190.90
豊田方面隊第3分団	池田415-1	476.00	165.72
豊田方面隊第4分団	一言1496-1	559.39	185.13
見付方面隊第1分団	見付6-2	212.37	109.52
見付方面隊第2分団	見付3739-1	262.05	91.08
見付方面隊第3分団	西貝塚206	640.00	109.52
見付方面隊第4分団	鎌田2061-2	727.87	126.08
見付方面隊第5分団	西島230	420.86	109.52
中泉方面隊第1分団	国府台32-2	626.20	127.66
中泉方面隊第2分団	二之宮東26-8	358.26	105.30
中泉方面隊第3分団	大原1631-1	905.00	165.72
中泉方面隊第4分団	前野2669	493.00	109.52
竜洋方面隊第1分団	川袋585-1	814.27	165.72
竜洋方面隊第2分団	西平松249-1	750.00	165.72
竜洋方面隊第3分団	高木233-1	220.00	128.00
竜洋方面隊第4分団	平間1274-118	932.83	165.72
福田方面隊第1分団	福田1552-4	186.25	124.18
福田方面隊第2分団	福田4464-10	527.06	139.87
福田方面隊第3分団	福田中島551-1	944.56	142.25
福田方面隊第4分団	豊浜中野948-1	1,292.83	283.50

3 消防車両の配置状況

(令和5年1月1日現在)

種 所 属	車	総 数	高 規 格 救 急 車	ポ ン プ 車	化 学 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	水 槽 付 ポ ン プ 車	大 型 水 槽 車	指 揮 車	指 令 車	査 察 車	火 災 調 査 車	防 火 広 報 車	人 員 搬 送 車	連 絡 車	積 載 車	資 機 材 搬 送 車	支 援 車	マ イ ク ロ バ ス	ボ ー ト ト レ ー ラー	災 害 用 二 輪 車
消防本部		8									2	2	1		2	1						
消 防 署	本署	17	2	1	2	1	1		1	1				1	3	1		1	1	1		
	東部分遣所	3	1		1											1						
	福田分遣所	5	1					1								1		1				1
	竜洋分遣所	4	1	1				1								1						
	豊田分遣所	4	2					1								1						
	豊岡分遣所	4	1	1				1								1						
	計	37	8	3	3	1	1	4	1	1	0	0	0	1	3	6	0	2	1	1	1	0
消 防 団	本部	7								1	1						1	1				3
	豊岡方面隊	8		4													4					
	磐田原方面隊	6		3													3					
	豊田方面隊	8		4													4					
	見付方面隊	9		5													4					
	中泉方面隊	8		4													4					
	竜洋方面隊	8		4													4					
	福田方面隊	8		4													4					
	計	62		28						1	1						28	1				
合計		107																				

※積載車とは、可搬式消防ポンプ積載車をいう。

4 消防水利の現況

(令和5年4月1日現在)

区分		公設		私設	
消火栓		3,046		8	
簡易水道消火栓		47			
防 火 水 槽	20m ³ 未満	44	(0)	2	(0)
	20m ³ ～40m ³ 未満	280	(3)	67	(2)
	40m ³ ～60m ³ 未満	876	(574)	185	(127)
	60m ³ ～100m ³ 未満	52	(31)	17	(2)
	100m ³ 以上	63	(55)	11	(0)
	合計	1,315	(663)	282	(131)
井 戸	500ℓ/分～1,000ℓ/分未満	94	(0)	0	(0)
	1,000ℓ/分以上	158	(0)	7	(0)
	合計	252	(0)	7	(0)
そ の 他	河川・溝等			11	
	プール			49	
	濠・池等			22	
	その他			93	

※ () 内は、耐震性を有するものの数である。

5 消防特殊装備一覧表

(令和5年1月1日現在)

分類	品名	計	本署	東部分遣所	福田分遣所	竜洋分遣所	豊田分遣所	豊岡分遣所
一般救助用具	かぎ付きはしご	5	3			1		1
	三連はしご	13	8	1	1	1	1	1
	折りたたみはしご	2	2					
	空気式救助マット	1	1					
	救命索発射銃	2	2					
	サバイバースリング等	2	2					
	平坦架	5	3		1		1	
重量物排除用具	油圧ジャッキ	22	7	3	3	3	3	3
	油圧スプレッター(大・小)	22	7	3	3	3	3	3
	可搬式ウインチ	4	3				1	
	マンホール救助器具	2	1				1	
	マット型空気ジャッキ一式	2	1				1	
	大型油圧スプレッター	5	4				1	
	救助用支柱器具	1	1					
	チェーンブロッカー一式	7	2	1	1	1	1	1
切断用具	油圧切断機	1	1					
	エンジンカッター	24	8	3	3	4	3	3
	ガス溶断器	1	1					
	チェンソー	19	7	2	2	3	2	3
	鉄線カッター	18	6	2	2	2	4	2
	空気鋸	1	1					
	大型油圧切断機	3	2				1	
	空気切断機	1	1					
	鉄筋コンクリート切断用チェンソー	1	1					
破壊用具	万能斧	15	15					
	ハンマー	7	1	2	1		2	1
	携帯用コンクリート破壊器具	1	1					
	削岩機	2	1				1	
	ハンマードリル	2	1				1	
測定用具	可燃性ガス検知器	9	4	1	1	1	1	1
	有毒ガス測定器	1	1					
	酸素濃度測定器	8	3	1	1	1	1	1
	放射線測定器	1	1					0
	携帯警報器	30	5	5	5	5	5	5
呼吸保護用具	空気呼吸器	61	33	5	5	8	5	5
	酸素呼吸器	5	5					
	簡易呼吸器	2	2					
	防塵マスク	33	17	2	5	3	1	5
	送排風機	2	1				1	
除染用具	除染シャワー一式	2	1		1			
	除染剤散布器	2	2					

分類	品名	計	本署	東部分遣所	福田分遣所	竜洋分遣所	豊田分遣所	豊岡分遣所
隊員保護用器具	耐電衣一式	5	5					
	携帯警報器	15	15					
	防毒マスク	18	3	3	3	3	3	3
	化学防護服	8	8					
	陽圧式化学防護服	5	5					
	耐熱服	16	6	2	2	2	2	2
	放射線防護服	5	5					
水難救助用器具	潜水用資器材一式	12	12					
	救命胴衣	83	10	12	17	16	10	18
	水中投光器	6	6					
	救命浮環	10	4	1	1	2	1	1
	浮標	1	1					
	救命ボート	3	2		1			
	船外機	2	1		1			
	水中無線機	6	6					
水中時計	2	2						
山岳救助用器具	バスケット型担架	5	4				1	
検索用器具	簡易画像探査機	1	1					
高度救助器具	画像探査機	2	2					
	地中音響探知機	1	1					
	熱画像直視装置	7	7					
	夜間用暗視装置	1	1					
	地震警報器	1	1					
その他救助用器具	投光器	15	8	1	1	1	2	2
	携帯投光器	75	8	8	15	16	13	15
	携帯拡声器	18	9	1	2	2	3	1
	応急処置用セット	6	1	1	1	1	1	1
	車両移動器具	1	1					
	緩降機	2	2					
	ロープ登降機	4	4					
	救助用降下器	10	10					
発電機	29	14	2	3	4	4	2	
その他消防資機材	エアートント一式	1	1					
	自動体外式除細動器 (AED)	17	6	2	2	2	3	2
	衛星携帯電話	2	2					

資料13-02 防災資機材一覧表

種 別	品 名	設 置 場 所
気象観測器具	自記雨量計	本庁、支所等
	水位計	ポンプ場、機場ほか
情報伝達器具	ラジオ	避難所
	地域防災無線	本庁、支所、避難所等
発電装置	発動発電機	本庁、支所、避難所等
救助・救護用資機材	ジャッキ	本庁、支所、避難所
	担架	本庁、支所、避難所等
	エアータント	救護所
	救護用医療セット	救護所
給水資機材	非常用給水タンク	避難所
	可搬式ろ水機	資料20-02のとおり
	キャンパス水槽	本庁、避難所
	飲料水運搬用水槽	本庁、上下水道工事課、避難所
その他の資機材	四方幕テント	本庁、支所、避難所
	移動炊飯器（薪焚・灯油焚）	本庁、支所、避難所
	リヤカー	本庁、支所、避難所
	救出工具	本庁、支所、避難所
	仮設トイレ（ベンクイック）	本庁、支所、避難所等
	簡易トイレ	本庁、支所、避難所等
	便袋	本庁、支所、避難所等
	トイレトラック	本庁
	毛布	本庁、支所、避難所等
	パーテーション	避難所等
	ブルーシート	本庁、支所、避難所等
	懐中電灯	避難所
	ランタン	避難所

注1 消防本部所有の資機材は除いた。

注2 一部資機材については、設置場所の全てには配備されていない。

(予防課)

資料13-03 類別危険物製造所等の設置状況

(令和5年1月1日現在)

種 別	製造所等の別	総計	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	一般取扱所
計		978	36	661	222	195	10	102	7	67	58	281	90		191
単 独	第1類														
	第2類	2		2	2										
	第3類	2		2	1	1									
	第4類	921	20	636	199	193	10	102	7	67	58	265	90		175
	第5類	4	1	3	3										
	第6類	1		1		1									
混在		48	15	17	17							16			16

(予防課)

資料13-04 数量別危険物製造所等の設置状況

(令和5年1月1日現在)

種 別	製造所等の別	総計	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	一般取扱所
計		979	36	662	222	201	10	103	7	67	52	281	90		191
5倍以下		278	4	191	83	28	3	33	6	34	4	83	4		79
5～10倍		191	2	121	49	26	5	13	1	6	21	68	9		59
10～50倍		282	14	197	53	70	2	33		13	26	71	33		38
50～100倍		92	11	66	14	27		11		14		15	8		7
100～150倍		45		37	15	13		8			1	8	6		2
150～200倍		19		12	4	7		1				7	5		2
200～1,000倍		58	4	27	4	19		4				27	25		2
1,000～5,000倍		14	1	11		11						2			2

資料13-05 高圧ガス製造事業所（第1種）一覧表

1 液化石油ガス

(令和5年1月1日現在)

No.	事業所名	所在地	電話番号	処理能力 (m ³ /日)
1	(株)ザ・トーカイ中遠支店	岩井1907-264	0538-34-6025	128,294
2	スズキ(株)磐田工場	岩井2500	0538-32-8121	132,196
3	DOWAメタニクス(株)	新貝2630	0538-32-7138	107,042
4	(株)サイサン 磐田営業所	西貝塚559-1	0538-32-8261	438,946
5	NTN(株)磐田製作所(BB工場・JVC工場)	東貝塚1578	0538-37-8000	33,530
6	遠菱アルミホイール(株)	上岡田439-5	0538-34-4321	18,375
7	(株)遠鉄自動車学校遠鉄磐田自動車学校	見付5015	0538-32-7200	13,858
8	(株)スニック 竜洋パイプ工場	南平松6-2	0538-66-8866	26,733
9	DOWAメタル(株)	松之木島767	0539-62-3135	60,042
10	花川エネルギー(株) 磐田営業所	西貝塚1589-4		52,452

2 一般高圧ガス

(令和5年1月1日現在)

No.	事業所名	所在地	電話番号	処理能力 (m ³ /日)
1	スズキ(株)磐田工場	岩井2500		16,532
2	DOWAメタニクス(株)	新貝2630		407
3	ヤマハ発動機(株)本社工場	新貝2500		1,309
4	(株)ウェルテック伸栄	南田伊兵衛新田111-1		1,276
5	川研ファインケミカル(株)静岡工場	塩新田582		5,665
6	(株)スニック 竜洋パイプ工場	南平松6-2		1,303
7	高砂香料工業(株)磐田工場	海老塚1		117,806
8	ヤマハ(株)豊岡工場	松之木島203		877
9	浜松ホトニクス(株)豊岡製作所	下神増314-5		2,324
10	オークランド観光開発(株) 磐田ななつぼし	下万能410-1		514
11	新高山(株)	駒場6686-3		7,114
12	土井鋼材(株)磐田事業所	万正寺1027-2		12,464
13	(株)ヤマイチプライメタル 磐田工場	高見丘1209		594
14	(株)エンケイホイールコーポレーション	下野部2029-2		1,828
15	ナンヨー(株)	駒場4820		3,416
16	(合)F・Lファーム	掛塚3324		2,550
17	(株)スマートアグリカルチャー磐田	高見丘219-1		7,657

3 冷凍設備

(令和5年1月1日現在)

No.	事業所名	所在地	電話番号	冷凍能力 (t/日)
1	ケイ・アイ化成(株)第3部門2号冷凍設備	塩新田328	0538-58-1185	59.20
2	ケイ・アイ化成(株)第3部門1号冷凍設備	塩新田350	0538-58-0155	55.60

資料 14-01 ヘリポート一覧表

令和5年2月

No.	ヘリポート名	所在地	施設 管理者	電話 番号	機種別			広さ 幅×長さ (m)	緯度 経度	備考
					大 型	中 型	小 型			
1	磐田城山球場	見付190	指定管 理者	32-4236		○		83×80	34° 43' 21" 137° 51' 54"	
2	磐田市陸上競技場 (かぶと塚公園)	見付4075-1	指定管 理者	32-4236	○			105×70	34° 43' 35" 137° 50' 54"	拠点ヘリ ポート
3	県立磐田北高等学校	見付2031-2	知事	32-2181		○		66×96	34° 43' 59" 137° 51' 23"	覚書
4	県立磐田南高等学校	見付3084	知事	32-7286	○			80×120	34° 43' 17" 137° 51' 07"	覚書
5	県立磐田農業高等学校	中泉168	知事	32-2161		○		80×95	34° 43' 00" 137° 51' 14"	覚書
6	県立磐田西高等学校	中泉2680-1	知事	34-5217		○		80×65	34° 43' 07" 137° 50' 29"	覚書
7	磐田スポーツ交流の里 ゆめりあ (多目的グラウンド)	大久保892-36	指定管 理者	38-4150	○			107×65	34° 45' 26" 137° 51' 28"	
8	静岡産業大学	大原1572-1	学校 法人	37-0191	○			105×160	34° 41' 49" 137° 51' 36"	支援協定
9	福田公園多目的グラウ ンド	福田中島 3756-43	指定管 理者	58-3131		○		116×65	34° 39' 57" 137° 52' 35"	
10	竜洋海洋公園 (多目的広場)	駒場6866-27	指定管 理者	66-5580		○		85×85	34° 39' 03" 137° 48' 14"	
11	豊田天竜川グラウンド (第5・6グラウンド)	池田地先	指定管 理者	36-3211		○		120×80	34° 43' 27" 137° 48' 33"	注
12	磐田市豊岡野球場	壱貫地64-1	指定管 理者	0539 63-0036		○		80×75	34° 49' 11" 137° 50' 02"	
13	豊岡天竜川グラウンド (Cグラウンド)	松之木島地先	指定管 理者	0539 63-0036		○		140×85	34° 48' 11" 137° 49' 43"	
14	万瀬地区緊急避難地	万瀬254	市長	0539 62-1188		○		20×30	34° 52' 35" 137° 52' 16"	

注 防災ヘリの許可済飛行場外離着陸場

資料 14-02 ヘリポートの具備すべき条件

1 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

区分		昼間使用	夜間使用
項目			
発着場基準	OH-6D 小型 m 〔全長 9.30 全巾 8.05〕		
	UH-1J 中型 m 〔全長 17.44 全巾 14.69〕		
	CH-47J 大型 m 〔全長 30.18 全巾 18.29〕		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ 500m、進入表面のこう配 8 分の 1 (7°) を最低限確保する必要がある。

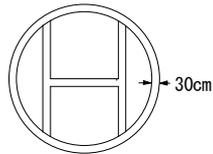
ただし、捜査又は救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。
- (3) 草地の場合は硬質低草地であること。

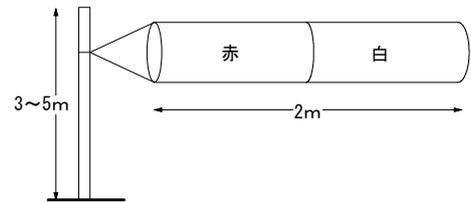
3 着陸点

着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の少ない場所）に吹き流し又は旗を立てる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒速度に耐えられる強度



5 救急車等車両の出入りの便がよい場所であること。

6 電話等通信手段の利用が可能であること。

7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対近づかないよう配慮する必要がある。

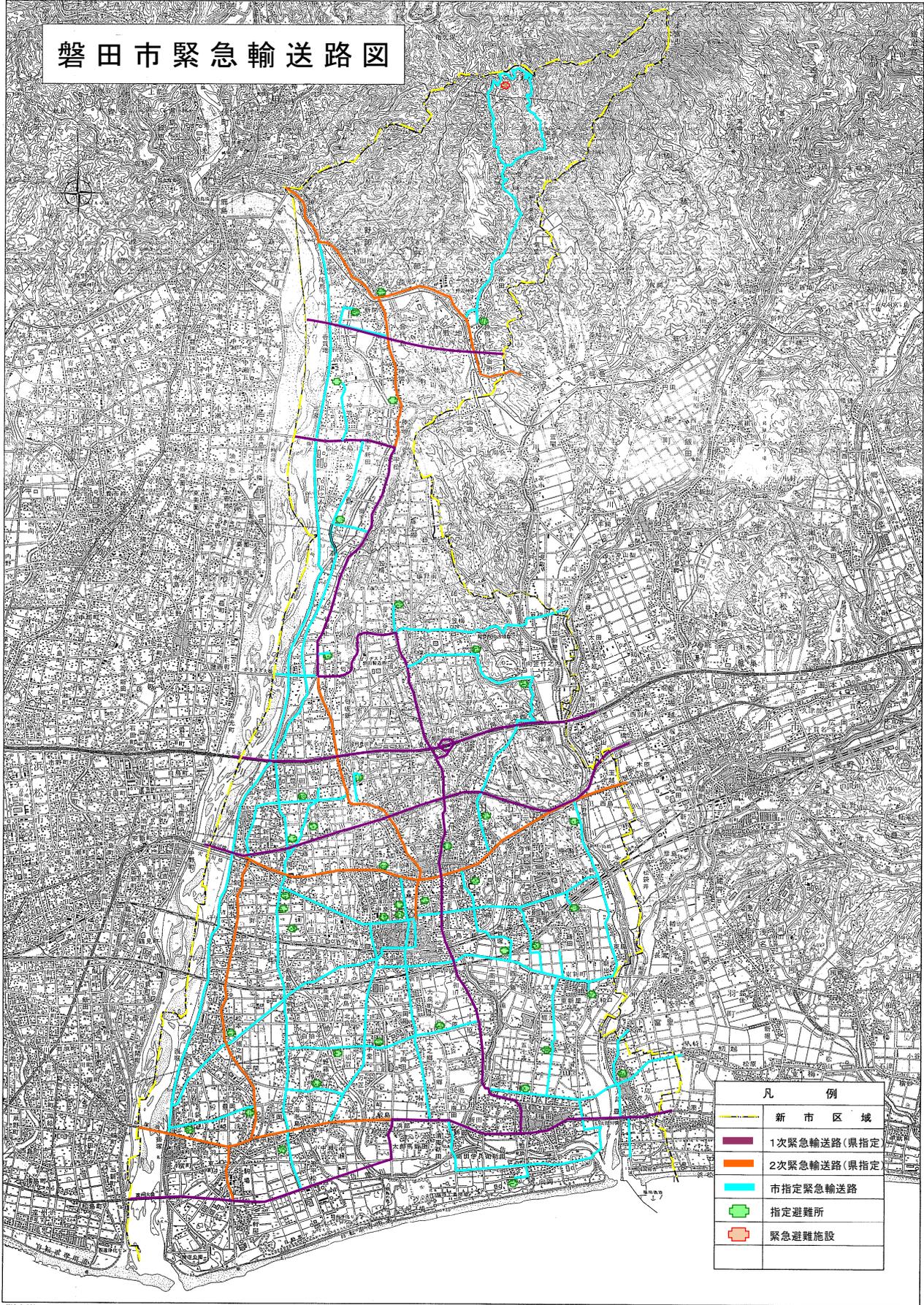
資料14-03 市有車両一覧表

令和4年1月1日現在

所 管 課	乗用バス	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車	軽乗用車	軽貨物車	塵芥車	し尿車	普通ダンプ	小型ダンプ	消防車	救急車	その他	原付自転車	計
危機管理課									1					1		2
資産経営課	3	1	6		6	10	21									47
福田支所					3	2										5
竜洋支所			1		1	1	4									7
豊田支所			1		1		2									4
豊岡支所						1	1							1		3
収納課																0
スポーツ振興課			1	1	1		7	1			1			14		26
地域づくり応援課						1										1
文化振興課			1				4									5
環境課					0	1	6								1	8
ごみ対策課					2		7	2	2	2	2			5	2	24
福祉課			3		3	17	7							3		33
こども未来課			1				4									5
産業政策課																0
農林水産課			1		0	1	1									3
道路河川課			1	1	1	1	6	2		4	5			13		34
都市整備課	1				1		6	1						1	3	13
上下水道工事課					2	2	11			1	3			3		22
上下水道総務課					1	1	3									5
教育総務課	7		1				10							1	1	20
学校給食課				10			4							0		14
中央図書館					1		6									7
文化財課					1		4				1					6
磐田市消防署	1	2			1	0	2					10	3	1		20
消防総務課		1	1				1					1				4
消防予防課						1	1					0		1		3
消防警防課			0		1							59		3		63
分遣所												13	5			18
病院総務課			1			5	2						1			9
中遠広域事務組合							3							9		12
市税課						1	3									4
医事課			1													1
経済観光課				1												1
総務課							1									1
幼稚園保育園課	4															4
政策推進課						1										1
ひと・ほんの庭 にこっと						1	1									2
合 計	16	4	20	13	26	47	128	6	3	7	12	83	9	56	7	437

注 「その他」には、フォークリフト、ブルドーザーなどのほか消防車両のうち指令車など消防車、救急車以外の車両を含む。※乗用草刈機等キャタピラー走行（ナンバー無し）も含む。

磐田市緊急輸送路図



H16.6.200

資料 14-05 鉄道の異常気象時における運転中止等の基準

(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ)

○天竜浜名湖鉄道株式会社

(1) 降雨によるもの

警報表示区分		警戒表示	注意表示	停止表示	観測箇所	
規 制 の 基 準	規 制 区 間	掛川 ↷ 原谷	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又 は時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	掛川
		原谷 ↷ 遠江一宮	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又 は時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	遠州森
		遠江一宮 ↷ 宮口	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又 は時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	天竜二俣
		宮口 ↷ 西気賀	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 150mm以上又 は時雨量30mm以上	連続降雨量 150mm以上で更に 時雨量30mm以上	金指
		西気賀 ↷ 知波田	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 120mm以上又 は時雨量25mm以上	連続降雨量 120mm以上で更に 時雨量25mm以上又は 時雨量35mm以上	三ヶ日
		知波田 ↷ 新所原	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又 は時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	新所原
運転規制内容		—	速度 30 km/h 以下	運転を中止	—	

(2) 強風によるもの

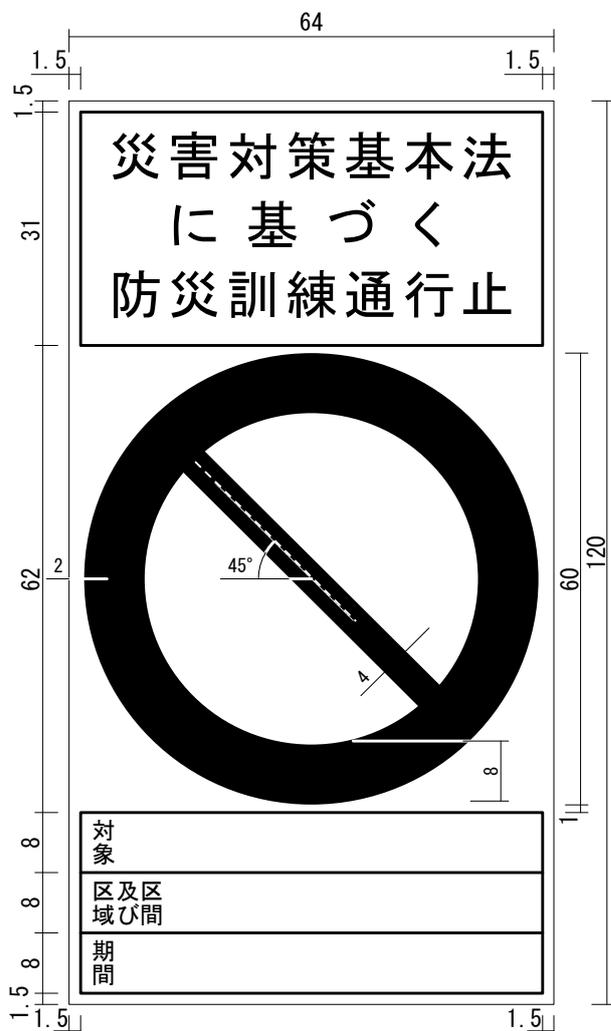
警報表示区分		警戒表示	注意表示	停止表示	観測箇所	
規 制 の 基 準	規 制 区 間	掛川 ↷ 遠州森	風速が 20m以上	風速が 25m以上	風速が 30m以上	垂木川
		遠州森 ↷ 金指	風速が 20m以上	風速が 25m以上	風速が 30m以上	垂木川
		金指 ↷ 新所原	風速が 20m以上	風速が 25m以上	風速が 30m以上	垂木川
運転規制内容		—	速度 45 km/h 以下	運転を中止	—	

(3) 地震によるもの

警報表示区分	注 意 表 示	停 止 表 示	観測箇所
運転規制 の 基 準	震度 4	震度 5 弱以上	天竜運転区
運転規制内容	速度45km/h 以下	運転を中止	—

資料 14-06 防災訓練に係る交通規制標識

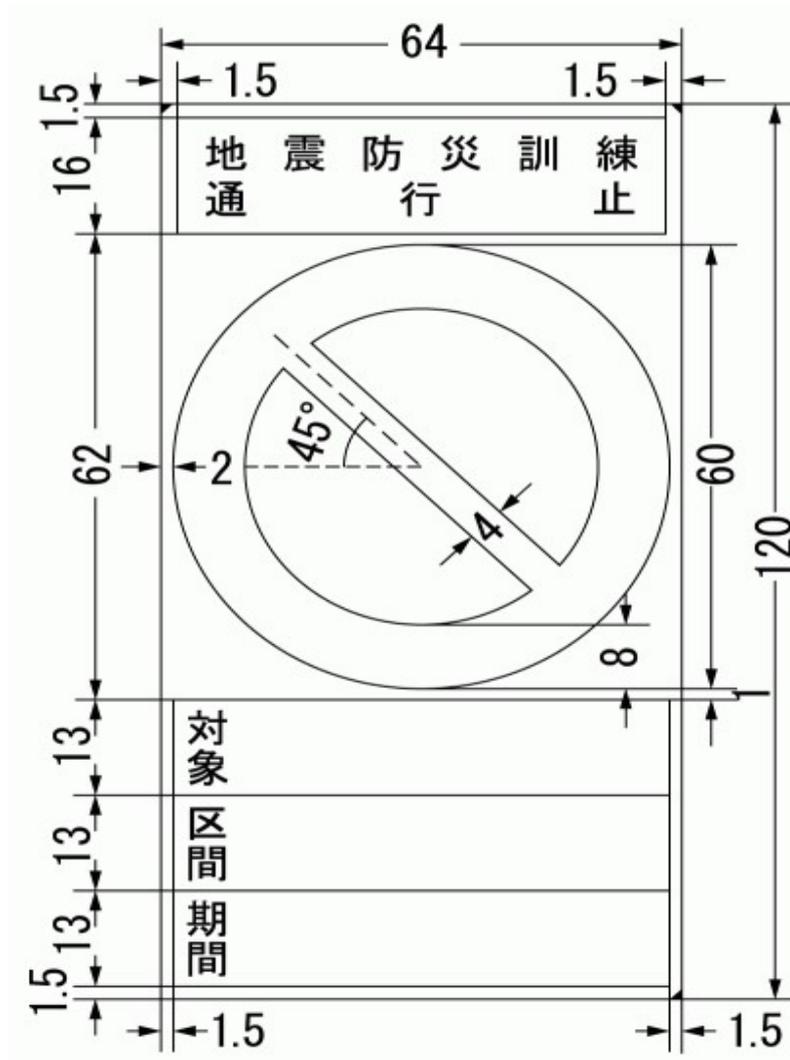
○災害対策基本法施行規則（昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号）
別記様式第 1（第 1 条の 2 関係）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

資料14-07 地震防災訓練に係る交通規制標識

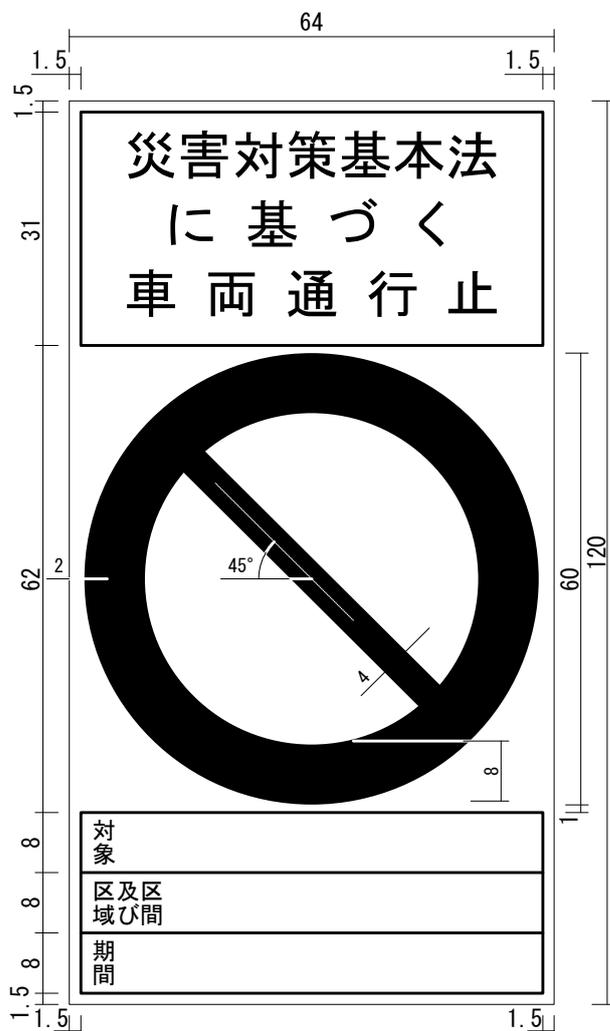
○大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年8月6日総理府令第38号）
別記様式第5（第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 14-08 通行の禁止又は制限についての標識

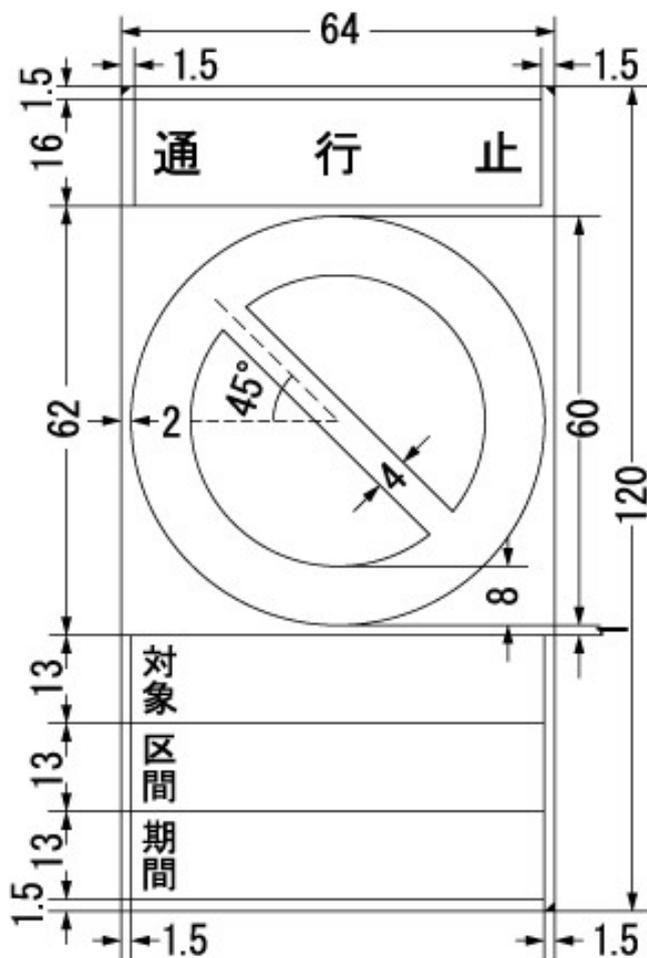
○災害対策基本法施行規則（昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号）
別記様式第 2（第 5 条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料 14-09 通行の禁止又は制限についての標識

○大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年 8 月 6 日総理府令第 38 号）
別記様式第 4（第 5 条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 14-10 緊急通行車両の標章及び確認証明書

○災害対策基本法施行規則（昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号）

別記様式第 3 号（第 6 条関係） ※緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

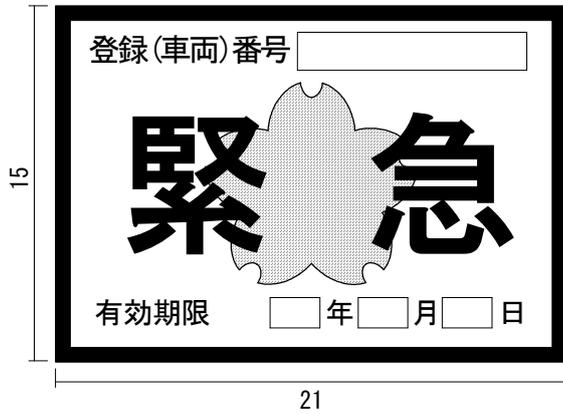
別記様式第 4（第 6 条関係） ※緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 14-11 緊急輸送車両の標章及び確認証明書

○大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年 8 月 6 日総理府令第 38 号）
別記様式第 6（第 6 条関係） ※緊急輸送車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第 7（第 6 条関係） ※緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住 所	()	局 番
	氏 名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 14-12 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(静岡県地域防災計画資料編)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

1 届出済証を携帯している緊急通行車両の場合

(1) 確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

(2) 確認の方法

- ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。
- イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合は、所定の緊急標章(資料 14-10)(以下「標章」という。)及び緊急通行車両確認証明書(資料 14-10)(以下「確認証明書」という。)を車両 1 台につき 1 通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期限

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

(1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備えてある確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの疎明資料を添え、次の場所に提出する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署

(2) 確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両であることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両 1 台につき 1 通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期限

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

資料 14-13 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱

(平成21年3月5日例規第18号／静岡県警察交通規制課)

○緊急通行車両等の事前届出・確認手続等に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用される車両並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第28条第2項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第1項の規定に基づき公安委員会が交通規制を行う道路の区間又は区域（以下「緊急交通路」という。）において交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）であることの確認並びに公安委員会がこれらの車両の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化及び効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等及び規制除外車両として使用されるものであることの届出（以下「事前届出」という。）を受ける場合の手続等について必要な事項を定めることとする。

第2 災対法の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 基本方針

県本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）、高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び署長は、災害応急対策活動を実施するための車両として使用されるものであることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両の確認」という。）に係る届出を受理するものとする。

2 緊急通行車両の確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両の確認の対象とする車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されていることから、次のいずれにも該当する場合に届出を受理するものとする。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の規定に基づく緊急自動車並びに災害対策に従事する自衛隊車両、米軍車両及び外交官関係車両であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく自動車登録番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両の確認の対象外とする。

(1) 災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項において災害応急対策は、次の事項について災害の拡大を防止するために行うものと規定している。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約、協定等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

指定行政機関等の長又は指定行政機関等の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者とする。

イ 事前届出の対象とする車両

前記2に規定する車両のうち使用の本拠の位置が静岡県内である車両とする。

ウ 事前届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する署とする。

エ 事前届出の際に必要な書類

(ア) 緊急通行車両等事前届出書

災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程（平成21年県公委規程第1号。以下「様式規程」という。）第2条に規定する緊急通行車両等事前届出書（以下「緊急届出書」という。）2通とする。

(イ) 疎明資料

a 指定行政機関等が保有する車両

自動車検査証など車両を特定する書類（以下「車検証」という。）の写し2通とする。

b 指定行政機関等との契約、協定等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両車検証の写しのほか、指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両であることを明記した賃借、業務委託等に係る契約書、協定書等の写しをそれぞれ2通とする。

(2) 緊急届出書等の審査及び送付

署長は、緊急届出書を受理した場合には、記載事項及び疎明資料を確認し、緊急通行車両の該当の有無を審査して該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出管理システム（以下「管理システム」という。）に登録の上、速やかに緊急届出書及び疎明資料各1通を交通規制課長に送付し、他の1通は署において保管するものとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

ア 緊急届出済証等の交付

交通規制課長は、署長から送付を受けた緊急届出書及び疎明資料の記載事項並びに管理システムの登録事項を確認した上、緊急通行車両等事前届出済証（様式規程様式第1号。以下「緊急届出済証」という。）及び緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第4。以下「緊急証明書」という。）を作成し、緊急通行車両等事前届出済証等交付用封筒（様式第1号）と同封の上、届出を受理した署を経由して事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 緊急届出済証等の再交付

交通規制課長は、緊急届出済証及び緊急証明書（以下「緊急届出済証等」という。）の交付を受けた者から事前届出を受理した署を経由して、次に掲げる事由により再交付の申請を受理したときは、再交付を行うものとする。この場合において、緊急届出済証等に別図に定める「再」の文字を朱書きで表示するものとする。

(ア) 緊急届出済証等を亡失、滅失、汚損又は破損したとき。

(イ) 緊急届出済証等の（当該緊急通行車両の自動車登録番号は除く。）に変更が生じたとき。

ウ 緊急届出済証等の返還

交通規制課長及び署長は、緊急届出済証等の交付を受けた車両が、次に掲げる要件に該当することとなった場合には、緊急届出済証等を速やかに返還させるものとする。

(ア) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。

(イ) 廃車となったとき。

(ウ) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

(4) 事前届出の取扱経過の明確化

交通規制課長及び署長は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（様式第2号）を備え付け、事前届出の受理及び緊急届出済証等の交付の取扱経過を明らかにしておくものとする。

4 大規模災害等発生時における確認手続

(1) 事前届出車両の確認

ア 確認を行う場所

県本部交通規制課（以下「交通規制課」という。）、署又は交通検問所において行うものとする。

イ 事前届出車両の優先

緊急届出済証等の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両の確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

ウ 緊急証明書及び標章の交付

確認に当たっては、車両の使用者に、既に交付されている緊急届出済証等を提出させ、緊急証明書及び緊急通行車両についての確認に係る標章（災対法施行規則別記様式第3。以下「標章」という。）に必要事項を記載して申出者に交付し、緊急届出済証は回収するものとする。

エ 標章の有効期限

発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとするが、交通規制課長が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

オ 取扱経過の明確化

交通規制課、署及び交通検問所に、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第3号）を備え付け、事前届出車両の確認及び標章の交付の取扱経過を明らかにしておくものとする。この場合において、高速隊長及び署長は、確認状況を管理システムに登録の上、速やかに回収した緊急届出済証を交通規制課長に送付すること。

(2) 事前届出車両以外の車両の確認

ア 確認を行う場所

原則として署において行うものとする。

イ 申出を行う者

前記3(1)アに規定する者又は車両の使用者とする。

ウ 申出に必要な書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両等確認申請書（様式規程様式第2号。以下「緊急申請書」という。）1通とする。

(イ) 疎明資料

前記3(1)エ(イ)に規定する書類のほか、前記3(1)エ(イ) bに規定する車両については、必要に応じて指定行政機関等からの災害応急対策活動に係る要請書、依頼書等の写しをそれぞれ1通とする。

エ 緊急証明書及び標章の交付

署長は、緊急申請書の記載事項及び疎明資料を確認し、緊急通行車両に該当すると認められる場合には、緊急証明書及び標章に必要な事項を記載して申出者に交付するものとする。

オ 事前届出車両の規定の準用

前記(1)エ及びオの規定は、事前届出車両以外の車両の確認について準用する。

5 指定行政機関等に対する指導等

(1) 指定行政機関等に対する指導

交通規制課長、高速隊長及び署長は、指定行政機関等に対して、緊急届出済証等の交付を受けた車両の確認要領、緊急届出済証等の再交付及び返還の手続、緊急届出済証等の車検証との一体的な保管等について指導を行うものとする。

(2) 静岡県知事との調整

交通規制課長は、緊急通行車両の確認に係る取扱い、緊急通行車両の事前届出に係る取扱い等について、静岡県知事と必要な調整を図るものとする。

第3 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の取扱い

1 基本方針

交通規制課長、高速隊長及び署長は、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認（以下「緊急輸送車両の確認」という。）に係る申出を受理するものとする。

2 緊急輸送車両の確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急輸送車両の確認の対象とする車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されていることから、次のいずれにも該当する場合に申出を受理するものとする。

- (1) 警戒宣言発令時において、地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同項において地震防災応急対策は、次の事項について行うものと規定している。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。以下この規定において同じ。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約、協定等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認等に関する規定の準用

地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出、確認等については、第2の2ただし書及び3から5までの規定を準用する。この場合において、「緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第4。」とあるのは「緊急輸送車両確認証明書（大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）別記様式第7。」と、「緊急通行車両についての確認に係る標章（災対法施行規則別記様式第3。」とあるのは「緊急輸送車両についての確認に係る標章（地震法施行規則別記様式第6。」と読み替えるものとする。

4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が緊急届出済証等の交付を受けている場合の取扱い

地震法第24条の規定に基づく緊急輸送車両として緊急届出済証等の交付を受けている車両は、同法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、緊急届出済証等の交付を受けている車両とみなす。

第4 原災法の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 基本方針

交通規制課長、高速隊長及び署長は、緊急事態応急対策活動の円滑な推進を資するため、原災法施行令第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両として使用される車両であることの確認について申出を受理するものとする。

2 緊急通行車両の確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両の確認の対象とする車両は、「緊急事態応急対策に従事する

者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に申出を受理するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項において緊急事態応急対策は、次の事項について行うものと規定している。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(2) 原子力事業者及び指定行政機関等（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために専用使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認等に関する規定の準用

原災法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等は、第2の2ただし書き及び3から5までの規定を準用する。

第5 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の取扱い

1 基本方針

交通規制課長、高速隊長及び署長は、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることとされる緊急通行車両として使用される車両であることの確認について申出を受理するものとする。

2 緊急通行車両の確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両の確認の対象とする車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他国民の保護のための措置を実施するための運転中の車両」であり、次のいずれにも該当する場合に申出を受理するものとする。

(1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画等に基づき、次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び整備の応急復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

- エ 輸送及び通信に関する措置
- オ 国民の生活の安定に関する措置
- カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認等に関する規定の準用

国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等は、第2の2ただし書き及び3から5までの規定を準用する。

第6 規制除外車両に係る取扱い

1 基本方針

交通規制課長、高速隊長及び署長は、大規模災害等発生時において民間事業者等による社会経済活動のうち優先すべきものに使用される車両（緊急通行車両等及び第2の2ただし書に規定する車両を除く。）として規制除外車両の確認に係る申出を受理するものとする。この場合において、規制除外車両として確認したときは、規制除外車両確認証明書（様式規程様式第5号。以下「除外証明書」という。）及び標章を交付するものとする。

2 規制除外車両の事前届出

(1) 前記1に規定する車両のうち、大規模災害等発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切な次のいずれかに該当し、かつ、使用の本拠の位置が静岡県内である車両については、規制除外車両の事前届出を受けるものとする。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置を有するものに限る。以下同じ。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出を行った後に指定行政機関等との契約、協定等により、大規模災害等発生時の災害応急対策のために使用される計画となった車両は、緊急通行車両として扱われることになる。

なお、緊急通行車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出が必要となる。

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

前記2(1)に規定する車両を使用する事業者等の長又は当該車両の使用に係る業務の実施について責任を有する者とする。

イ 事前届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する署とする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

規制除外車両事前届出書（様式規程様式第3号。以下「除外届出書」という。）及び疎明資料として次に掲げる書類をそれぞれ2通とする。

(ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証の写し及び医師又は歯科医師の免許証の写し若しくは使用者が医療機関であることが確認できる書類の写しとする。

(イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

車検証の写し及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写しとする。

(ウ) 患者等搬送用車両

車検証の写し及び車両の写真（自動車登録番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの）とする。

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証の写し及び車両の写真（自動車登録番号標及び車両の形状が確認できるもの）とする。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限ることとし、写真は、建設用重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出書等の審査及び送付

署長は、除外届出書を受理した場合には、記載事項及び疎明資料を確認し、規制除外車両の該当の有無を審査して該当すると認められるものについては、管理システムに登録の上、速やかに除外届出書及び疎明資料各1通を交通規制課長に送付し、他の1通は署において保管するものとする。

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付等

ア 除外届出済証等の交付

交通規制課長は、署長から送付を受けた除外届出書及び疎明資料の記載事項並びに管理システムの登録事項を確認した上、規制除外車両事前届出済証（様式規程様式第3号。以下「除外届出済証」という。）及び除外証明書（以下「除外届出済証等」という。）を作成し、規制除外車両事前届出済証等交付用封筒（様式第4号）に同封の上、届出を受理した署を経由して事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証等の再交付及び返還

前記第2の3(3)イ及びウの規定は、除外届出済証等の再交付及び返還において準用する。

(4) 事前届出の取扱経過の明確化

交通規制課長及び署長は、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（様式第5号）を備え付け、事前届出の受理及び除外届出済証等の交付の取扱経過を明らかにしておくものとする。

4 大規模災害等発生時における確認手続

(1) 事前届出車両の確認

ア 確認を行う場所

交通規制課、署又は交通検問所において行うものとする。

イ 事前届出車両の優先

除外届出済証等の交付を受けている車両の使用者から規制除外車両の確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

ウ 除外証明書及び標章の交付

確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証等を提出させ、除外証明書及び標章に必要な事項を記載して申出者に交付し、除外届出済証は回収するものとする。

エ 標章の有効期限

発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとするが、交通規制課長が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

オ 取扱経過の明確化

交通規制課、署及び交通検問所に、規制除外車両確認申請受理簿（様式第6号）を備え付け、事前届出車両の確認及び標章の交付の取扱経過を明らかにしておくものとする。

(2) 事前届出車両以外の車両

ア 第一局面（大規模災害等発生直後）

事前届出の対象とする車両のみに対して、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(ア) 確認を行う場所

原則として署において行うものとする。

(イ) 申出を行う者

前記3(1)アに規定する事前届出を行う者又は車両の使用者とする。

(ウ) 申出に必要な書類

a 規制除外車両確認申請書

規制除外車両確認申請書（様式規程様式第4号。以下「除外申請書」という。）1通とする。

b 疎明資料

前記3(1)ウ(ア)から(エ)までに規定する書類をそれぞれ1通とする。

(エ) 除外証明書及び標章の交付

署長は、除外申請書の記載事項及び疎明資料を確認し、規制除外車両に該当すると認められる場合には、除外証明書及び標章に必要な事項を記載して申出者に交付するものとする。

(オ) 事前届出車両の規定の準用

前記(1)エ及びオの規定は、事前届出車両以外の車両の確認について準用する。

イ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、規制除外車両の範囲を順次拡大するものとする。この場合において、交通規制課長は、全国的斉一を図る必要があることから、警察庁が調整した範囲の拡大内容及びその取扱要領を高速隊長及び署長に通知するものとする。

様式第1号（第2の3関係） （略）

様式第3号（第2の4関係） （略）

資料15-01 大学、高等学校一覧表

1 県立大学

No.	学校名	学部名	所在地	電話番号
1	農林環境専門職大学 農林環境専門職大学短期大学部	生活環境経営学部 生産科学科	富丘678-1	0538-24-8771

2 私立大学

No.	学校名	学部名	所在地	電話番号
1	静岡産業大学	経営学部	大原1572-1	0538-37-0191

3 県立高等学校

No.	学校名	所在地	電話番号
1	磐田南高等学校	見付3084	0538-32-7286
2	磐田南高等学校 (定時制)	見付3084	0538-32-7286
3	磐田北高等学校	見付2031-1	0538-32-2181
4	磐田農業高等学校	中泉168	0538-32-2161
5	磐田西高等学校	中泉2680-1	0538-34-5217

4 私立高等学校

No.	学校名	所在地	電話番号
1	磐田東高等学校	見付180-5	0538-32-6118

資料16-01 緊急物資調達計画

1 調達人口、調達世帯の算出根拠

第4次地震被害想定（平成25年11月）における生活支障の想定に基づき、発災1ヶ月後の避難者数及び世帯数を用いた。

区 分	世帯	人口	調達世帯	調達人口
レベル1	59,414	168,625	6,938	19,691
レベル2 地震動：基本ケース、津波：ケース①			8,980	25,486
レベル2 地震動：陸側ケース、津波：ケース①			11,999	34,056
レベル2 地震動：東側ケース、津波：ケース①			9,875	28,026

注1 世帯・人口は、平成22年度の国勢調査による。

注2 調達世帯数は、国勢調査の世帯人員より求めた。

2 磐田市における食料・日用品等の備蓄

- ① 発災後の食料の確保については、各家庭における市民自らの備蓄を前提とするが、住居の被災等により家庭内食料が使用不可能となった場合を想定し、市における備蓄を行う。備蓄目標は発災後3日分とし、4日目から7日目の4日分については協定等による調達を行う。
- ② 市内調達が困難な日用品等については、備蓄に努めるものとする。

3 緊急物資調達計画の総括表

試算については、調達世帯、人口が最も大となる、レベル2（地震動：陸側ケース、津波：ケース①）により実施した。

物資名	原単位	調達人口又は調達世帯	単位	推定必要量	市内流通在庫量(推計)	推定不足量	備考
米	1人1日 60g 4日分	34,056人	kg	81,734	76,652	5,082	精米
かんぱん	〃 345g 1日分	34,056人	kg	11,749	3,597	8,152	
漬物・梅干	〃 60g 4日分	34,056人	kg	8,173	35,025	0	
佃煮・缶詰	〃 90g 4日分	34,056人	kg	12,260	357,942	0	
味噌	〃 30g 4日分	34,056人	kg	4,087	339	3,748	
醤油	〃 30cc 4日分	34,056人	リットル	4,087	3,774	313	
塩	〃 20g 4日分	34,056人	kg	2,724	40,465	0	
粉ミルク	〃 140g 7日分	545人	kg	534	999	0	注1
毛布	1人2枚	34,056人	枚	68,112	1,718	66,394	
シャツ	1人1枚	34,056人	枚	34,056	48,224	0	
下着類	1人1組	34,056人	組	34,056	233,080	0	
タオル	1人1本	34,056人	本	34,056	9,411	24,645	
運動靴	1人1足	34,056人	足	34,056	13,245	20,811	
石鹸	1人1個	34,056人	個	34,056	8,657	25,399	
洗剤	1世帯1箱	11,999世帯	箱	11,999		11,999	
箸・スプーン	1人1ぜん(本)	34,056人	本	34,056	17,170	16,886	
皿	1人2枚	34,056人	枚	68,112	11,081	57,031	
茶碗	1人1個	34,056人	個	34,056		34,056	
作業衣	1人1着	18,356人	着	18,356	5,689	12,667	注2
軍手	1人1双	18,356人	双	18,356	18,230	126	注2
雨具	1人1着	18,356人	着	18,356	2,919	15,437	注2
生理用品	1人1袋	17,028人	袋	7,799	71,794	0	注3
おむつ(紙)	1人 8枚/日×7日	851人	枚	47,656	22,968	24,688	注4
おむつカバー	1人1枚	851人	枚	851	235	616	注4
哺乳瓶	1人1本	545人	本	545	103	442	注1
ちり紙	1世帯 0.3/日×7日	11,999世帯	ロール	25,198	1,357,370	0	
なべ・ハンゴ	1世帯2個	11,999世帯	個	23,998	1,309	—	
ヤカン	1世帯1個	11,999世帯	個	11,999		—	
バケツ	1世帯1個	11,999世帯	個	11,999	1,159	10,840	
マッチ・ライター	1世帯1個	11,999世帯	個	11,999	31,375	0	
懐中電灯	1世帯1本	11,999世帯	本	11,998	295,524	0	
乾電池	1世帯4本	11,999世帯	個	47,996		0	
L Pガス(20kg)	可能量	11,376世帯	本	11,376	1,057	—	
L Pガス器具	可能量	11,376世帯	個	11,376	391	—	

備考 市内流通在庫量は県資料に基づき、人口比率（168,625人/3,765,007人＝4.48%）により求めた。

注1 調達人口は、平成26年12月末における0歳以上2歳未満の構成比（1.6%）を乗じて求めた。

注2 調達人口は、平成26年12月末における15歳以上60歳未満の構成比（53.9%）を乗じて求めた。

注3 調達人口は、単純に避難者数の50%とした。

注4 調達人口は、平成26年12月末における0歳以上3歳未満の構成比（2.5%）を乗じて求めた。

4 県へ要請する緊急物資及び必要量

市内流通在庫でまかなえない物資については、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

資料16-02 緊急物資集積場所及び配分場所一覧表

1 集積場所

No.	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	磐田市防災備蓄ステーション	森岡150	-	
2	磐田市福田支所	福田400	0538-58-2370	
3	磐田市竜洋支所	岡729-1	0538-66-9100	
4	アミューズ豊田	上新屋304	0538-36-3211	
5	豊岡中央交流センター	壺貫地76-5	0539-62-9130	

2 配分場所

No.	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	城山中学校	見付263-3	0538-32-6108	
2	磐田北小学校	見付2352	0538-32-6168	
3	富士見小学校	富士見町4-9-5	0538-36-0770	
4	ワークピア磐田	見付2989-3	0538-36-8381	
5	磐田市総合体育館	見付4075-1	0538-32-4236	
6	磐田第一中学校	国府台39-1	0538-32-6101	
7	磐田中部小学校	中泉1203-2	0538-32-5101	
8	磐田西小学校	中泉2522-2	0538-32-2275	
9	磐田南小学校	千手堂1356-1	0538-32-2553	
10	長野小学校	小島736	0538-32-5437	
11	西貝交流センター	西貝塚1377-5	0538-32-4853	
12	南御厨交流センター	東新屋613	0538-35-0982	
13	東部小学校	東貝塚206	0538-32-2490	
14	神明中学校	鎌田2262-74	0538-32-4644	
15	田原小学校	三ヶ野1030-1	0538-32-5445	
16	向笠小学校	向笠竹之内391-6	0538-38-0390	
17	向陽中学校	向笠竹之内1162-2	0538-38-0339	
18	大藤小学校	大久保282-1	0538-38-0021	
19	岩田小学校	匂坂中987	0538-38-1854	
20	南部中学校	野箱32	0538-35-7575	
21	於保農村婦人の家	大原1654-1	0538-34-4271	
22	福田中学校	福田中島3753-1	0538-55-2101	
23	福田小学校	下太380	0538-55-2129	
24	福田中央交流センター	福田1587-1	0538-58-1111	
25	豊浜小学校	豊浜9	0538-55-2570	
26	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	0538-58-3131	
27	福田健康福祉会館	宇兵衛新田186-1	0538-58-3038	
28	竜洋中学校	豊岡4473-8	0538-66-2324	
29	竜洋西小学校	川袋1900	0538-66-2134	
30	竜洋東小学校	中平松23	0538-66-2034	
31	竜洋北小学校	堀之内356	0538-66-1190	
32	豊田東小学校	高見丘57	0538-37-0621	
33	豊田北部小学校・豊田中学校	加茂243	0538-32-4637	
34	アミューズ豊田	上新屋304	0538-36-3211	
35	豊田南小学校	森下300	0538-32-5273	
36	豊田南中学校	立野200	0538-37-3451	
37	青城小学校	中田55	0538-35-4128	
38	豊岡中学校	合代島943	0539-62-2085	
39	豊岡北小学校	下野部158-1	0539-62-2036	
40	豊岡総合センター豊岡体育館	壺貫地64-1	0539-63-0046	
41	豊岡南小学校	上神増1410	0539-62-2155	
42	豊岡南部会館	掛下1489	0539-63-0036	
43	豊岡東交流センター	敷地1187-3	0539-62-6669	

(上下水道工事課)

資料16-03 水道施設一覽表

1 上水道配水場

(令和5年1月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	有効水量(m ³)	備 考
1	藤上原配水場	藤上原133-15	1,680	高地区80m ³ 、低地区1,600m ³
2	匂坂配水場	匂坂中306-1	2,400	
3	向笠西配水場	向笠西676-9	6,400	
4	見付配水場	見付2262	4,000	
5	東大久保配水場	西貝塚3781-3	480	
6	長池配水場	大原3978-3	800	
7	福田中島第2配水場	福田中島2464-1	800	
8	豊浜配水場	豊浜533	800	
9	豊岡配水場	豊岡2965-1	2,400	
10	高見丘配水場	高見丘992-1	2,400	
11	小立野配水場	小立野66-1	1,200	
12	社山配水場	社山437-4	2,800	
13	岩室配水場	岩室212-2	11	
14	大平配水場	大平1460-1	88	
15	虫生中継ポンプ場兼配水場	虫生219-7	20	
16	万瀬配水場	万瀬474-1	24	
合 計			26,303	※(有効水量)=(施設容量)×0.80

2 上水道水源井

(令和5年1月1日現在)

No.	水 源 名	所 在 地	施 設 概 要	取水量(m ³ /日)	備 考
1	岩田第1水源	匂坂中1498-1	φ300mm 深井戸160m	565	
2	岩田第3水源	匂坂上608	φ400mm 浅井戸80m	3,857	
3	岩田第4水源	寺谷678-2	φ400mm 深井戸182m	724	
4	岩田第5水源	寺谷858-2	φ400mm 深井戸180m	1,311	
5	石原水源	中泉830-6	φ300mm 深井戸80m	0	
6	江口水源	豊岡6567-2	φ300mm 深井戸120m	1,022	
7	堀之内水源	堀之内250	φ300mm 深井戸120m	1,892	
8	森下水源	森下300-2	φ300mm 深井戸101m	2,257	
9	池田水源	池田139	φ200mm 深井戸80m	817	
10	東名水源	東名148-4	φ400mm 深井戸100m	3,228	
11	小立野水源	小立野458-1	φ300mm 深井戸100m	2,985	
12	上本郷水源	上本郷1009-4	φ300mm 深井戸100m	227	
13	気子島水源	気子島955	φ300mm 深井戸100m	895	
14	上神増水源1号	上神増2568	φ300mm 深井戸51m	5,565	
15	上神増水源2号		φ300mm 深井戸50m		
合 計				25,345	

3 遠州広域水道用水供給事業の受水点 (県管理)

(令和4年度)

No.	施設名	所在地	受水量 (m ³ /日)	備考
1	高区受水点	藤上原133-15	2,100	藤上原配水場
2	匂坂受水点	匂坂中306-1	1,000	匂坂配水場
3	中区受水点	向笠西676-9	4,200	向笠西配水場
4	見付受水点	見付2262	8,600	見付配水場
5	東大久保受水点	西貝塚3781-3	3,300	東大久保配水場
6	向笠新屋受水点	向笠新屋370	300	直圧
7	東貝塚受水点	東貝塚1442-1	900	直圧
8	西之島受水点	西之島1744-1	2,900	直圧
9	中野受水点	中野767-2	1,000	直圧
10	草崎受水点	草崎903-2	1,300	直圧
11	長池受水点	大原3978-3	3,500	長池配水場
12	中島第2受水点	福田中島2464-1	1,500	中島第2配水場
13	豊浜受水点	豊浜533	1,600	豊浜配水場
14	五十子受水点	五十子232-2	1,500	直圧
15	福田受水点	福田中島79-3	1,400	直圧
16	中島受水点	福田中島567-3	2,300	直圧
17	西平松受水点	西平松374-2	1,500	直圧
18	宮本受水点	宮本448-1	900	直圧
19	川袋受水点	川袋1900	3,000	直圧
20	高見丘受水点	高見丘1009-3	3,200	高見丘配水場
21	中野戸受水点	加茂1036	1,000	直圧
22	加茂受水点	加茂813-2	700	直圧
23	森下受水点	立野2010-1	700	直圧
24	下本郷受水点	下本郷253-1	500	直圧
25	上神増受水点	上神増2539	2,400	上神増水源送水ポンプ場
26	敷地受水点	敷地782-2	600	直圧
合 計			51,900	※企業局との契約水量

4 簡易水道水源井 (簡易水道組合管理)

(令和4年4月1日現在)

番号	名称	給水地区	給水人口	前年度1日最大給水量(m ³ /日)	水源の位置	備考
1	前野	前野・長須賀の各一部	962人	548	前野1884	
2	草崎・白拍子	草崎・白拍子 新島・前野・野箱の各一部	2,160人	750	草崎1032-2 草崎622-4	
3	小島・野箱	小島・野箱	1,800人	823	小島724-2 小島728-1 小島1739-1 野箱116	
4	刑部島	刑部島	261人	256	刑部島151-2	
5	新島・長須賀	新島・長須賀 前野・真光寺の各一部	737人	360	長須賀55	
6	豊島	豊島の一部	269人	315	豊島1218-2	
7	北島	北島	295人	142	北島43 北島108	
8	千手堂上	千手堂の一部	592人	617	千手堂1039	
9	匂坂中下	匂坂中の一部	250人	不明	匂坂中1089	